西　脇　市
新市まちづくり計画

いのちいきいき　自然きらきら
共生のまち　にしわき

～市民が主役！次世代につなぐ　ふるさとの創造～

西脇市・黒田庄町合併協議会

目　次

序　論 …… 1
序-1　合併の必要性と効果 …… 1
序-2　計画策定の方針 …… 6

第１章　新市の概況 …… 7
1-1　概況 …… 7
1-2　人口・世帯 …… 9
1-3　産業 …… 13
1-4　土地利用、道路・交通の状況 …… 20
1-5　生活環境の状況 …… 25
1-6　行財政の状況 …… 32
1-7　関連計画からみるまちづくりの方向性 …… 37
1-8　住民意向調査結果の概要 …… 40
1-9　新市の主要課題 …… 46

第２章　主要指標の見通し …… 50
2-1　推計人口 …… 50
2-2　推計世帯数 …… 52

第３章　新市まちづくりの基本方針 …… 53
3-1　新市のまちづくりの理念と将来像 …… 53
3-2　新市まちづくりの基本方針 …… 55
3-3　新市の都市構造 …… 58

第４章　新市の施策 …… 60
4-1　施策の体系 …… 60
4-2　新市の施策 …… 62
4-3　推進方策の具体的な取組 …… 77

第５章　公共的施設の適正配置と統合整備 …… 84

第６章　財政計画 …… 85
6-1　前提条件 …… 85
6-2　歳入・歳出 …… 88

参考資料 …… 89

西脇市

新市まちづくり計画

序　論

序-１　合併の必要性と効果

①合併の背景

経済社会の進展とともに、私たちは物質的に豊かな生活を享受できるようになり、さらに現在では、物質的な豊かさからこころの豊かさを求める成熟社会を迎えています。これにともない、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、行政に対する住民ニーズもますます多様化しています。また、急速な少子高齢化の進行や情報化の進展、経済のグローバル化[1]とそれにともなう地域経済の低迷など、これまで想像しえなかった大きな社会の変革により、社会システムも時代の変化に応じて再構築しなければ立ち行かない状況に陥っていくことが予見されます。

一方、行政運営においても、戦後から社会の成長期にかけては、行政が社会を主導するシステムが効果的に機能してきましたが、成熟社会の到来という社会環境の変化を踏まえ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、中央集権型から分権型への行政システムの移行をめざし、平成１２年４月に「地方分権一括法」が施行され、本格的な地方分権時代を迎えました。そして、住民に最も身近な自治体である市町村は、自己決定・自己責任の下に、多様化・複雑化する地域課題を解決していくことが求められています。

多くの市町村においては、少子高齢化の進行や地域経済の低迷に加え、国の地方財政制度の見直しにともない財政状況が悪化する中、限られた財源で増大する住民ニーズに応えていくことが求められていますが、このような社会環境の下では、これまでの総合行政（フルセット）型の行政運営を維持していくことは、もはや困難な状況にあります。市町村の将来は、これらの社会環境の変革に適切に対応し、どのようなまちづくりを展開していくのか、ということにかかっているといえます。

そうした中、現在「平成の大合併」といわれる市町村合併の取組が全国的に進められています。西脇市と黒田庄町の合併にあたっては、このような社会的背景を十分に認識した上で、その必要性と効果を捉えることが重要です。

[1] 国際的な競争や相互依存関係の高まりから、国や企業等の経済主体が、国や地域を越えて、地球的規模で経済活動を行うようになることをいいます。

②合併の必要性

西脇市と黒田庄町は、加古川流域にあり、地理的・歴史的にもつながりが深く、経済活動・文化・日常生活など、さまざまな面で一体的な生活圏を形成しており、住民相互の交流も活発です。

一方、大きく変動する社会潮流の中、新たな課題に対応するため、これまでの行政のあり方についても早急な変革が求められています。

そこでまず、両市町の合併の必要性について、次のように整理します。

◆地方分権時代への対応

「住民に身近な行政は市町村で」という考え方の下に、現在、地方分権が進められています。このため、これまで国や県の責任であった権限を譲り受け、市町村の自己決定権を拡充し、自立・自律した行政運営を行うことで、多様化する住民ニーズに応じた的確な行政サービスを提供できる能力を備える必要があります。

両市町においても、住民に最も身近な自治体として、その役割を十分担えるように体質の強化を図ることが求められています。

◆少子高齢化への取組

全国的に少子高齢化が急速に進んでおり、平成18年以降は日本の全体人口が減少していくことが予想されています。両市町においても例外ではなく、高齢化率が20.6%（平成12年国勢調査）と、兵庫県全体の高齢化率16.9%よりも高く、今後もさらに高齢化が進むとともに、人口の減少も予想されます。

少子高齢化による生産年齢人口[1]の減少は、地域経済やコミュニティの活力を低下させる要因となるとともに、税収の減少、さらに保健・医療・福祉分野などの需要を増大させ、行財政運営にも大きな影響がでてくることが予想されます。

このため、限られた財源で、子育て支援や高齢者への保健・福祉サービスを効率的に提供できる体制をつくり、少子高齢化がもたらすさまざまな社会的影響をできるだけ抑制し、住民が安心して暮らすことのできる環境を整備することが求められています。

◆住民生活の質的変化への対応

生活水準の向上にともない、ゆとりやうるおいあるライフスタイルの実現など、人々の価値観は「もの」の豊かさから「こころ」の豊かさへと変化してきました。また、現在の行政区域が定められて半世紀以上が経ち、市街地の拡大や交通網の整備、さらには、情報化の進展などにより、通勤・通学、経済活動など幅広い分野にわたり、住民活動の範囲は行政区域を越えて広域化しています。

これら住民の価値観の変化にともなう行政需要の多様化、生活圏の広域化による住民生活の質的変化に対応していくため、現在の市町の枠組みを越えた広域的・総合的な観点からまちづくりを進めていくことが求められています。

---

[1] 15歳から64歳までの人口。14歳以下は「年少人口」、65歳以上は「老年人口」といいます。

◆「豊かなまちづくり」の推進

西脇市は、織物・釣針といった地場産業と商業を基盤に、経済・文化・行政などさまざまな都市機能が集積する播磨内陸地域の拠点都市として発展してきました。一方、黒田庄町は、加古川沿いに広がる農村集落より形成されており、豊かな自然環境を生かした観光・交流施設を有しているほか、近年は、肥育牛の生産や循環型農業の振興にも積極的に取り組んでいます。

両市町は、ともに加古川流域にあり、地形的に連たんしているだけでなく、低迷する地場産業をはじめとする地域経済の振興、国道175号バイパスなどの道路網の整備、電化されたＪＲ加古川線の利用促進や沿線活性化など共通する地域課題を抱えています。

これらの課題に対し、柔軟に、また効果的に取り組み、お互いのまちが持つ個性を生かした「豊かなまちづくり」を進めていくため、一体的な行政を展開していくことが求められています。

◆行財政基盤の強化

国・地方をあわせた債務残高は約690兆円（平成15年度末現在）に達しており、さらに、今後も右肩上がりの経済成長が見込めず、税収の拡大も難しい状況が予想されることから、国・地方ともに極めて厳しい財政状況にあるといえます。また、国は「三位一体の改革」[1]をはじめ、地方財政制度の見直しを始めていることから、今後、国庫補助金・地方交付税[2]などの依存財源が減少することは必至であり、財源の多くを国や県に依存している両市町の財政状況はさらに厳しくなることが予想されます。

このため、安定した財源の確保と行政の担うべき役割の再構築も含めた抜本的な行財政改革を図り、財政基盤を強化していくことが急務となっています。

[1] 国と地方を通じた税財政の改革のことで国庫補助金の廃止・削減、国から地方への税財源委譲、地方交付税制度の改革（税財源委譲にともなう交付税依存体質の見直し）の３つを一体的に進めようとするものです。

[2] 国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を総額として、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税（交付金）のことです。

③合併の効果

西脇市と黒田庄町の合併には次のような効果が考えられます。

◎行政サービスの充実

合併により、両市町の公共施設の相互利用が可能になり、住民の利便性が高まるとともに、政策的に重点を置く部門や専門性を要する部門などに職員を効果的に配置することが可能になり、住民ニーズに的確に対応できる体制が整えられます。

◎広域的視点に立ったまちづくり

＜スケールメリット[1]を生かしたまちづくり＞

行政サービスの中には、小さな区域で考えるよりも、広域的な観点から実施する方が効果的に提供できるサービスがあります。両市町においても、消防やごみ処理業務などについては、すでに広域圏で一体的に取り組んでいますが、新市では、さらに合併によるスケールメリットを生かして、「限られた財源の中で最大限のサービス」を提供していくことが可能となります。

＜公共施設の効率的な配置＞

今までは、両市町が公共施設を独自に整備しており、近隣で同種の施設整備が行われるなど非効率な状況も見受けられました。合併により、既存施設の有効活用や重複する施設については機能転換を図るなど、同種の施設間の競合をなくすとともに、規模に応じた適正な配置計画を行うことで、個々の市町で整備するよりも、より一層機能が充実した施設の整備を図ることが可能となります。

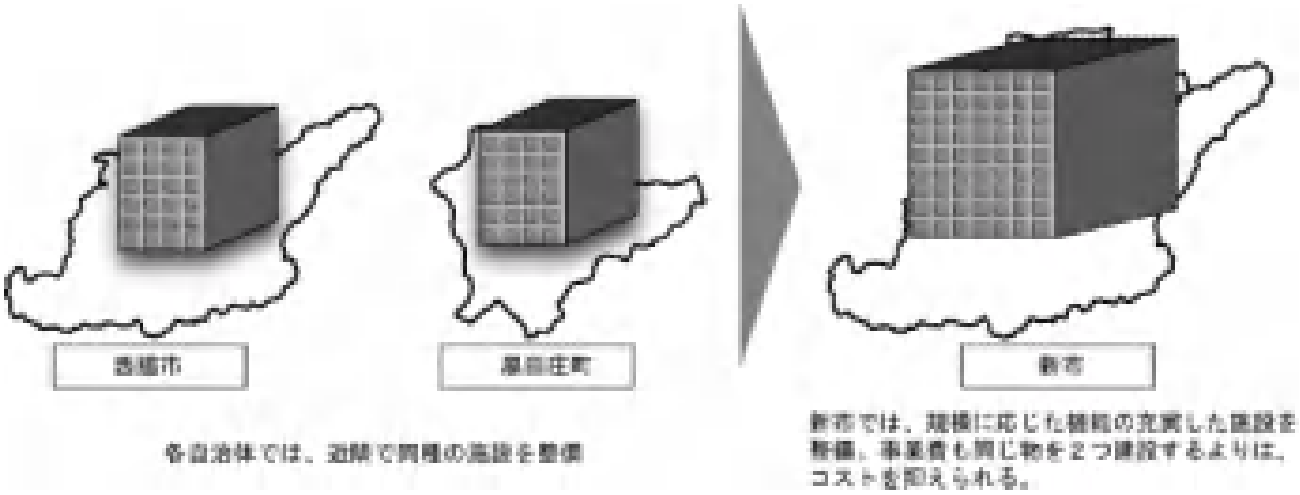

◎地域の活力強化

合併により、“新しいまち”をつくるというイメージを与えることができるとともに、両市町が持っている特色やさまざまな地域資源を生かし、地域の潜在能力を最大限に引き出し、新しい播磨内陸地域の拠点都市として魅力あふれるまちづくりを進めていくことが可能となります。

[1] 基礎となる母体が大きいほど有利に働く利点、得られる利益のことをさします。

◎行財政の効率化

＜職員・特別職・議員などの減員、効率配置＞

職員の効率的・効果的な再配置を行い、総務・企画などの管理部門を統合することで、中・長期的に職員の削減を行うことができるとともに、事業部門の充実や新たな住民ニーズに対応する部門の設置など、きめ細かな、時代に対応した行政サービスを提供するための体制整備を行うことが可能となります。全体としては、「小さな自治体」をめざし、組織のスリム化を一層進めていきます。また、特別職・議員・各種委員なども、新市において適正な定員を定め、効率的な行政運営を行っていくことが可能となります。

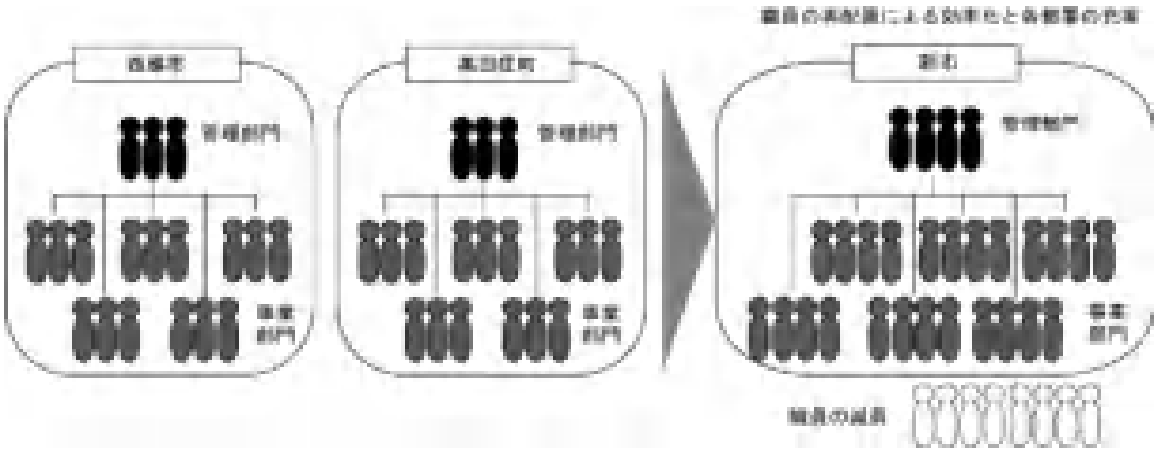

＜メリハリのある重点的な投資によるまちづくり＞

合併により、両市町の財布をひとつにすることで財政規模が拡大するとともに、人件費や業務の一元化による経費の節減などにより生み出された財源、また、合併特例債[1]をはじめとする合併にともなう国からの財政支援を活用して、健全な財政運営を図りながら、戦略的・重点的な投資によってメリハリのある施策を展開していくことが可能となります。

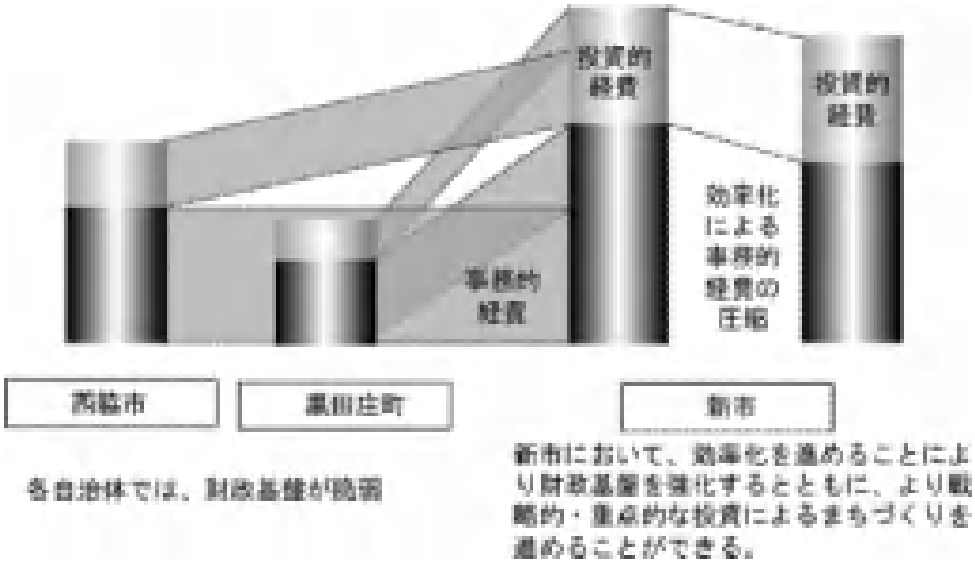

[1] 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）による財政措置のひとつで、計画に基づき行う合併市町村のまちづくり事業に対して認められる地方債（借入金）のことです。事業費の 95%に充当でき、返済金の 70%を国が負担（後年度に交付税措置）します。

序-2　計画策定の方針

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会において作成する新市まちづくり計画（市町村建設計画）については、次のような策定方針とします。

①計画の趣旨

本計画は、西脇市・黒田庄町の合併後の新しい西脇市のまちづくりの基本となる計画として策定するものであり、本計画の実現により、両市町の速やかな一体性を確立するとともに、地域の個性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上を図っていきます。

なお、合併後の新市の進むべき具体的な方向及び内容については、本計画に基づき新市において策定する総合計画などに委ねるものとします。

②計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、これを実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と統合整備及び財政計画を中心として構成します。

③計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と統合整備及び財政計画は、合併後概ね１０年の期間について定めるものとします。

④計画の留意点

【基本方針】

本計画の基本方針を定めるにあたっては、将来あるべき新市の姿を念頭に長期的視野に立ったものとします。

【根幹となるべき主要事業】

根幹となるべき主要事業については、ハード・ソフトの両面に配慮したものとします。

また、これまでの行政サービスのあり方について検討を十分行い、新市において優先的に実施する事業を選定し、その他の事業については、今後の社会情勢、財政事情、事業の有効性・効率性を考慮する中で、可能な限りその実施に努めるものとします。

【公共的施設の適正配置と統合整備】

公共的施設の適正配置と統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。

【財政計画】

財政計画は、本計画に定める施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、地方交付税・補助金・地方債（合併特例債）などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

第1章　新市の概況

1-1　概況

①位置･地勢

西脇市と黒田庄町は、兵庫県のほぼ中央部、東経135度と北緯35度が交差する「日本列島の中心」に位置しています。

地形的には、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあり、西光寺山（712.9m）を最高峰に四方を標高200～600mの山地や丘陵に囲まれています。また、中央部を兵庫県最長の加古川が南流し、西脇市内で杉原川、野間川と合流しており、これらの河川沿いに開けた平野部に集落や農地が形成されています。

気候は、瀬戸内式気候に属しており、気温の年較差・日較差が大きい内陸型の特徴を示していますが、一年を通して比較的温暖です。

両市町の人口は45,718人（平成12年国勢調査）、総面積は132.47km²になり、兵庫県の人口の0.8%、面積の1.6%を占めています。

【図：両市町の位置】

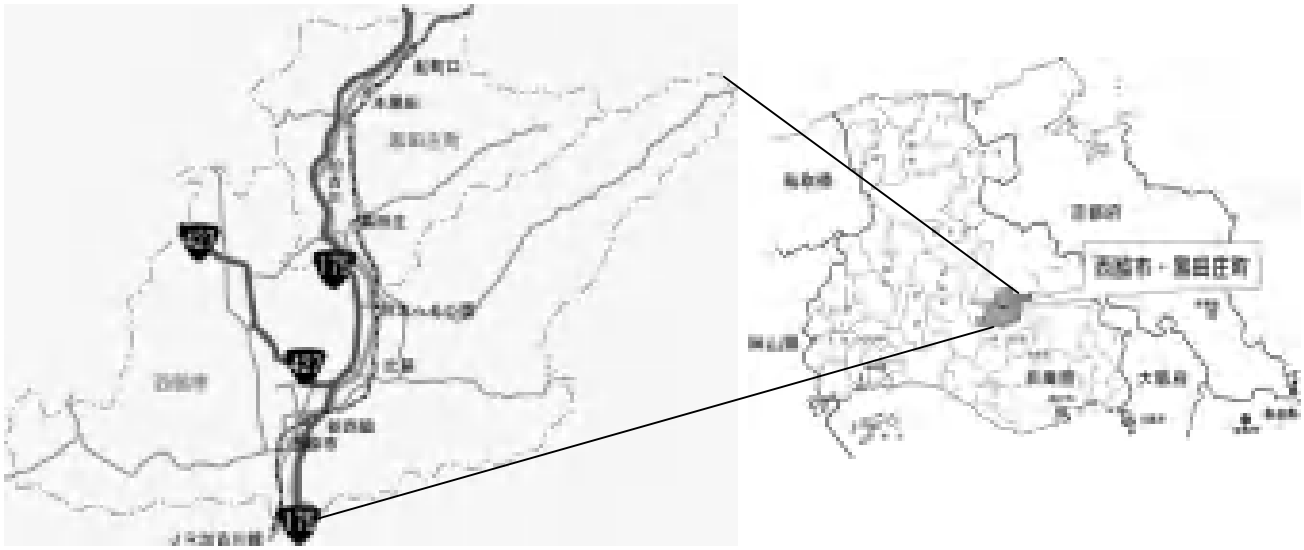

【図：両市町の平坦部・山間部】

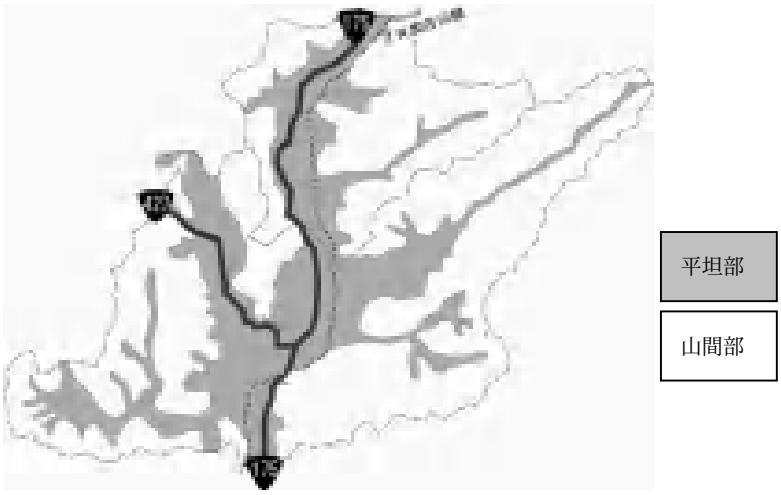

②沿革

両市町には、各年代にわたりさまざまな遺跡があることからも、この地域が人々にとって住みよい地であったことがうかがえます。中世においては、荘園として繁栄し、這田庄・富田庄・比延庄・黒田庄などが存在していました。

近世においては、農業を中心とした農村集落が点在しており、早くから綿作がみられ、江戸時代から農閑期の副業として綿織物などが作られていました。また、物資の運搬のため、加古川を利用した舟運も始まり、黒田庄町北部の船町はその中継地として栄えました。

明治期の廃藩置県の後、両市町の区域は明治９年に兵庫県となり、明治２２年の市制町村制施行にともない多可郡津万村のほか５村が誕生しました。この頃から、家内工業的な生産体制であった綿織物は、次第に工場生産へと移り、大正期には鉄道が敷設されたことから大幅に輸送力が強化され、都市部での消費が拡大し、全国に「播州織」の名が広がりました。こうした織物産業の成長にともない、耕地整理の終了した現在の西脇区を中心に住宅や商店が立ち並び、市街地が形成されてきたことから、大正６年に津万村が町制施行し、西脇町となりました。

昭和期に入って、「播州織」は広く海外にも輸出されるようになり、世界恐慌の影響を受けたものの順調に成長を続けました。戦後「ガチャマン景気」と呼ばれる空前の好況を迎え、幾度かの不況はあったものの「播州釣針」とともに両市町を含む地域の基幹産業となりましたが、昭和４８年のオイルショック以降、円高など社会経済環境の変化により、構造的な不況に見舞われています。

西脇市は、織物・釣針産業の興隆を背景に、戦後、播磨内陸地域で最も早い昭和２７年に多可郡西脇町・日野村・重春村・比延庄村の１町３村が合併して誕生しました。さらに、昭和２９年には、加西郡芳田村を編入し、ほぼ現在の市域となり、地場産業と商業を基盤に、播磨内陸地域の拠点都市として発展を遂げてきました。また、東経１３５度と北緯３５度が交差する地点にあることから全国に向けて「日本のへそ」を宣言しています。

一方、黒田庄町は、明治期の市制町村制施行により多可郡黒田庄村となり、以来合併することなく、昭和３５年に町制を施行しました。播磨国風土記によると、土の色が黒いことから「黒田の里」と呼ばれ、町名からもうかがえるように「庄」の字は、かつてはこの地が荘園だったことを物語っています。近代以降は織物・釣針産業の興隆にともない、西脇産業圏の一角を担うとともに、水稲の生産をはじめとする農業も行われてきました。また、近年はその品質が高く評価されている「黒田庄和牛」の生産や有機土壌化の推進など、基幹産業として農業の振興に力が注がれています。

③交通条件

両市町を結ぶ道路としては、国道１７５号が南北に走っており、地域内の幹線道路としての役割だけでなく、南は東播磨臨海部、北は丹波・北近畿を結ぶ広域幹線道路にもなっています。また、その他の広域道路網としては、国道４２７号が西脇市の中心部から北西部へ抜け、隣接する中町方面へつながっているほか、加古川左岸沿いに黒田庄町から西脇市を通り滝野町へとつながる県道黒田庄滝野線が走っています。一方、東西には、黒田庄町中心部と西脇市北部を結ぶ県道津万井西田線が走っているほか、西脇市から篠山市には主要地方道西脇篠山線、三田市方面には県道上鴨川西脇線、加西市及び八千代町には主要地方道西脇八千代市川線及び中北条線がつながっています。

さらに、西脇市の南側に隣接する加西市、滝野町及び社町には京阪神地域と直結する高速道路である中国自動車道が走っています。

一方、鉄道は、両市町を貫流する加古川に沿って、平成１６年に電化されたＪＲ加古川線が山陽本線加古川駅と福知山線谷川駅を結んでいます。

1-2　人口･世帯

①人口･世帯数

○両市町の人口は、減少傾向にあります。
○世帯数は増加しており、核家族化･少子化が進行していることがうかがえます。

平成12年の国勢調査では、両市町の人口は45,718人、世帯数は14,657戸となっています。人口の推移をみると、ピークは昭和35年の51,173人（西脇市42,238人、黒田庄町8,935人）で、これ以降は緩やかな減少傾向にあり、近年は増減を繰り返しながら徐々に減少している傾向がみられます。

一方、世帯数の推移をみると、増加傾向にあります。１戸あたりの世帯人員は昭和55年には3.8人でしたが、平成12年には3.1人に減少しており、核家族化・少子化が進行していることがうかがえます。

表　人口･世帯数の推移と増減率

		昭和５５年	昭和６０年	平成　２年	平成　７年	平成１２年
西 脇 市	人口（人）	38,303	38,770	38,230	38,257	37,768
	増減率	－	1.2%	▲ 1.4%	0.1%	▲ 1.3%
	世帯数（戸）	10,384	10,726	11,014	11,778	12,442
	増減率	－	3.3%	2.7%	6.9%	5.6%
黒田庄町	人口（人）	8,077	8,119	7,990	8,082	7,950
	増減率	－	0.5%	▲ 1.6%	1.2%	▲ 1.6%
	世帯数（戸）	1,936	1,972	1,993	2,102	2,215
	増減率	－	1.9%	1.1%	5.5%	5.4%
１市１町	人口（人）	46,380	46,889	46,220	46,339	45,718
	増減率	－	1.1%	▲ 1.4%	0.3%	▲ 1.3%
	世帯数（戸）	12,320	12,698	13,007	13,880	14,657
	増減率	－	3.1%	2.4%	6.7%	5.6%

資料:国勢調査
※増減率＝(当年度値－前年度値)／前年度値×100

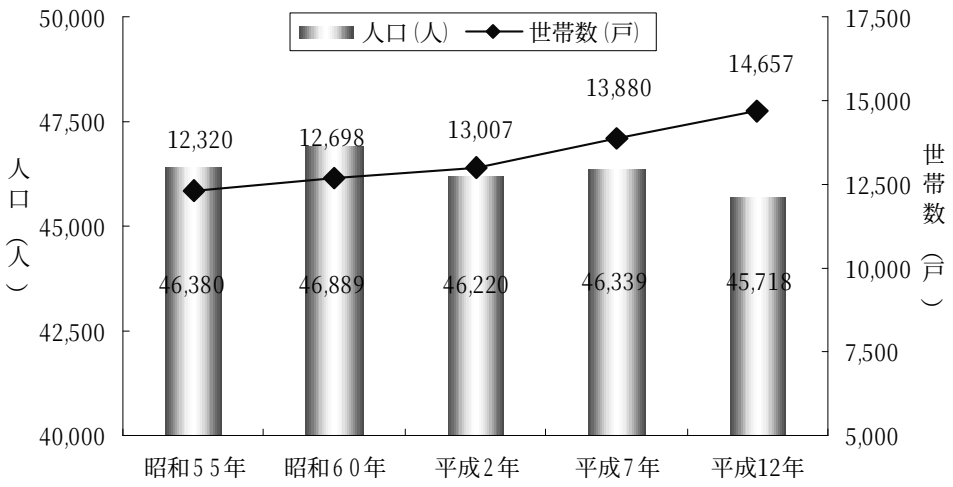

②年齢3区分別人口

○両市町の高齢化率は20．6%であり、兵庫県平均の16．9%を大きく上回っています。

年齢3区分別人口をみると、少子高齢化が進行している現状がうかがえます。特に平成12年の両市町の高齢化率は20.6%であり、県平均の16.9%を大きく上回っていることから、深刻な状況であるといえます。

両市町では、全国的な傾向と同様、今後もさらに少子高齢化が進行することが予想されます。

表　年齢3区分別人口･割合の推移

		昭和５５年	昭和６０年	平成　２年	平成　７年	平成１２年
西 脇 市	年少人口（人）	9,247	8,483	7,068	6,313	5,938
	（割　合）	24.1%	21.9%	18.5%	16.5%	15.7%
	生産年齢人口（人）	25,086	25,684	25,700	25,429	24,142
	（割　合）	65.5%	66.2%	67.2%	66.5%	63.9%
	老年人口（人）	3,970	4,603	5,462	6,515	7,674
	（割　合）	10.4%	11.9%	14.3%	17.0%	20.3%
黒田庄町	年少人口（人）	1,906	1,757	1,485	1,410	1,286
	（割　合）	23.6%	21.6%	18.6%	17.4%	16.2%
	生産年齢人口（人）	5,201	5,244	5,206	5,091	4,931
	（割　合）	64.4%	64.6%	65.1%	63.0%	62.0%
	老年人口（人）	970	1,118	1,299	1,581	1,733
	（割　合）	12.0%	13.8%	16.3%	19.6%	21.8%
１市１町	年少人口（人）	11,153	10,240	8,553	7,723	7,224
	（割　合）	24.0%	21.8%	18.5%	16.7%	15.8%
	生産年齢人口（人）	30,287	30,928	30,906	30,520	29,073
	（割　合）	65.3%	66.0%	66.9%	65.8%	63.6%
	老年人口（人）	4,940	5,721	6,761	8,096	9,407
	（割　合）	10.7%	12.2%	14.6%	17.5%	20.6%

資料:国勢調査
※年齢不詳を含まないため総人口とは一致しない。

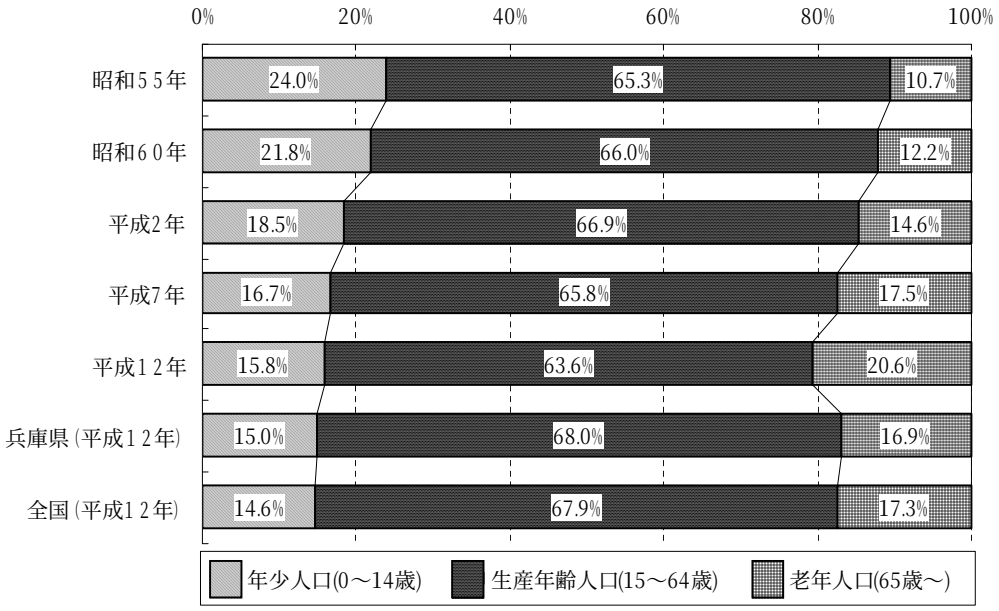

③人口動態（自然･社会増減）

○平成10年から、社会減が自然増を上回り、人口減少が進んでいます。

両市町の人口動態をみると、転出者が転入者を上回る社会減が続いており、全体数では平成10年以降は社会減が自然増を上回り、人口の減少傾向がうかがえます。自然増減については平成12年までは出生数が死亡数を上回る増加傾向にありましたが、平成13年は死亡数が出生数を上回り、平成14年には再び出生数が死亡数を上回ったものの、全国的な傾向と同じく、増加数の縮減傾向がうかがえます。このようなことから、今後、さらに人口の減少が進むものと考えられます。

また、両市町からの転出先としては、県内が約７割を占めており、市町村別では、神戸市への転出が最も多く、両市町の南に位置する小野市・社町・滝野町への転出も多くなっています。

表　人口動態

		自然増減（人）			社会増減（人）			人口増減（人）
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
西脇市	平成１０年	393	352	41	1,381	1,429	▲ 48	▲ 7
	平成１１年	403	344	59	1,328	1,538	▲ 210	▲ 151
	平成１２年	403	340	63	1,275	1,500	▲ 225	▲ 162
	平成１３年	364	351	13	1,302	1,463	▲ 161	▲ 148
	平成１４年	386	337	49	1,152	1,470	▲ 318	▲ 269
黒田庄町	平成１０年	72	82	▲ 10	208	241	▲ 33	▲ 43
	平成１１年	62	73	▲ 11	322	289	33	22
	平成１２年	56	71	▲ 15	194	259	▲ 65	▲ 80
	平成１３年	49	85	▲ 36	191	208	▲ 17	▲ 53
	平成１４年	55	86	▲ 31	223	216	7	▲24
１市１町	平成１０年	465	434	31	1,589	1,670	▲ 81	▲ 50
	平成１１年	465	417	48	1,650	1,827	▲ 177	▲ 129
	平成１２年	459	411	48	1,469	1,759	▲ 290	▲ 242
	平成１３年	413	436	▲ 23	1,493	1,671	▲ 178	▲ 201
	平成１４年	441	423	18	1,375	1,686	▲ 311	▲ 293

資料：兵庫県統計書

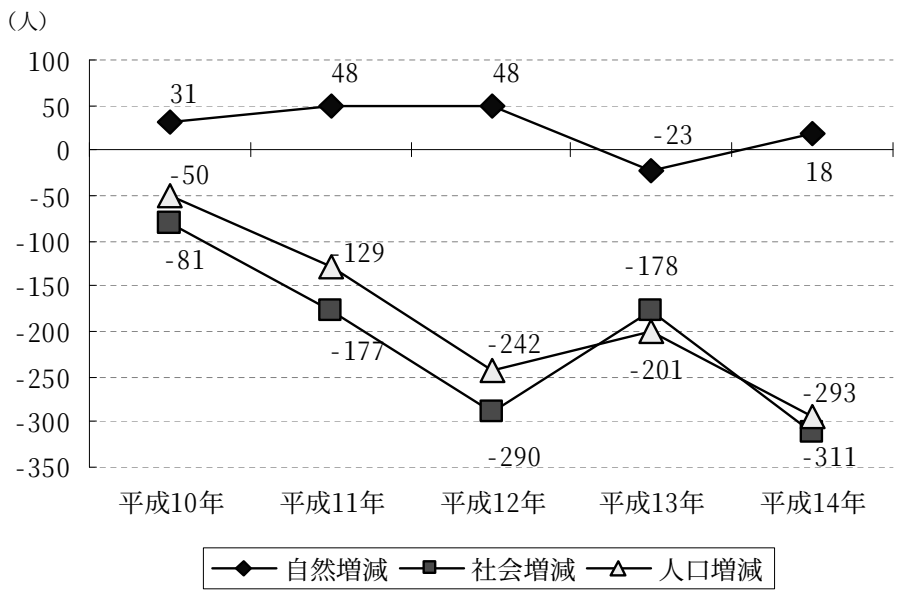

④常住･昼間人口

○両市町の合計と西脇市では、常住人口より昼間人口の方が多くなっています。

常住人口と昼間人口をみると、西脇市では事業所や商店などの就業地や３つの高等学校が所在していることから、特に多可郡からの流入が多く、流出を上回り、昼間人口の方が多くなっています。一方、黒田庄町では常住人口の方が多く、昼間は町外、特に西脇市への流出が多くなっています。両市町の合計でみると、昼間人口の方が常住人口より若干多くなっています。

平成7年と12年の比較では、若干流入者数が増加していますが、流入人口の超過幅が年々縮減傾向にあることがうかがえます。

表　両市町の常住人口･昼間人口

		常住人口（人）	昼間人口（人）	流入超過人口（人）
西 脇 市	昭和５５年	38,303	40,551	2,248
	昭和６０年	38,770	40,959	2,189
	平成　２年	38,230	40,196	1,966
	平成　７年	38,257	40,196	1,939
	平成１２年	37,754	39,797	2,043
黒田庄町	昭和５５年	8,077	7,053	▲1,024
	昭和６０年	8,119	6,940	▲1,179
	平成　２年	7,990	6,571	▲1,419
	平成　７年	8,082	6,593	▲1,489
	平成１２年	7,960	6,472	▲1,488
１市１町	昭和５５年	46,380	47,604	1,224
	昭和６０年	46,889	47,899	1,010
	平成　２年	46,220	46,767	547
	平成　７年	46,339	46,789	450
	平成１２年	45,714	46,269	555

資料:国勢調査
※常住人口には、年齢不詳を含まない。

【図：両市町への主な流出・流入状況（平成12年国勢調査）】

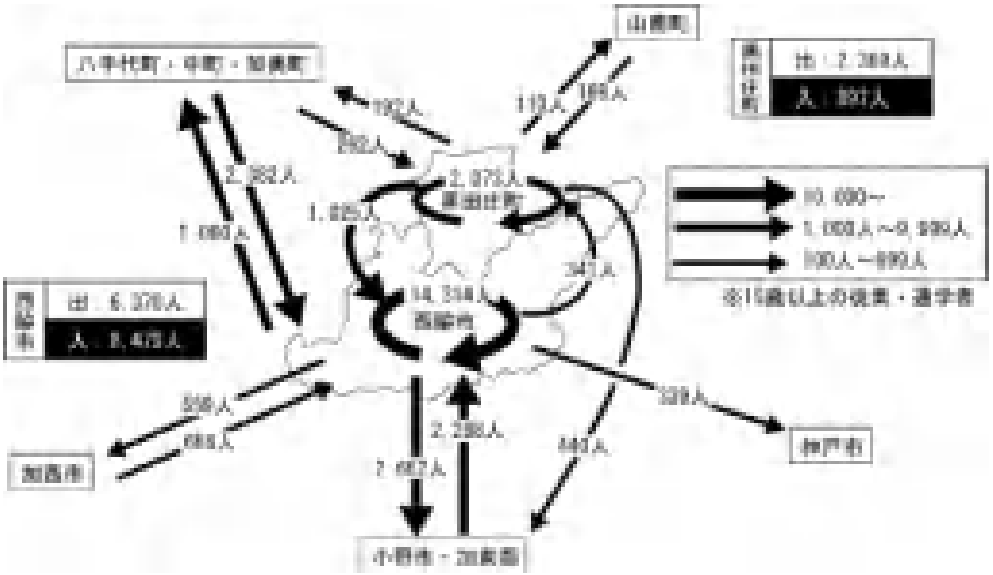

1-3 産業

①就業者人口

○第1次･第2次産業の就業者割合が減少し、第3次産業の就業者割合が増加しています。
○第2次産業の就業者は、兵庫県平均に比べると割合が高くなっています。

産業分類別の就業者人口の割合は、全国的な傾向と同様に第１次・第２次産業が減少し、第３次産業の増加傾向がうかがえます。地場産業である織物や釣針などの製造業に従事する人が多いことから、両市町では県平均（平成12年で35.0％）と比較して第２次産業、特に製造業への就業者の割合が高い傾向が見られますが、産業構造の変化により年々その差は縮減傾向にあります。

また、元来商工業が盛んであった西脇市では第１次産業の就業者割合が顕著に低くなっています。

表　産業分類別就業者人口･割合の推移

		昭和５５年	昭和６０年	平成　２年	平成　７年	平成１２年
西 脇 市	第１次産業（人）	629	553	416	356	296
	（割合）	3.3%	2.8%	2.1%	1.8%	1.6%
	第２次産業（人）	9,418	9,623	9,498	9,000	8,014
	（割合）	49.2%	48.6%	47.6%	44.9%	42.5%
	第３次産業（人）	9,064	9,576	10,025	10,651	10,469
	（割合）	47.4%	48.4%	50.2%	53.1%	55.5%
	総就業者数（人）	**19,126**	**19,781**	**19,955**	**20,051**	**18,849**
黒田庄町	第１次産業（人）	393	266	190	150	157
	（割合）	9.8%	6.5%	4.6%	3.7%	3.9%
	第２次産業（人）	2,193	2,298	2,197	2,038	1,857
	（割合）	54.5%	55.7%	53.5%	49.9%	46.0%
	第３次産業（人）	1,436	1,554	1,711	1,897	1,924
	（割合）	35.7%	37.7%	41.7%	46.4%	47.7%
	総就業者数（人）	**4,022**	**4,122**	**4,103**	**4,087**	**4,035**
１市１町	第１次産業（人）	1,022	819	606	506	453
	（割合）	4.4%	3.4%	2.5%	2.1%	2.0%
	第２次産業（人）	11,611	11,921	11,695	11,038	9,871
	（割合）	50.2%	49.9%	48.6%	45.7%	43.1%
	第３次産業（人）	10,500	11,130	11,736	12,548	12,393
	（割合）	45.4%	46.6%	48.8%	52.0%	54.2%
	総就業者数（人）	**23,148**	**23,903**	**24,058**	**24,138**	**22,884**

資料:国勢調査
※総就業者数には労働力状態「不詳」を含む。

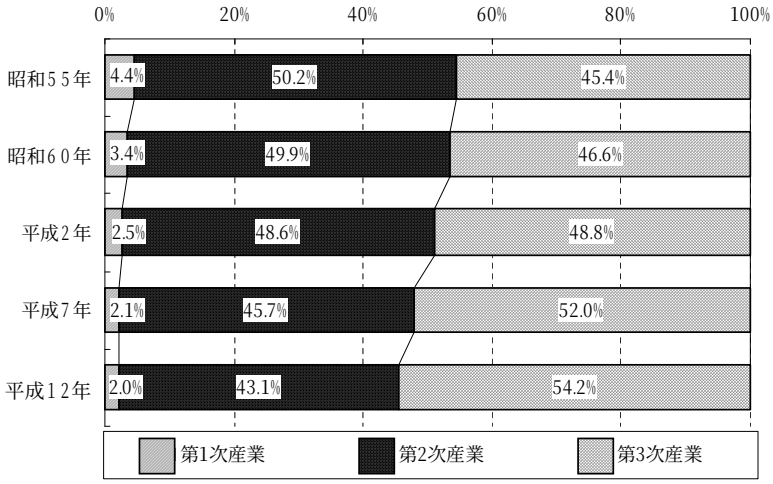

【第1次産業】,
農業、林業、漁業
【第2次産業】
鉱業、建設業、製造業
【第3次産業】
電気･ガス･熱供給･水道業、運輸･通信業、卸売･小売業、飲食店、金融･保険業、不動産業、サービス業、公務（他に分類されないもの）

②総生産･所得

○両市町とも就業者1人あたりの総生産、人口1人あたりの所得ともに播磨内陸3市7町や兵庫県平均を下回っています。

平成13年度の両市町の総生産・所得は、市町内総生産が約1,551億円、市町民所得が約1,097億円となっています。推移をみると、総生産は微増傾向にありますが、所得は平成8年度をピークに減少傾向にあります。市町別でみると、平成13年度の総生産は西脇市で約1,358億円、黒田庄町で約193億円、所得は西脇市で約917億円、黒田庄町で約180億円となっています。

また、平成13年度の就業者1人あたりの総生産は、両市町で約667万円、人口1人あたりの所得は約241万円となっており、播磨内陸3市7町[1]や県平均と比較すると、総生産・所得ともに下回っています。

表　市町内総生産･市町民所得の推移

		昭和５６年度	昭和６１年度	平成　３年度	平成　８年度	平成１３年度
西 脇 市	市町内総生産（百万円）	84,392	105,743	129,448	126,383	135,785
	就業者１人あたり総生産（千円）	3,623	4,878	6,041	5,633	6,629
	市町民所得（百万円）	60,613	74,320	95,468	122,557	91,744
	人口１人あたり所得（千円）	1,578	1,918	2,506	3,211	2,436
黒田庄町	市町内総生産（百万円）	11,168	13,634	16,666	18,834	19,340
	就業者１人あたり総生産（千円）	3,096	4,135	5,385	4,757	6,954
	市町民所得（百万円）	11,280	13,869	17,868	21,581	17,950
	人口１人あたり所得（千円）	1,395	1,707	2,239	2,687	2,276
１市１町	市町内総生産（百万円）	95,560	119.377	146,114	145,217	155,125
	就業者１人あたり総生産（千円）	3,552	4,780	5,958	5,501	6,668
	市町民所得（百万円）	71,893	88,189	113,336	144,138	109,694
	人口１人あたり所得（千円）	1,546	1,881	2,460	3,120	2,408
播磨内陸３市７町	就業者１人あたり総生産（千円）	3,775	5,125	7,314	7,332	7,688
	人口１人あたり所得（千円）	1,544	1,874	2,557	3,049	2,551
兵 庫 県	就業者１人あたり総生産（千円）	4,620	5,908	8,359	8,583	8,070
	人口１人あたり所得（千円）	1,740	2,083	2,852	3,116	2,657

資料:兵庫県市町県民経済所得

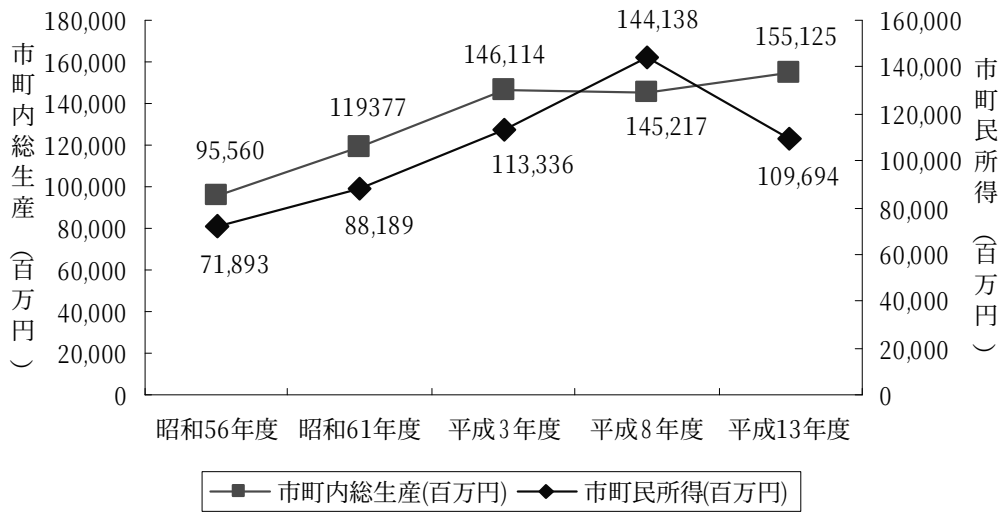

[1] 西脇市、黒田庄町のほか、播磨内陸広域行政協議会を構成する小野市、加西市、加東郡３町、多可郡３町

③商業

○従業者数は増加傾向にありますが、年間販売額は減少しており、経済状況の厳しさを反映するものとなっています。
○西脇市には一定の商業圏が形成されており、商業都市としての役割を担っています。

両市町の商業では、商店数は平成１１年までは減少傾向がみられましたが、平成１１年から１４年にかけては増加傾向がみられます。また、平成9年以降、従業者数は増加していますが、年間販売額は減少しており、経済状況の厳しさを反映するものとなっています。

西脇市は、食料品や日用品を中心に市内での購買率が高い割合を占めるとともに、近隣市町、特に多可郡の購買地ともなっており、一定の商業圏を形成していることがうかがえます。播磨内陸３市7町においても、西脇市の小売業年間販売額は最も大きくなっており、両市町あわせた人口１人あたりの小売業年間販売額でも播磨内陸３市７町や県平均を大きく上回っていることから、地域の商業拠点としての役割を担っていることがうかがえます。

表　商業（小売業･卸売業）の商店数･従業者数･年間販売額の推移

		平成　６年	平成　９年	平成11年	平成14年
西 脇 市	商店数（店）	854	751	690	714
	従業者数（人）	4,544	4,023	4,006	4,317
	年間販売額（万円）	13,988,219	14,414,224	12,937,284	11,452,375
黒田庄町	商店数（店）	105	99	99	92
	従業者数（人）	454	398	445	421
	年間販売額（万円）	830,048	796,993	965,620	866,676
１市１町	商店数（店）	959	850	789	806
	従業者数（人）	4,998	4,421	4,451	4,738
	年間販売額（万円）	14,818,267	15,211,217	13,902,904	12,319,051

資料：兵庫県の商業

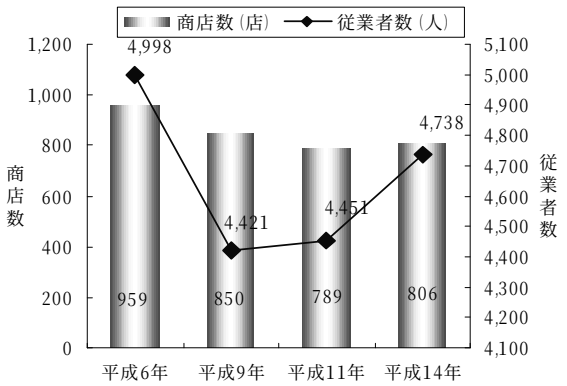

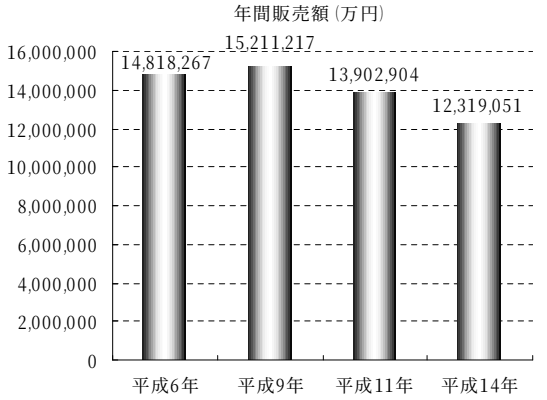

表　人口1人あたりの小売業年間販売額（平成１４年）

	小売業年間販売額（万円）	総人口（人）	人口１人あたり小売業年間販売額（万円）
西 脇 市	4,897,004	37,403	130.9
黒田庄町	421,316	7,872	53.5
１市１町	5,318,320	45,275	117.5
播磨内陸３市７町	19,040,930	211,408	90.1
兵 庫 県	550,628,428	5,580,858	98.7

※総人口は住民基本台帳（平成14年10月1日）

④工業

○事業所数は減少、従業者数は横ばい、製造品出荷額等は増加傾向から大きく減少に転じています。
○事業所の約半数は、繊維工業、繊維製造品関係となっています。

両市町の製造業では、事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は平成7年以降、ほぼ横ばいの状況にあることから、１事業所あたりの従業者数の増加傾向がうかがえます。製造品出荷額等は平成12年までは増加傾向にありましたが、平成14年は大きく減少しています。古くから織物産業が栄えた両市町では、現在でも事業所の約半数が繊維工業、繊維製造品業関係となっていますが、出荷額では全体の２割程度となっており、近年西脇市に誘致された電気関係企業の方が多くなっています。

人口１人あたりの製造品出荷額等では、西脇市が県平均を上回っているものの、両市町合計ではほぼ県平均と同程度であり、工業団地が多く立地する播磨内陸３市７町平均と比較すると相当下回っていることがうかがえます。

表　製造業の事業所数･従業者数･製造品出荷額等の推移

		平成　２年	平成　７年	平成１２年	平成１４年
西 脇 市	事業所数（所）	352	261	226	195
	従業者数（人）	4,524	3,742	4,170	4,096
	製造品出荷額等(万円)	6,838,178	11,373,690	14,267,867	9,730,492
黒田庄町	事業所数（所）	83	54	49	38
	従業者数（人）	946	655	630	567
	製造品出荷額等(万円)	1,366,087	1,157,654	1,115,302	837,895
１市１町	事業所数（所）	435	315	275	233
	従業者数（人）	5,470	4,397	4,800	4,663
	製造品出荷額等(万円)	8,204,265	12,531,344	15,383,169	10,568,387

資料:工業統計調査
※従業員4人以上の事業所を対象

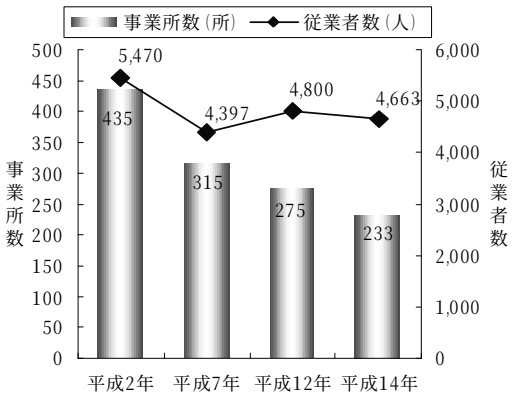

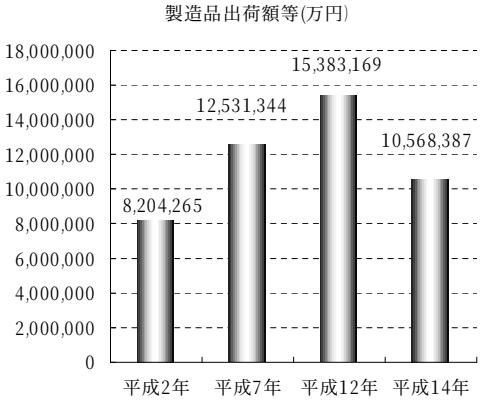

表　人口1人あたりの製造品出荷額等（平成14年）

	製造品出荷額等（万円）	総人口（人）	人口１人あたり製造品出荷額等（万円）
西 脇 市	9,730,492	37,403	260.2
黒田庄町	837,895	7,872	106.4
１市１町	10,568,387	45,275	233.4
播磨内陸３市７町	79,561,618	211,408	376.3
兵 庫 県	1,245,880,403	5,580,858	223.2

※総人口は住民基本台帳（平成14年10月1日）

⑤農林業

○第1次産業が縮小傾向にあることがうかがえます。
○黒田庄町では、肉用牛の生産額が増加しています。

両市町の農林業では、農家数・農家人口・農業従事者・経営耕地面積・林家数・農業算出額において減少しており、第1次産業の縮小傾向がうかがえますが、これは農業・林業従事者の高齢化や担い手の不足が起因していると考えられます。経営耕地面積別の農家数をみると、1.0ha未満の農家が全体の約88％を占めており、零細な農家の割合が高くなっていますが、一方で1.0ha以上の農家が若干増えてきており、中核的な担い手農家への農地の集積が進んでいます。

主要作物は酒米の山田錦を中心とした水稲ですが、生産は減少傾向にあります。また、黒田庄町では、ブランド肥育牛である黒田庄和牛の生産額が増加し、主要農産物となっています。

表　農家数･農家人口･農業従事者･経営耕地面積･山林保有林家数･保有山林面積

		農家数（戸）			農家人口（人）	農業従事者（人）	経営耕地面積（a）	山林保有林家数（戸）	保有山林面積（ha）
		総　数	販売農家	自給的農家					
西 脇 市	平成　2年	1,605	979	626	7,603	1,211	72,731	768	1,886
	平成１２年	1,196	692	504	5,558	769	64,492	373	1,557
黒田庄町	平成　2年	678	485	193	3,159	521	37,232	267	900
	平成１２年	513	394	119	2,303	405	34,248	115	628
１市１町	平成　2年	2,238	1,464	819	10,762	1,732	109,963	1,035	2,786
	平成１２年	1,709	1,086	623	7,861	1,174	98,740	488	2,185

資料：世界農林業センサス

※販売農家：経営耕地面積 30a以上または農産物販売金額 50 万円以上の農家
※自給的農家：経営耕地面積 30a未満かつ農産物販売金額 50 万円未満の農家

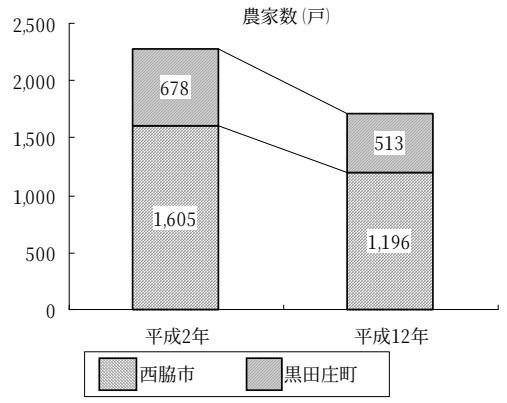

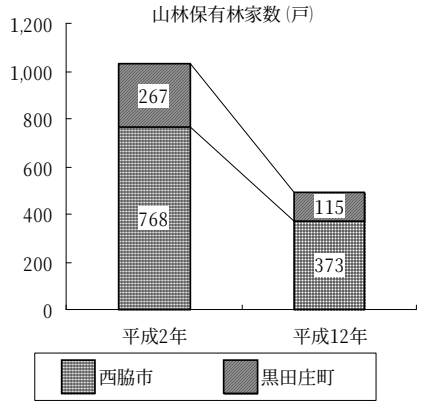

表　農業算出額

		農業算出額（百万円）
西 脇 市	平成　2年	1,535
	平成１２年	1,279
黒田庄町	平成　2年	1,118
	平成１２年	958
１市１町	平成　2年	2,653
	平成１２年	2,237

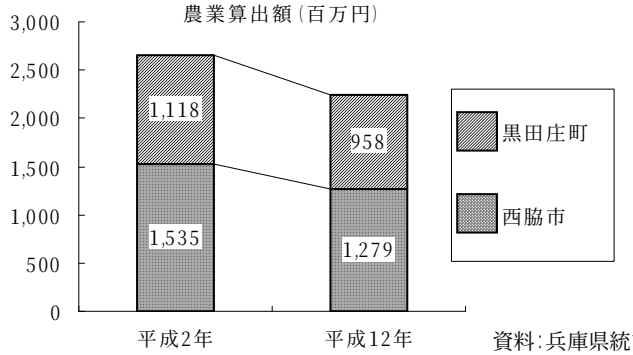

資料：兵庫県統計書

⑥観光

○両市町の観光客数は、増加傾向にあり、約9割が日帰り客となっています。

平成14年度の観光客数は、両市町合計で103.4万人となっており、そのうち宿泊客数が9.8万人（9.5%）、日帰り客数が93.6万人（90.5%）、県外客が26.6万人（25.7%）、県内客が76.8万人（74.3%）となっています。平成9年度と比較すると、観光客数全体では増加していますが、宿泊客数はほぼ横ばいとなっていることがうかがえます。

両市町では、都市圏からのアクセスも比較的容易であり、豊かな自然環境や伝統文化など数多くの地域資源を有していることから、北はりま田園空間博物館構想[1]をはじめ交流人口の増加をめざしたさまざまな取組が展開されています。

表　宿泊別客数･居住地別客数

		宿泊別（千人）		居住地別（千人）		総数（千人）
		宿泊客	日帰り客	県外客	県内客	
西脇市	平成　9年度	79	475	158	396	554
		14.3%	85.7%	28.5%	71.5%	100.0%
	平成14年度	75	605	126	554	680
		11.0%	89.0%	18.5%	81.5%	100.0%
黒田庄町	平成　9年度	20	271	75	216	291
		6.9%	93.1%	25.8%	74.2%	100.0%
	平成14年度	23	331	140	214	354
		6.5%	93.5%	39.5%	60.5%	100.0%
1市1町	平成　9年度	99	746	233	612	845
		11.7%	88.3%	27.6%	72.4%	100.0%
	平成14年度	98	936	266	768	1,034
		9.5%	90.5%	25.7%	74.3%	100.0%

資料:兵庫県市町別主要統計指標

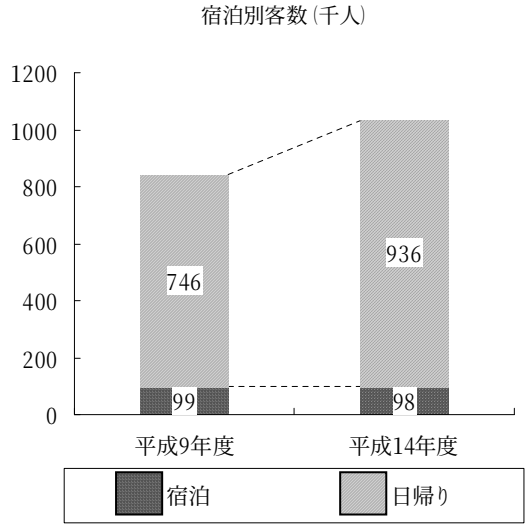

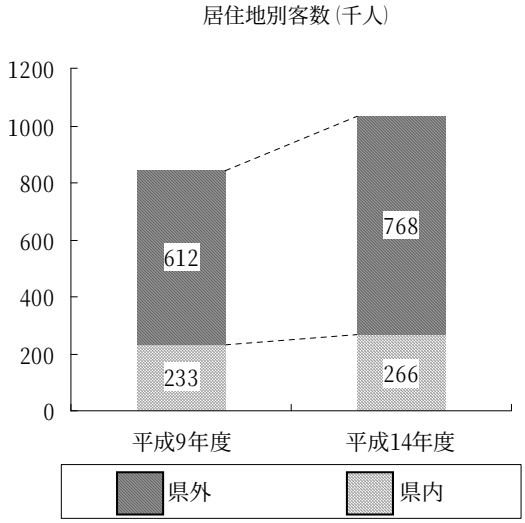

[1] 西脇市、黒田庄町を含む１市４町を「屋根のない博物館」と見立て、その中に点在する自然・歴史文化・伝統産業・住民生活そのものまでを含め有形・無形の地域資源を博物館のサテライト（展示物）として捉える考え方に基づく地域づくり活動をいいます。

【図：両市町の主な観光資源等の分布】

●：神社・仏閣	
1　大通寺	西 脇 市
2　長明寺	
3　西林寺	
4　妙覚寺	
5　西仙寺	
6　古奈為神社	黒田庄町
7　荘厳寺	
8　兵主神社	
9　十三重の石塔	
10　太閤の腰掛石	
○：公園	
1　日本へそ公園（にしわき経緯度地球科学館）	西 脇 市
2　西脇公園	
3　童子山公園	
4　丸山公園	黒田庄町
5　福谷公園	

□：古墳・史跡	
1　岡之山古墳	西 脇 市
2　道の上古墳	
3　緑風台窯址出土遺物	
4　きつね塚古墳	
5　小苗群集墳	黒田庄町
6　黒田群集墳	
▲：その他	
1　北はりま田園空間博物館総合案内所	西 脇 市
2　中畑林間ファミリー園	
3　旧來住家住宅	
4　岡之山美術館	
5　市民農園「すみよし桃源郷」	
6　東はりま日時計の丘公園	黒田庄町
7　こぶ岩	
8　東経135度子午線モニュメント	
9　東はりまフォルクスガーデン黒田庄	
10　緑と水の郷秋谷	

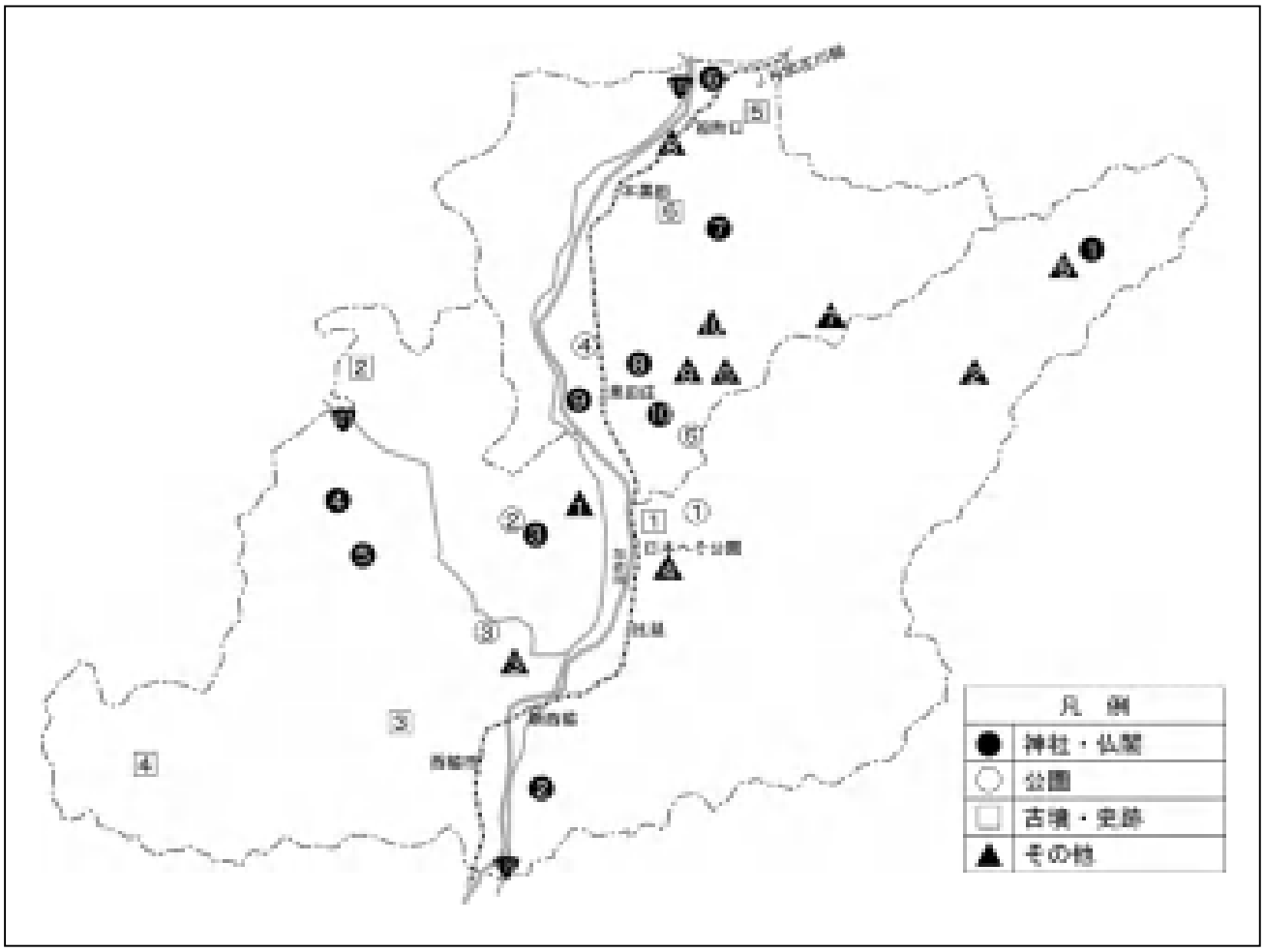

1-4　土地利用、道路･交通の状況

①土地利用

○両市町の土地利用は、約7割を山林が占めており、自然的土地利用が多くなっています。

両市町の土地利用（課税対象分）では、約７割を山林が占めており、自然的土地利用が多いことがうかがえます。また、宅地は11.5％、田畑は16.9％となっており、自然に恵まれた居住環境が整っているといえます。全体では山林が多く平坦地が少なくなっていますが、西脇市では、加古川と杉原川の合流部付近に広がる平坦地に建物が密集する市街地が形成され、市域の約８割が都市計画区域[1]に指定されています。

各市町別の状況をみると、土地利用面積の割合は、概ね同様の傾向がみられますが、黒田庄町では、西脇市に比べて田畑の土地利用が多くなっています。

表　土地利用状況

		田	畑	宅地	山林	牧場・原野	雑種地	計
西脇市	面積（km²）	7.66	0.51	6.70	38.54	0.06	3.27	56.74
	割　合	13.5%	0.9%	11.8%	67.9%	0.1%	5.8%	100.0%
黒田庄町	面積（km²）	3.79	0.35	1.67	9.87	0.12	0.35	16.15
	割　合	23.5%	2.2%	10.3%	61.1%	0.7%	2.2%	100.0%
1市1町	面積（km²）	11.45	0.86	8.37	48.41	0.18	3.62	72.89
	割　合	15.7%	1.2%	11.5%	66.4%	0.2%	5.0%	100.0%

資料：兵庫県市区町別主要統計指標（平成16年）
※地目別総面積は固定資産税台帳記載面積の積み上げのため、合計は国土地理院による総面積とは一致しない。

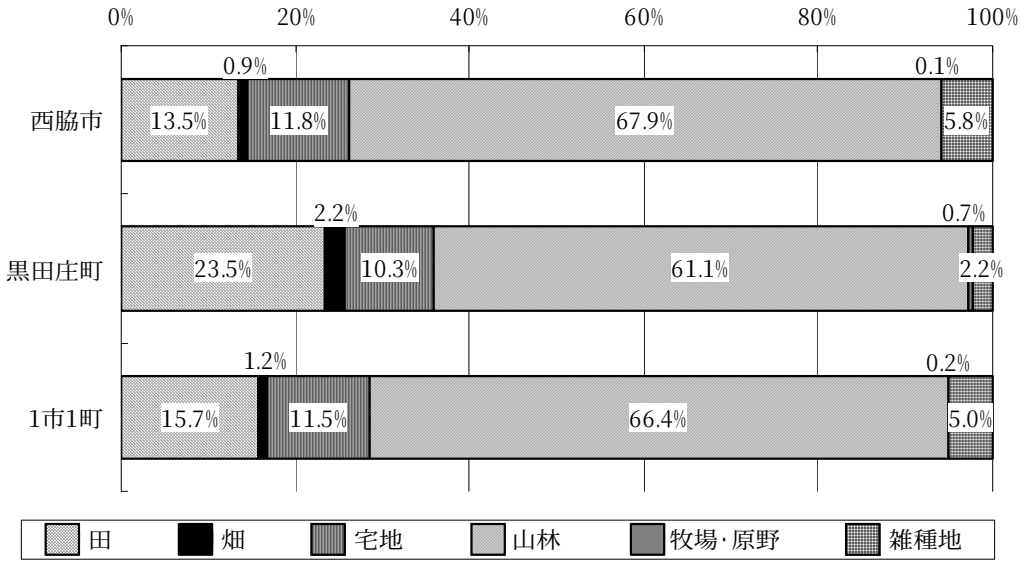

[1] 都市計画法により、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を想定して、一体的な都市として総合的に整備、開発又は保全する必要がある区域を都道府県が指定した区域をいいます。

②道路

○両市町を結ぶ広域道路網としては、国道１７５号、県道黒田庄滝野線･津万井西田線があります。
○両市町内の市町道の整備状況（舗装率･改良率）は、兵庫県平均を上回っています。

両市町を結ぶ主な道路としては、南北方向に国道１７５号、県道黒田庄滝野線、東西方向に県道津万井西田線があります。また、地域外とを結ぶ道路としては、これらの道路のほか、国道４２７号、主要地方道西脇篠山線、県道上鴨川西脇線などがあり、両市町内には国道が２路線、県道が１６路線、各集落を結ぶ市町道が約４３０kmあります。

両市町の道路の整備状況をみると、全体では、舗装率が９２.３％、改良率[1]が６５.５％となっており、道路別では、国道・県道の舗装率が１００％、改良率は国道が１００％、県道も８９.５％と高くなっている一方、市町道では舗装率が９０.６％、改良率が５９.６％となっており、県平均（舗装率８０.７％、改良率５４.３％）より高いものの、黒田庄町の改良率は県平均よりも約１０％低くなっています。

また、両市町では、１世帯あたりの保有自動車台数が県平均よりも高く、公共交通機関の利便性も低いことから、自動車での移動が中心となっており、交通量の増加傾向がうかがえます。

表　道路状況

		西 脇 市	黒田庄町	１市１町
国　道	実延長（km）	14.5	7.1	21.6
	舗　装　率	100.0%	100.0%	100.0%
	改　良　率	100.0%	100.0%	100.0%
県　道	実延長（km）	53.1	21.2	74.3
	舗　装　率	100.0%	100.0%	100.0%
	改　良　率	94.0%	78.0%	89.5%
市町道	実延長（km）	289.8	140.3	430.1
	舗　装　率	94.6%	82.4%	90.6%
	改　良　率	66.4%	45.4%	59.6%
１市１町	実延長（km）	357.4	168.6	526.0.
	舗　装　率	95.6%	85.3%	92.3%
	改　良　率	71.9%	51.8%	65.5%

資料：市町村公共施設状況調査ほか（平成14年）

表　主な道路交通量（自動車類）の状況

路　　線　　名	調査地点	平成　６年（台）	平成１１年（台）	増減率
① 国道１７５号	西脇市野村町	15,437	17,305	112.1%
② 国道１７５号	黒田庄町西沢	8,709	9,728	111.7%
③ 国道４２７号	西脇市西田町	11,770	12,962	110.1%
④ 主要地方道西脇八千代市川線	西脇市合山町	8,016	8,412	104.9%
⑤ 主要地方道西脇篠山線	西脇市上比延町	2,049	1,870	91.3%
⑥ 県道黒田庄滝野線	黒田庄町津万井	3,740	4,065	108.7%
⑦ 県道郷の瀬野村線	西脇市高田井町	13,815	12,776	92.5%
⑧ 県道上鴨川西脇線	西脇市・社町上鴨川	※1,168	1,462	125.2%

※平成9年の数値
資料：兵庫県県土整備部資料

[1] 道路の幅員、線形、勾配等が安全で円滑な交通を促す道路構造令の規格に適合している区間の割合をいいます。

【図：土地利用の状況】

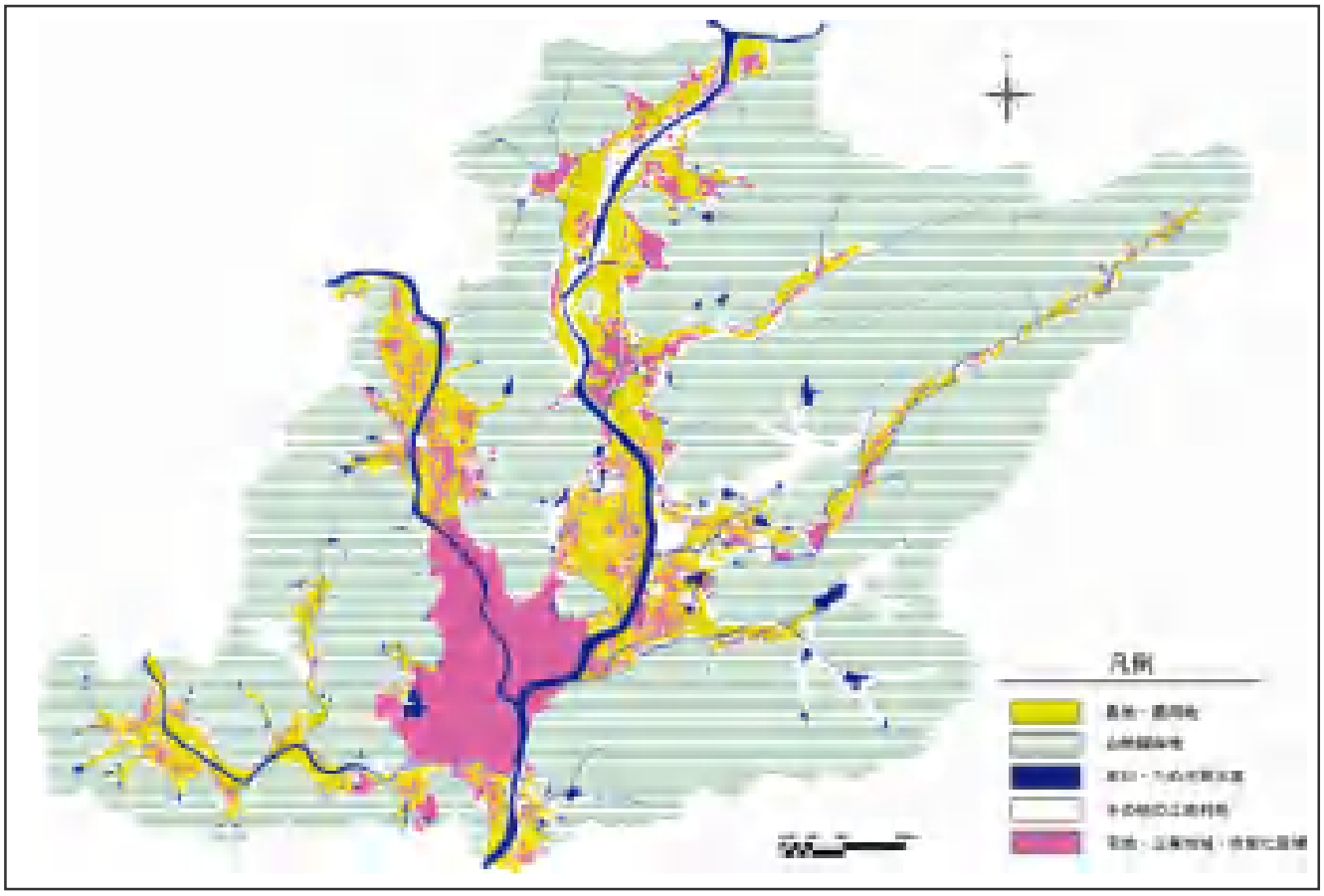

【図：国道・県道・主要市町道の状況】

③公共交通

＜鉄道＞

○両市町にはJR加古川線が走っていますが、運行本数が少なく、乗車人員は減少傾向にあります。
○平成16年度には、JR加古川線が電化されました。

両市町には、山陽本線加古川駅と福知山線谷川駅を結ぶＪＲ加古川線が走っており、駅が７駅（西脇市４駅、黒田庄町３駅）あります。平成16年度には電化され、所要時間は西脇市駅から加古川駅までが約45分、谷川駅までが約30分と電化前よりも若干の時間短縮が図られています。

運行本数は、加古川～西脇市で19往復（土・休日は18.5往復）、西脇市～谷川で９往復（土・休日は８往復）となっており、両市町内にある駅別乗車人員は西脇市駅が最も多くなっています。

しかし、移動需要の高い阪神都市圏へのアクセスが悪い上、運行本数が少ないことから利便性が低く、さらに少子高齢化による学生の減少の影響などから乗車人員は減少傾向にあります。

表　加古川線の乗車人員

	平成１０年度	平成１１年度	平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度
年間人員（千人）	2,602	2,522	2,482	2,382	2,328
対 前 年 比	－	96.9%	98.4%	96.0%	97.7%
１日平均（人）	7,128	6,892	6,799	6,528	6,378

資料：ＪＲ西日本加古川鉄道部

表　駅別乗車人員（1日平均）

駅　　名	平成１０年度（人）	平成１１年度（人）	平成１２年度（人）	平成１３年度（人）	平成１４年度（人）
西　脇　市	789	771	750	757	719
新　西　脇	16	18	13	8	7
比　　延	38	25	23	17	14
日本へそ公園	40	42	32	21	14
黒　田　庄	64	58	52	47	39
本　黒　田	57	51	41	38	33
船　町　口	17	17	15	9	7
合　　計	1,021	982	926	897	833

資料：兵庫県統計書

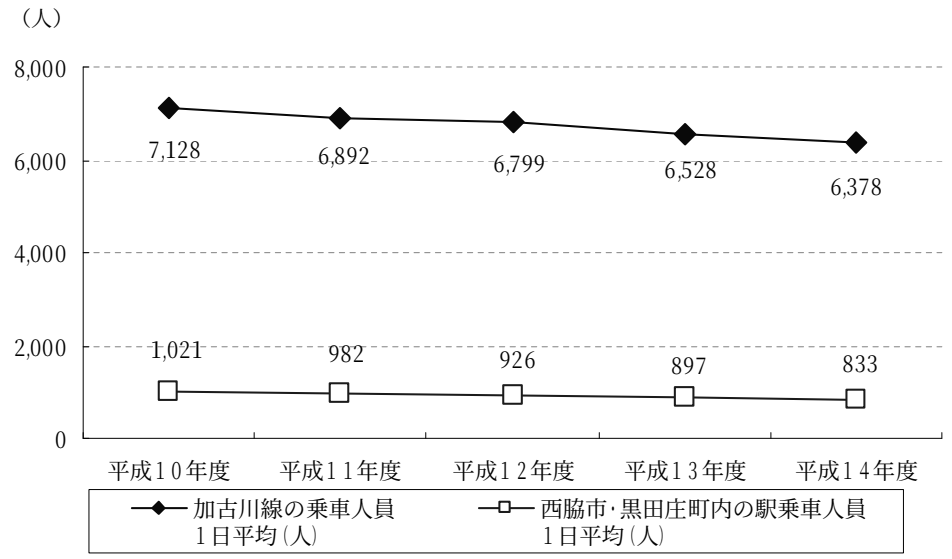

＜バス＞

○路線バスは、西脇市から大阪･神戸方面、周辺各町を結ぶ路線のほか、市内循環のコミュニティバスも運行されていますが、一部を除き運行本数が少なく、利便性が低くなっています。
○黒田庄町では、路線バスは運行されていません。

路線バスは、西脇市内のみ運行されており、ＪＲ西脇市駅と平成２年に廃線となったＪＲ鍛冶屋線旧西脇駅に位置する西脇バスターミナルを発着点に、中国自動車道を経由した大阪方面へのハイウェイバスや神戸方面への幹線路線や周辺各町を結ぶ路線があるほか、市内を循環するコミュニティバス[1]も運行されています。運行会社は、いずれの路線も神姫バスですが、大阪方面のハイウェイバスのみ西日本ＪＲバスが共同運行しており、所要時間は西脇バスターミナルから新大阪駅まで約90分、三ノ宮駅まで約100分となっています。

幹線路線など一部路線を除き、運行本数が少なく、利便性が低いことから、路線バスの総走行距離数に対する乗車人員は減少傾向にあります。

表　バスの運行路線と本数

運行路線	平日の運行本数
大阪方面（西脇～大阪駅・新大阪駅）	13往復
神戸方面（西脇～三ノ宮駅）	24往復
神戸方面区間便（西脇～社）	2.5往復
三草経由・社方面（西脇～社）	4.5往復
中・加美方面（西脇市駅～西脇～鍛冶屋・鳥羽上・山寄上）	24往復
比延方面（西脇～札場）	4往復
八千代方面（西脇～西脇市駅～大屋）	7往復
西脇市コミュニティバス北まわりルート（西脇市駅～西脇～西脇病院）	6往復
西脇市コミュニティバス南まわりルート（西脇市駅～西脇病院）	2往復
西脇市コミュニティバス東まわりルート（西脇病院循環線）	4本

資料：神姫バス㈱時刻表（平成15年末現在）

表　バス運輸状況（西脇営業所担当路線）

	営業距離	停留所数（箇所）	発着本数（本）	乗車人員（人）	総走行距離数
平成１２年度	224.2km	123	78	2,389,416	6,783km
平成１３年度	224.2km	123	79	2,520,866	8,346km
平成１４年度	224.2km	123	77	2,492,026	8,215km

資料：神姫バス㈱

[1] 地域内の交通不便者などの移動の確保と利便性向上などのため、小型バスを使用し、市町村が主体となって、積極的に運行システムの構築・維持に関わっているバス運行サービスのことをいいます。

1-5　生活環境の状況

①上水道･下水道･ごみ処理

○上水道等普及率、ごみ処理実施率は両市町とも非常に高くなっています。
○生活排水処理率は、黒田庄町が99．9％と充実しているのに対し、西脇市では74．6％となっており、兵庫県平均よりも低く、整備にやや遅れがうかがえます。

両市町の上水道等普及率は、西脇市で98.9％、黒田庄町で98.4％、全体では98.８％となっており、ほぼ整備が終了しています。また、黒田庄町では、高度浄水処理（膜ろ過）施設を整備し、質の高い水道水を供給しています。

公共下水道や農業集落排水などの生活排水処理率は、全体では79.1％となっていますが、西脇市では74.6％と県平均（93.3％）よりも低くなっており、現在、計画に基づき整備が進められているのに対し、黒田庄町では99.9％とほぼ整備が終了しており、両市町の整備状況に差がうかがえます。

ごみ処理については、両市町を含む一部事務組合[1]で運営されている処理施設が西脇市に１箇所あり、処理実施率は両市町とも100％となっています。

表　上水道等普及率･生活排水処理率･ごみ処理実施率

	上水道等普及率（%）	生活排水処理率（%）	ごみ処理実施率（%）
西 脇 市	98.9	74.6	100.0
黒田庄町	98.4	99.9	100.0
１市１町	98.8	79.1	100.0

資料：市町要覧（平成16年3月）ほか
※1市1町は、両市町の加重平均の値

【図：生活排水処理施設整備地域の状況】

平成15年末現在

[1] １市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的な事務などを共同処理するために、いくつかの市町村から構成される組合のことで、特別地方公共団体になります。

②公営住宅

○両市町では、1,251戸の公営住宅が整備されており、西脇市の公営住宅管理戸数が多いことがうかがえます。

両市町の公営住宅管理戸数は、西脇市に1,155戸（うち県管理が409戸、市管理が746戸）、黒田庄町では96戸（うち県管理が20戸、町管理が76戸）、合計1,251戸（うち県管理が429戸、市町管理が822戸）となっています。

特に、西脇市では、公営住宅管理戸数が多く、県下23市のうち人口は21位であるのに対し、管理戸数では10位となっており、一般世帯数に占める公営住宅管理戸数の割合は、神戸市に次ぐ高い水準となっています。

表　公営住宅の状況

	公営住宅管理戸数（戸）		
	総　　数	県管理戸数	市町管理戸数
西 脇 市	1,155	409	746
黒田庄町	96	20	76
1市1町	1,251	429	822

資料：兵庫県市区町別主要指標（平成16年）ほか

【図：公営住宅の分布】

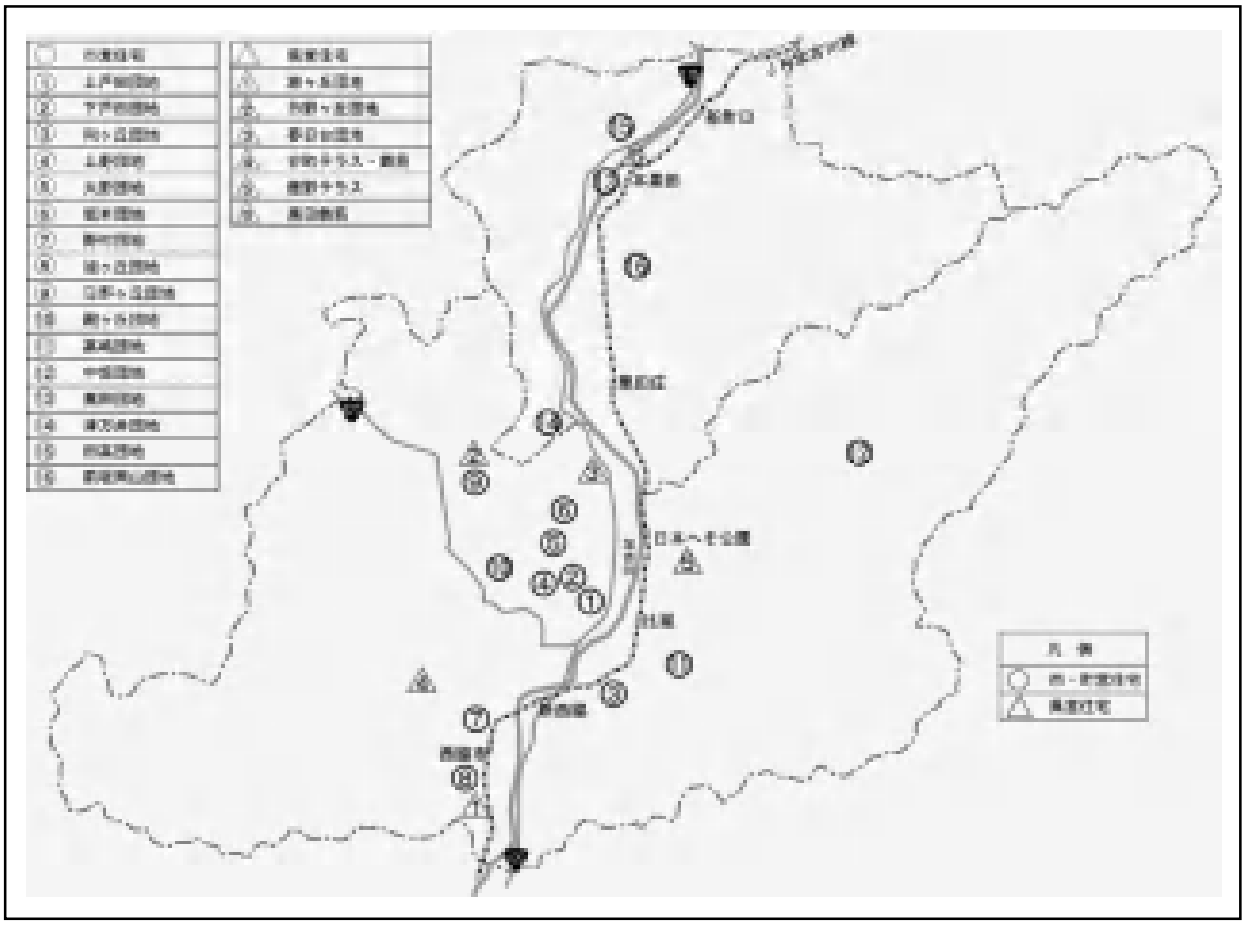

③医療施設

○両市町の医療施設･医療従事者は、充実していることがうかがえます。

両市町の病院数は、各市町に1箇所、計2箇所あり、病床数は430床となっています。また、一般診療所は42箇所、歯科診療所は18箇所、薬局は31箇所となっています。

病床数320床、診療科目20科を擁する市立西脇病院が地域の中核的な病院として、高度医療、救急医療の役割を担っており、平成14年では年間10万人以上の入院延患者を数えるとともに、１日平均約１千人の外来患者が利用しています。居住地別の来院患者割合をみると、入院・外来患者とも西脇市の居住者が約半数を占めており、黒田庄町の居住者も入院患者の6.5%、外来患者の6.8%を占め、西脇市外からの患者割合では、入院・外来ともに２番目に多くなっています。

また、救急医療体制として市立西脇病院のほか、西脇市多可郡休日応急診療センターも西脇市内に設置されており、両市町の医療施設は充実していることがうかがえます。

医療従事者数では、医師が96人、歯科医師が22人、薬剤師が103人、看護師が331人となっており、人口1,000人あたりの医師数も2.12人と県平均（2.01人）を上回り、充実していることがうかがえます。

表　病院･診療所･薬局の状況

	病院数（箇所）	病床数（床）	診療所数		薬局数（箇所）
			一般（箇所）	歯科（箇所）	
西 脇 市	1	320	37	16	28
黒田庄町	1	110	5	2	3
１市１町	2	430	42	18	31

資料：兵庫県統計書（平成14年）

表　医療従事者数

	医師数（人）	歯科医師数（人）	薬剤師数（人）	看護師数（人）	準看護師数（人）	保健師数（人）	人口1,000人あたり医師数（人）
西 脇 市	83	20	96	299	102	14	2.22
黒田庄町	13	2	7	32	36	5	1.65
１市１町	96	22	103	331	138	19	2.12

資料：兵庫県統計書（平成14年）

表　市立西脇病院の診療科目と病床数

診療科目	内科、消化器科、循環器科、精神科、神経科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科
病 床 数	一般病床　３２０床

④福祉･保健施設

○両市町では、特別養護老人ホーム3箇所をはじめ、各種老人福祉･保健施設が整備されています。
○保育所は、両市町で9箇所あり、全体の入所数は定員以下となっていますが、西脇市では定員超過がうかがえます。

老人福祉・保健施設では、特別養護老人ホームが西脇市に2箇所、黒田庄町に1箇所、計3箇所、軽費老人ホームが西脇市に2箇所、介護老人保健施設が西脇市に1箇所あるほか、通所介護事業所や在宅介護支援センターなども両市町に整備されています。

児童福祉施設では、保育所が西脇市に7箇所、黒田庄町に2箇所あり、両市町全体と黒田庄町では入所者数が定員数を下回っており定員に余裕がありますが、西脇市では定員超過となっています。また、西脇市の保育所はすべて民間で運営されていますが、黒田庄町では２箇所とも町が運営しています。

障害者福祉施設として、心身障害者の自立支援を図る通所援護施設が西脇市に３箇所、黒田庄町に2箇所、計5箇所あります。

また、下記の施設のほか、住民の健康の増進を図る施設として、西脇市には健康づくりセンターが、黒田庄町には保健センターがそれぞれ設置されているほか、総合的な福祉サービスを実施する施設として黒田庄町に地域福祉コミュニティ創造センターが設置されています。

表　老人福祉施設等の状況

	特別養護老人ホーム			軽費老人ホーム		介護老人保健施設		通所介護事業所（所）	グループホーム（所）	在宅介護支援センター（所）	老人福祉センター（所）
	施設数（所）	定員数（人）	短期定員数（人）	施設数（所）	定員数（人）	施設数（所）	定員数（人）				
西脇市	2	195	25	2	65	1	100	3	1	4	1
黒田庄町	1	54	16	0	0	0	0	2	1	1	0
1市1町	3	249	41	2	65	1	100	5	2	5	1

資料：市町要覧（平成16年3月）

表　保育所の状況

	施設数（箇所）	定員数（人）	園児数（人）	保育士数（人）	※ 施設充足率（%）
西脇市	7	665	715	92	93.0
黒田庄町	2	210	145	17	144.8
1市1町	9	875	860	109	101.7

※施設充足率とは、定員数（人）を入所している園児数（人）で除した数値に100を乗じたもの
資料：兵庫県市区町別主要統計指標（平成16年）

⑤教育施設

○両市町には幼稚園が8園、小学校が8校、中学校が4校、高等学校が3校あります。
○児童数･生徒数は減少傾向が続きましたが、現在は横ばいの状況にあります。

両市町の幼稚園は、西脇市に６園、黒田庄町に２園、計8園、小学校は西脇市に6校、黒田庄町に2校、計8校、中学校は西脇市に3校、黒田庄町に1校、計4校、高等学校は西脇市に3校あります。

また、学校給食センターが両市町に１箇所ずつあり、高等学校が県立であることを除くと、ほかの施設はすべて市・町立となっています。

近年、少子化の影響により、園児数・児童数・生徒数ともに減少傾向にありましたが、現在はほぼ横ばいの状況にあります。１施設あたりの園児数・児童数・生徒数でみると、幼稚園・小学校・中学校ともに、県平均（幼稚園59人、小学校378人、中学校421人）を下回っています。

表　幼稚園の状況

	施設数（園）	学級数（学級）	教員数（人）	園児数（人）	１園あたりの園児数（人）	１学級あたりの園児数（人）
西 脇 市	6	11	19	239	39.8	21.7
黒田庄町	2	4	7	77	38.5	19.3
１市１町	8	15	26	316	39.5	21.1

資料：兵庫県の学校（平成15年）

表　小学校の状況

	施設数（校）	学級数（学級）	教員数（人）	児童数（人）	１校あたりの児童数（人）	１学級あたりの児童数（人）
西 脇 市	6	86	127	2,297	382.8	26.7
黒田庄町	2	23	37	537	268.5	23.3
１市１町	8	109	164	2,834	354.3	26.0

資料：兵庫県の学校（平成15年）

表　中学校の状況

	施設数（校）	学級数（学級）	教員数（人）	生徒数（人）	１校あたりの生徒数（人）	１学級あたりの生徒数（人）
西 脇 市	3	36	72	1,110	370.0	30.8
黒田庄町	1	10	24	280	280.0	28.0
１市１町	4	46	96	1,390	347.5	30.2

資料：兵庫県の学校（平成15年）

⑥社会教育施設

○両市町の社会教育施設は充実しているといえます。

両市町の社会教育施設としては、地域の集会施設が139箇所、公会堂・市民会館が４箇所、図書館（図書室）が２箇所、多目的グラウンドが７箇所あるなど、一定水準の施設が整備されているといえます。下記の施設のほか西脇市では、生涯学習まちづくりセンター、経緯度地球科学館、古窯陶芸館が整備されています。

また、現在西脇市では多目的グラウンドが１箇所、黒田庄町では多目的グラウンドやテニスコートなどを備えた総合運動公園の整備が進められています。

表 社会教育施設の状況

施設区分	西脇市（箇所）	黒田庄町（箇所）	１市１町（箇所）
隣保館	3	1	4
集会施設	119	20	139
公会堂・市民会館	4	0	4
公民館	1	1	2
図書館（図書室）	1	（1）	1（2）
美術館・資料館	2	（併設 1）	2（3）
音楽ホール	1	0	1
体育館	3	1	4
野球場	1	1	2
多目的グラウンド	7	0	7
テニスコート	2	0	2
屋内ゲートボール場	1	0	1
プール	1	0	1
キャンプ場	6	1	7
青年の家	1	0	1
勤労者青少年ホーム	1	0	1

資料：公共施設状況調査（平成14年度）ほか

【図：文化・スポーツ施設の分布】

○：文化施設	
1　西脇市民会館	西 脇 市
2　西脇市総合市民センター（中央公民館）	
3　西脇市生涯学習まちづくりセンター	
4　にしわき経緯度地球科学館	
5　（財）西脇市岡之山美術館	
6　播磨内陸生活文化総合センター（図書館・郷土資料館）	
7　緑風台古窯陶芸館	
8　西脇市立音楽ホール（アピカホール）	
9　西脇市立青年の家	
10　西脇市勤労福祉センター	
11　黒田庄町中央公民館	黒田庄町

■：体育館	
1　日野体育センター	西 脇 市
2　農村勤労福祉センター	黒田庄町
●：グラウンド	
1　県民広場	西 脇 市
2　城山グラウンド	
3　野村公園グラウンド	
4　重春グラウンド	
5　市原森林公園グラウンド	
6　あかねが丘グラウンド	
7　上比延友遊農村公園グラウンド	
8　住民運動場	黒田庄町
▲：スポーツセンター	
1　天神池スポーツセンター（体育館・温水プール）	西 脇 市
2　西脇公園	
3　総合市民センター	

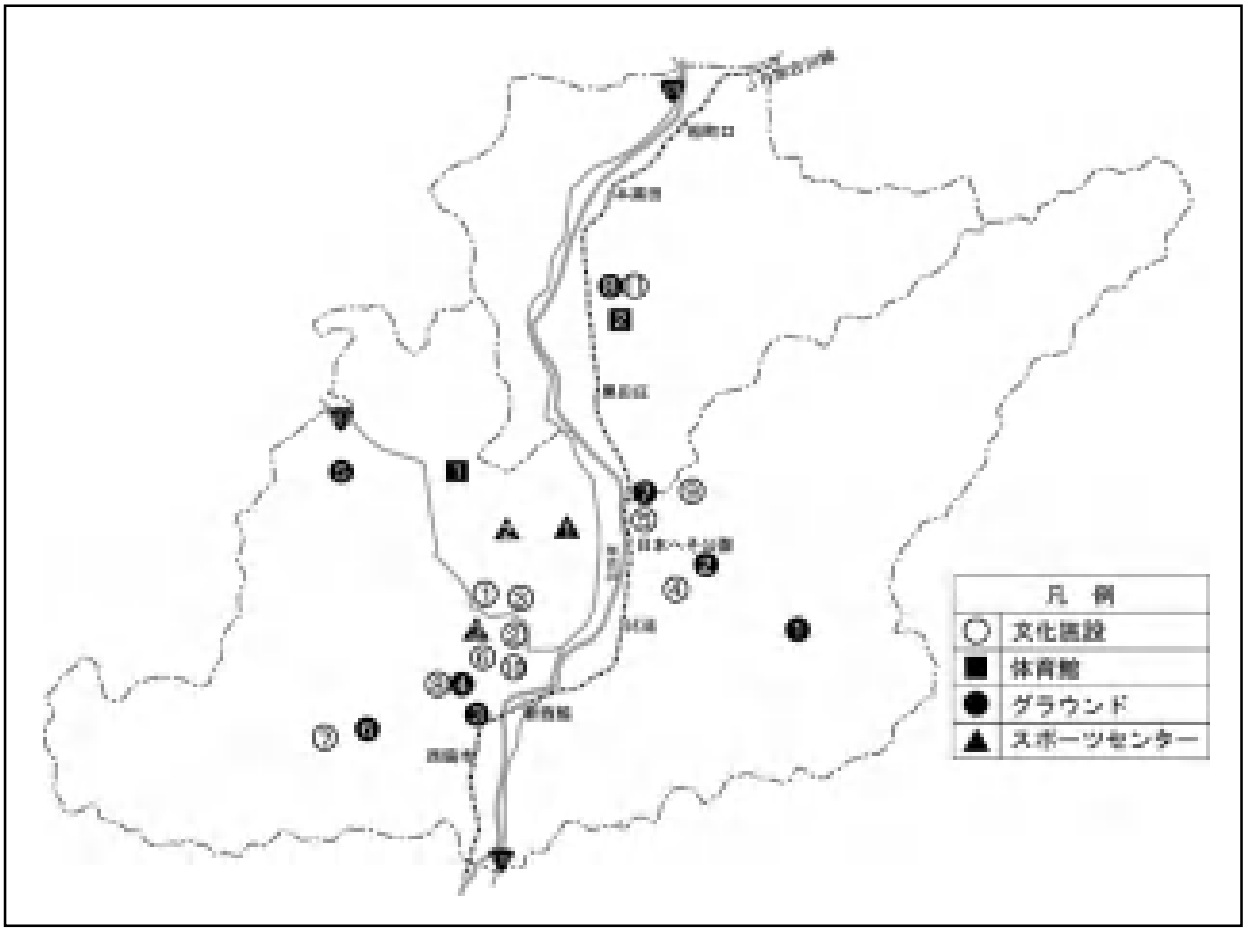

1-6 行財政の状況

① 歳入

○両市町の平成14年度の歳入合計は、約188.8億円となっており、年々減少しています。
○歳入に占める地方税の割合は約30%、地方交付税の割合は約25%となっています。

両市町の平成14年度の普通会計[1]歳入は、西脇市で約147.6億円、黒田庄町で約41.2億円となっており、両市町合計では約188.8億円の歳入となっています。内訳をみると、住民税や固定資産税などの地方税は徐々に減少し、歳入に占める割合は約30%にとどまっており、少子高齢化や経済状況の悪化が税収の減少に影響しているものと考えられます。また、歳入の約45%を国や県からの依存財源が占め、そのうちの半分以上、歳入全体の約25%が地方交付税となっていますが、国は地方交付税を削減する方針を掲げていることから、年々減少していくことが見込まれます。

両市町が合併した場合、類似団体[2]との比較では、人口1人あたりの地方税収入が少なく、逆に地方交付税収入が多くなっています。

表 歳入の状況(普通会計)

	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	西脇市	黒田庄町	西脇市	黒田庄町	西脇市	黒田庄町
	1市1町		1市1町		1市1町	
歳入(百万円)	16,628	3,669	15,327	3,989	14,758	4,121
	20,297		19,316		18,879	
一般財源等(百万円)	10,640	2,728	10,334	2,903	10,047	2,866
	13,368		13,237		12,913	
地方税(百万円)	5,516	646	5,382	639	5,243	621
	6,162		6,021		5,864	
地方税比率	33.2%	17.6%	35.1%	16.0%	35.5%	15.1%
	30.4%		31.2%		31.1%	
地方交付税(百万円)	3,420	1,721	3,139	1,717	3,146	1,616
	5,141		4,856		4,762	
地方交付税比率	20.6%	46.9%	20.5%	43.0%	21.3%	39.2%
	25.3%		25.1%		25.2%	

資料:地方財政状況調査

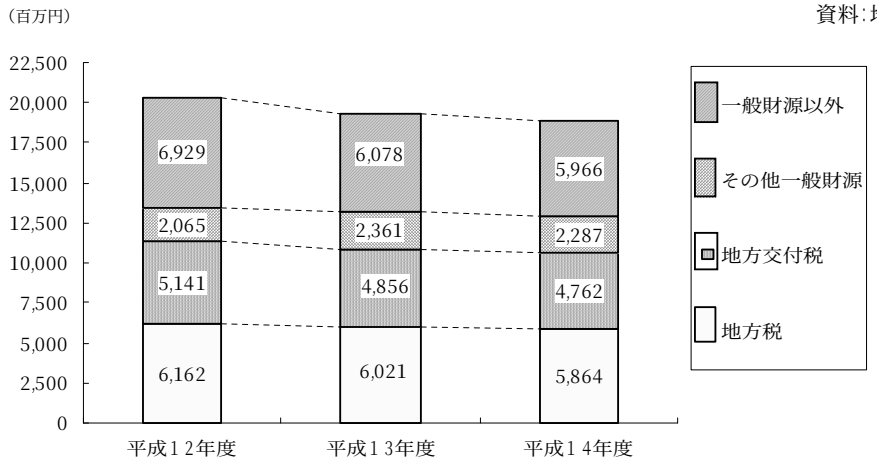

1 地方財政統計上で用いられる会計区分で、企業会計や国民健康保険など特定の目的で設置された会計を除いた会計のことをいいます。
2 国が人口規模と産業構造が似通っている全国の市町村をいくつかの類型に区分したもので、財政状況などの比較に用いられます。

②歳出

○両市町の平成14年度の歳出合計は、約186.9億円となっており、年々減少しています。
○投資的経費は減少傾向にあります。

両市町の平成14年度の普通会計歳出は、西脇市で約146.4億円、黒田庄町で約40.5億円、両市町合計では約186.9億円となっています。内訳をみると、義務的経費[1]である職員の給料などの人件費が約20%、地方債などの借金の返済に充てる公債費が約10%を占めているのに対し、普通建設事業費などの投資的経費[2]は約15%にとどまっており、人口１人あたりでみると類似団体と比較してかなり下回っています。

しかし、両市町では、消防・ごみ処理などの事務については一部事務組合で行っており、これらの負担金や下水道事業・国民健康保険事業などの特別会計[3]への繰出金は年々増加する傾向にあり、財政の硬直化がうかがえます。

表　歳出の状況（普通会計）

	平成１２年度		平成１３年度		平成１４年度	
	西 脇 市	黒田庄町	西 脇 市	黒田庄町	西 脇 市	黒田庄町
	１市１町		１市１町		１市１町	
歳出（百万円）	16,206	3,485	14,923	3,816	14,639	4,049
	19,691		18,739		18,688	
義務的経費（百万円）	5,422	1,450	5,509	1,454	5,453	1,424
	6,872		6,963		6,877	
人件費（百万円）	2,627	812	2,626	801	2,533	803
	3,439		3,427		3,336	
人件費割合	16.2%	23.3%	17.6%	21.0%	17.3%	19.8%
	17.5%		18.3%		17.9%	
公債費（百万円）	1,435	459	1,490	466	1,443	436
	1,894		1,956		1,879	
公債費割合	8.9%	13.2%	10.0%	12.2%	9.9%	10.8%
	9.6%		10.4%		10.1%	
投資的経費（百万円）	3,057	725	1,672	872	1,683	1,021
	3,782		2,544		2,704	
投資的経費割合	18.9%	20.8%	11.2%	22.9%	11.5%	25.2%
	19.2%		13.6%		14.5%	

資料：地方財政状況調査

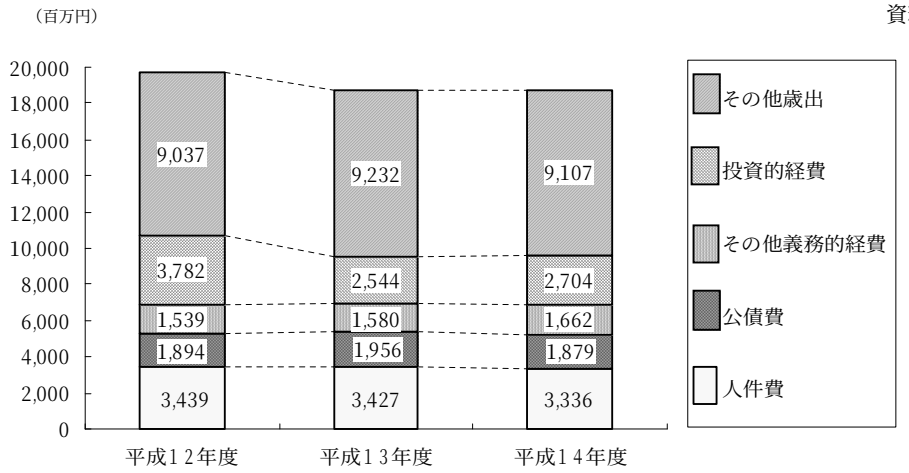

1 支出が義務付けられている人件費、福祉サービスなどの経費である扶助費、公債費のことをいいます。
2 その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などストックして将来に残るものに支出される経費のことをいいます。
3 特定の事業を行う場合や特定の収入で事業を行う場合、経理を他の会計と区別するため、条例等に基づき設置している会計をいいます。

③財政指標

○経常収支比率は、両市町ともに80％を超えており、財政の硬直化がうかがえます。
○財政力指数は、西脇市が0.665、黒田庄町が0.303と低く、十分な自主財源が確保されていないことがうかがえます。

経常収支比率は、一般的に都市では75％、町村では70％が望ましいとされていますが、平成14年度では、西脇市が86.8％、黒田庄町が82.2％であり、両市町ともやや高い値を示しており、財政の硬直化がうかがえます。

起債制限比率は、14％を超える団体については公債費負担適正化計画（5年間計画で起債制限比率10％以下を目標）を作成し、実行していくことが義務付けられていますが、両市町とも14％を大きく下回っていることから、普通会計における起債は低い状況にあるといえます。

財政力指数は、地方交付税の算出の基準となるもので、「1」に近いほど、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされますが、西脇市が0.665、黒田庄町が0.303と低く、十分な自主財源が確保されていない状況であることがうかがえます。

表　主な財政指標

		平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度
経常収支比率（%）	西 脇 市	87.3	86.4	86.8
	黒田庄町	77.9	78.0	82.2
起債制限比率（%）	西 脇 市	10.2	10.3	9.9
	黒田庄町	7.6	8.1	8.5
財政力指数	西 脇 市	0.672	0.663	0.665
	黒田庄町	0.315	0.305	0.303

資料：地方財政状況調査

【用語解説】

経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標。地方税や普通地方交付税を中心とする経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの義務的な経費にどの程度充当されているかを示す指標。 ＜経常経費に充てられた一般財源の額／経常一般財源の額 × １００＞で算出される。 一般的に都市で75％、町村で70％が望ましいとされている。
起債制限比率	標準財政規模に占める地方債元利償還金に充てられた一般財源の比率。地方債の許可制限に係る指標。14％を超えると公債費負担適正化計画の作成が義務付けられ、20％以上で地方債の起債に制限がかかる。
財政力指数	標準的に必要な経費に対する自主的な収入割合（過去３カ年平均） ＜基準財政収入額／基準財政需要額＞で算出される。 一般的に「1」に近いほど、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。

④地方債現在高･基金現在高

○両市町の普通会計の地方債現在高は、約１４４.0億円、基金現在高は約５７.5億円となっており、人口１人あたりに換算すると、地方債現在高が約３１.3万円、基金現在高が約１２.5万円となっています。

普通会計でみると、借金にあたる地方債現在高は減少傾向にあり、平成１４年度では、西脇市が約１０７.9億円、黒田庄町が約３６.１億円となっており、両市町の合計で約１４４億円となっています。一方、貯金にあたる基金現在高はやや増加傾向にあり、西脇市が約５０.８億円、黒田庄町が約6.7億円となっており、両市町合計で約５７.5億円となっています。

人口１人あたりに換算すると、地方債現在高が西脇市で約２８.5万円、黒田庄町で約４４.3万円、両市町で約３１.3万円、基金現在高は西脇市で約１３.4万円、黒田庄町で約8.3万円、両市町で約１２.5万円となっています。

また、国民健康保険事業・下水道事業などの普通会計外の特別会計や病院事業・上水道事業などの企業会計[1]では、地方債現在高が大幅な増加傾向にあり、普通会計とこれらすべての会計を合計すると、人口１人あたりの地方債現在高は約１０５.9万円に対して基金現在高は約１５.１万円と地方債現在高が基金現在高を大きく上回っています。

表　地方債現在高･基金現在高（普通会計）

	平成１２年度		平成１３年度		平成１４年度	
	西 脇 市	黒田庄町	西 脇 市	黒田庄町	西 脇 市	黒田庄町
	１市１町		１市１町		１市１町	
地方債現在高（百万円）	11,713	3,506	11,138	3,397	10,790	3,612
	15,219		**14,535**		**14,402**	
基金現在高（百万円）	4,548	908	4,791	805	5,077	674
	5,456		**5,596**		**5,751**	
うち財政調整基金（百万円）	2,479	386	2,407	363	2,568	334
	2,865		**2,770**		**2,902**	
人口１人あたりの地方債現在高（千円）	306.3	428.7	292.5	417.4	285.1	442.5
	327.8		**314.5**		**313.0**	
人口１人あたりの基金現在高（千円）	118.9	111.0	125.8	98.9	134.1	82.6
	117.5		**121.1**		**125.0**	
うち財政調整基金（千円）	64.8	47.2	63.2	44.6	67.8	40.9
	61.7		**59.9**		**63.1**	

資料:地方財政状況調査

表　地方債現在高と基金現在高（普通会計外　特別会計･企業会計）

	平成１２年度		平成１３年度		平成１４年度	
	西 脇 市	黒田庄町	西 脇 市	黒田庄町	西 脇 市	黒田庄町
	１市１町		１市１町		１市１町	
地方債現在高（百万円）	20,722	10,207	22,590	10,325	24,115	10,220
	30,929		**32,915**		**34,335**	
基金現在高（百万円）	1,207	227	1,164	190	1,004	179
	1,434		**1,354**		**1,183**	
人口１人あたりの地方債現在高（千円）	541.8	1247.9	593.4	1268.8	637.1	1252.0
	666.2		**712.3**		**746.2**	
人口１人あたりの基金現在高（千円）	31.6	27.7	30.6	23.4	26.5	21.9
	30.9		**29.3**		**25.7**	

資料:各市町決算書

[1] 特別会計の中で、事業収益をあげて、その収益でまかなう会計のことをいいます。

⑤職員数

○両市町の全職員数は、772人となっており、人口1,000人あたりでみると、県内都市平均を上回っていますが、普通会計職員数は、県内都市平均を下回っています。

平成15年度当初の全職員数は、西脇市が657人、黒田庄町が115人、合計で772人となっています。全職員数には、西脇市の運営する病院や老人保健施設の職員、黒田庄町の運営する保育園の職員を含んでおり、人口1,000人あたりの職員数では16.8人となり、県内都市平均（11.1人）を上回っています。

普通会計職員数は、合計359人で、人口1,000人あたりの職員数では7.8人となり、県内都市平均（8.1人）を下回っています。これは両市町では、消防・ごみ処理などの事務をそれぞれの市町で独自に行わず、一部事務組合で行っているためです。

教育関係部門を除く一般行政部門の職員数は合計262人で、人口1,000人あたりの職員数では5.7人となり、県内都市平均（5.4人）とほぼ同じ水準となっています。

表 職員数

	西 脇 市	黒田庄町	1市1町
全職員数	657 人	115 人	772 人
人口 1,000 人あたり職員数	17.4 人	14.1 人	16.8 人
うち普通会計職員数	258 人	101 人	359 人
人口 1,000 人あたり職員数	6.8 人	12.4 人	7.8 人
うち一般行政部門職員数	186 人	76 人	262 人
人口 1,000 人あたり職員数	4.9 人	9.3 人	5.7 人

資料：市町要覧ほか（平成16年3月）

1-7　関連計画からみるまちづくりの方向性

①両市町の総合計画

総合計画とは、長期展望に立ち、市町村がめざすべきまちの姿と、それを実現するための施策を体系的にまとめた総合的・計画的な行政運営の指針となるものです。

西脇市では平成12年３月に「第３次西脇市総合計画」を、黒田庄町では平成９年８月に策定した「黒田庄町第３次長期総合計画」を見直した後期基本計画を、平成16年３月に策定しています。

	西　脇　市 第３次西脇市総合計画 （平成11年度～平成20年度）	黒　田　庄　町 黒田庄町第３次長期総合計画 後 期 基 本 計 画 （平成16年～平成２２年）	共通する方向性 ＜キーワード＞
まちの特性		（前期計画より） ❋ 加古川と水辺 ❋ 豊かな緑と生き物たち ❋ 荘園のまち ❋ 織物と釣針 ❋ 未来を開く新しい取り組み	○少子・高齢化への対応 ○環境の保全と創造、環境との共生 ○住民主体のまちづくりの推進 ○産業創造、地域経済の活性化 ○安全・安心のまちづくり ○交流における拠点性 ○効果的な行財政システムの構築
主要課題	❋ 安心と生きがいのある健康福祉社会の形成 ❋ 魅力あるまちの顔づくり ❋ 市民主体の地域づくり ❋ 自然と調和する快適な都市環境づくり ❋ 活力ある地域経済の再構築 ❋ 交流時代における中核都市としての拠点性の確保 ❋ 時代に対応する柔軟な行財政システムづくり	（前期計画より） ❋ 高齢・少子社会への備え ❋ 生活の「質」の向上 ❋ 新しい産業、文化の創造 ❋ 交流機能の強化 ❋ 快適でさわやかな環境の保全と創造 ❋ 災害と危機への備え ❋ 主体的なまちづくり体制の確立	
都市像	**緑と清流の文化・工芸都市**	**【基本構想の理念】** **水と緑、豊かな土に育まれる　黒田庄** ❋ **ひとづくり** 子どもからお年寄りまで互いに育てあえるまち ❋ **ものづくり** 人にやさしく自然にあわせたまち ❋ **イメージづくり** 自分たちのまちを誇りに思えるまち	○ふれあい ○安心 ○自然、水、緑、土 ○田園 ○ネットワーク ○主体性、自立性 ○環境、資源 ○循環型社会
将来像	**ふれあいと安心の人間都市　西脇**		
基本理念	**西脇　ふれあいと安心のまちづくりネットワーク**		
施策の大綱	❋ 支えあうふれあいのまちづくり ❋ こころ豊かな生活・文化のまちづくり ❋ 暮らしと産業の調和するまちづくり ❋ 自然にやさしい安全・快適なまちづくり ❋ 市民との協働によるまちづくり	**【基本構想の目標】** ❋ 地域の主体性と自立性の確保 ❋ 地域の環境・資源を活用した田園環境づくり ❋ 循環型社会構築の土台づくり **【計画推進の方法】** ❋ 地域別まちづくり計画の推進 ❋ 黒田庄まちづくり基本条例による推進 ❋ 効率的、合理的な行財政運営	○健康・福祉 ○安心・安全、快適 ○人づくり ○生活・文化 ○産業 ○観光 ○自然・環境 ○市民・協働

②21世紀兵庫長期ビジョン（全県ビジョン・北播磨地域ビジョン）

兵庫県では、平成13年２月に全県的視点から将来像及びその実現方向を示す「全県ビジョン」と、７つの地域ごとに将来像及び県民自らの行動目標を示した「地域ビジョン」から構成されている「21世紀兵庫長期ビジョン」を策定しています。

全県ビジョン	
想定年次	2010～2015年ごろを想定年次とする
基本課題	（1）「個」の確立と自律的市民社会の形成 （2）持続可能な循環型社会の構築 （3）創造的な産業社会と生き生きとした働き方の実現 （4）個性豊かな地域づくりと交流・連携の推進
基本理念・基本姿勢	【基本理念】 ○自立・共生 ○安全・安心 【基本姿勢】 ○参画と協働
めざす社会像とその実現方向	【社会像】　【実現方向】 ① 創造的市民社会　→　人の自律を支える ② 環境優先社会　→　営みの循環を促す ③ しごと活性社会　→　しごとの創造を図る ④ 多彩な交流社会　→　県土の活用を進める
将来像	美しい兵庫２１　～多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く～
北播磨地域ビジョン	
夢への可能性	（1）個性がたくさんある“日本の縮図”北播磨 （2）東へ、西へ、南へ、北へつながる北播磨 （3）生活を楽しむ資源に満ちた北播磨 （4）水とのかかわりのなかから生活と歴史を育んできた北播磨
北播磨地域の夢～ひょうごのハートランド～	（1）“ひょうごのハートランド”という場所 （2）“ひょうごのハートランド”のなかの一人 （3）“ひょうごのハートランド”をめざす“鍵”
“ハートランド”～４つの願い・４つの目標～（地域の将来像）	（1）だれにも“心地いい”ハートランド ⇒小さな単位から始まる、安全・安心のあたたかいささえあい地域を実現しよう （2）いつも“楽しい”ハートランド ⇒人が育ち、だれもが自分らしさを選択する自分創造地域を実現しよう （3）いつまでも“美しい”ハートランド ⇒水と緑を守り、活かし、伝える循環型地域を実現しよう （4）どこよりも“力強い”ハートランド ⇒新しい豊かさと活力を生み出す産業元気地域を実現しよう

③第4次播磨内陸広域市町村圏計画　　④北はりまハイランド構想

西脇市・黒田庄町を含む播磨内陸広域行政協議会では、平成13年３月に地域の将来像として“播磨内陸自然文化交響圏”を掲げた「第４次播磨内陸広域市町村圏計画」を策定しています。

また、西脇市・黒田庄町を含む多可郡４町では、平成５年に地域の活性化を目的に、当地域を“都市と農村の交流の舞台～北はりまハイランド”として位置付けた「北はりまハイランド構想」を策定しています。

第４次播磨内陸広域市町村圏計画	
計画期間	平成13年度～平成22年度
構成市町	３市７町　西脇市、黒田庄町、小野市、加西市、社町、滝野町、東条町、中町、加美町、八千代町
将来像	「播磨内陸自然文化交響圏」 豊かな自然・文化資源が響きあい、新しい価値を創造する活力ある圏域づくり Eco & Culture Symphony Plan
圏域の発展方向	❋ 豊かな自然環境と共生する文化と産業を育む ❋ 多様な自然環境を活かし魅力を向上する ❋ 安心して住み続けられる環境をつくる ❋ さまざまな交流を支える基盤を整備する ❋ 住民を主役とした広域連携を推進する
施策の大綱	❋ 自然と文化が共鳴する交響圏づくり ❋ 自然と産業が共鳴する交響圏づくり ❋ 多様な自然が共鳴する交響圏づくり ❋ 安心で快適な暮らしを育む交響圏づくり ❋ 多様な交流・連携による交響圏づくり

北はりまハイランド構想（西脇市・黒田庄町・中町・加美町・八千代町）	
構想の理念	北はりま地域の豊かな自然のなかで、スポーツ・レクリエーション活動や歴史・文化・工芸体験といった地域特性を活かした交流を促進することにより、都市部から北はりま地域を訪れる交流人と北はりまの地域住民が、真に心豊かな時をすごせ、さらに地域文化の創造が可能となる生活空間の豊かな地域として、北はりま地域を整備していこうとする提言である。
地域の将来像	（1）自然と調和したまちづくり （2）歴史や文化を活かしたまちづくり （3）快適な生活空間の創造 （4）地域間交流を活かしたまちづくり
構想のイメージ	自然体験を楽しむ「北はりまハイランド」 スポーツ・レクリエーションを楽しむ「北はりまハイランド」 文化・工芸を楽しむ「北はりまハイランド」 歴史文化を楽しむ「北はりまハイランド」
整備方策	（1）北はりまハイランド形成に向けた舞台整備 ○自然体験舞台の整備　○スポーツ・レクリエーション舞台の整備 ○文化工芸舞台の整備　○歴史文化舞台の整備 （2）北はりまハイランド形成に向けたシンボルプロジェクト ○ハイランドパーク　○エコミュージアム　○川の駅 （3）交流基盤の整備

1-8　住民意向調査結果の概要

本計画の策定にあたり、両市町の合併について、住民の方がどのように考えているかの意向を把握するために実施した住民意向調査結果の概要について整理しました。

○実施時期：平成15年11月
○調査対象：西脇市・黒田庄町に居住する昭和63年４月１日以前に生まれた者（高校１年生相当年齢以上）のうち無作為抽出した4,000人
○回 収 率：46.2%（回収数　1,847票）

○調査項目

（1）	回答者の属性（性別・居住市町・年齢）について	（問1～3）
（2）	生活行動範囲について	（問4）
（3）	定住意向について	（問5、5-1、5-2）
（4）	まちの現状の満足度について	（問6）
（5）	将来のまちづくりに必要な施策について	（問6）
（6）	まちの将来像（イメージ）について	（問7）
（7）	合併に対する期待・不安について	（問8-1、8-2）
（8）	若年層の定住施策について	（問9）
（9）	その他（自由回答）	（問10）

【結果の概要】

生活行動範囲について

◆通勤・通学、日用品などの身近な買い物、飲食店の利用など、**日常生活においては、両市町とも西脇市での行動が多くみられ、生活圏の一体性**がうかがえます。

◆文化活動やスポーツ活動、医療・福祉施設の利用については自市町内の行動も多くみられるため、**両市町内には一定の都市機能が整備**されているといえます。

◆両市町からの**アクセスが比較的容易な阪神地域**が、文化鑑賞やスポーツ観戦の場、身近な行楽地として認識されていることがうかがえます。

【食料品や日用品の買い物】

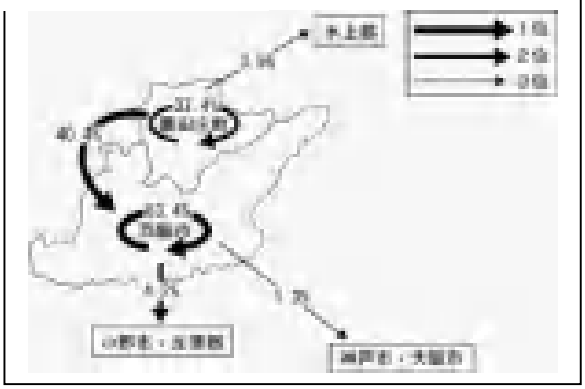

【文化活動やスポーツ活動の参加】

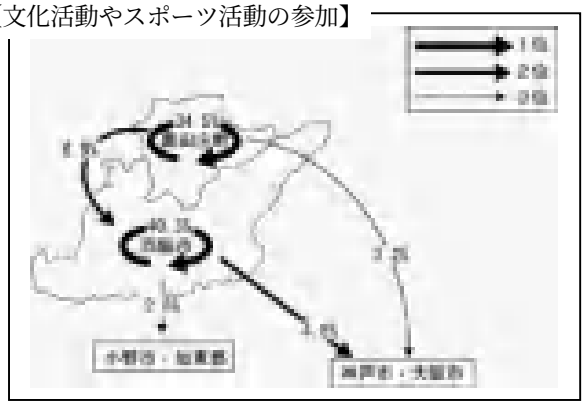

定住意向について

◆全体集計では、「できればこれからもずっと両市町内に住み続けたい」、「一時的に転居すると思うが、できれば将来は両市町内に落ち着きたい」など、**定住を希望する人は７割**を超えています。

◆一方、**年齢が若くなるにしたがって定住意向が低く**なっています。また、「わからない」との回答の割合も若年層に多く、定住意向が不確定であることから、**若年層の定住を促す施策が重要課題**であるといえます。

◆**地域への愛着や仕事、自然環境の豊かさが、定住したいと考える要因**となっています。

◆転居の理由については、仕事や学校の都合によるものが、大きな要因となっているほか、コミュニティ活動など地域のつながりが疎ましく感じられることも、要因の一つとなっています。

【定住意向】（年齢別集計）

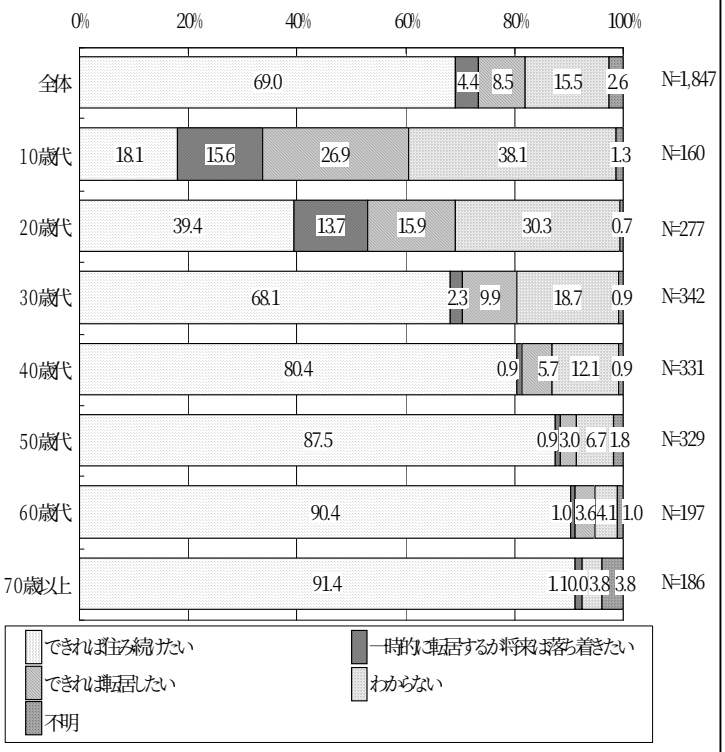

※表中Nは、合計票数をあらわします。

まちの現状の満足度について

◆全体として**満足度が低い傾向**がみられますが、満足度が高い項目は「上水道・下水道の整備」、「（検診・健康づくり活動・健康相談などの）保健サービスの充実」、「幼稚園・小中学校の施設の充実」、「ゴミ処理など環境保全対策の充実」、「緑などの自然環境の保全・創造」などがあげられています。

◆一方、満足度が低い項目を順にあげると、「（鉄道や路線バスなどの）公共交通の利便性」、「地域内の雇用の確保、（中小企業の育成・起業支援などの）労働対策の充実」、「新規企業（工場）の誘致・新産業の創出」などとなっており、**公共交通や産業分野全般に対する満足度が低くなっている**ことから、利便性の低い公共交通と、低迷する経済・雇用情勢が反映された結果となっていることがうかがえます。

◆居住地別では、**黒田庄町では下水道の整備や福祉施策が充実していることから、西脇市と比較して満足度が比較的高くなっている**ことがうかがえます。

◆年齢別では、各年代に応じて満足度に差がみられ、**１０歳代と７０歳以上では比較的満足度が高い**項目が多い傾向がうかがえます。一方、**若年層では生活基盤分野、４０歳代及び５０歳代では産業分野に対する満足度が低くなっている**ことがうかがえます。

【現状の満足度】

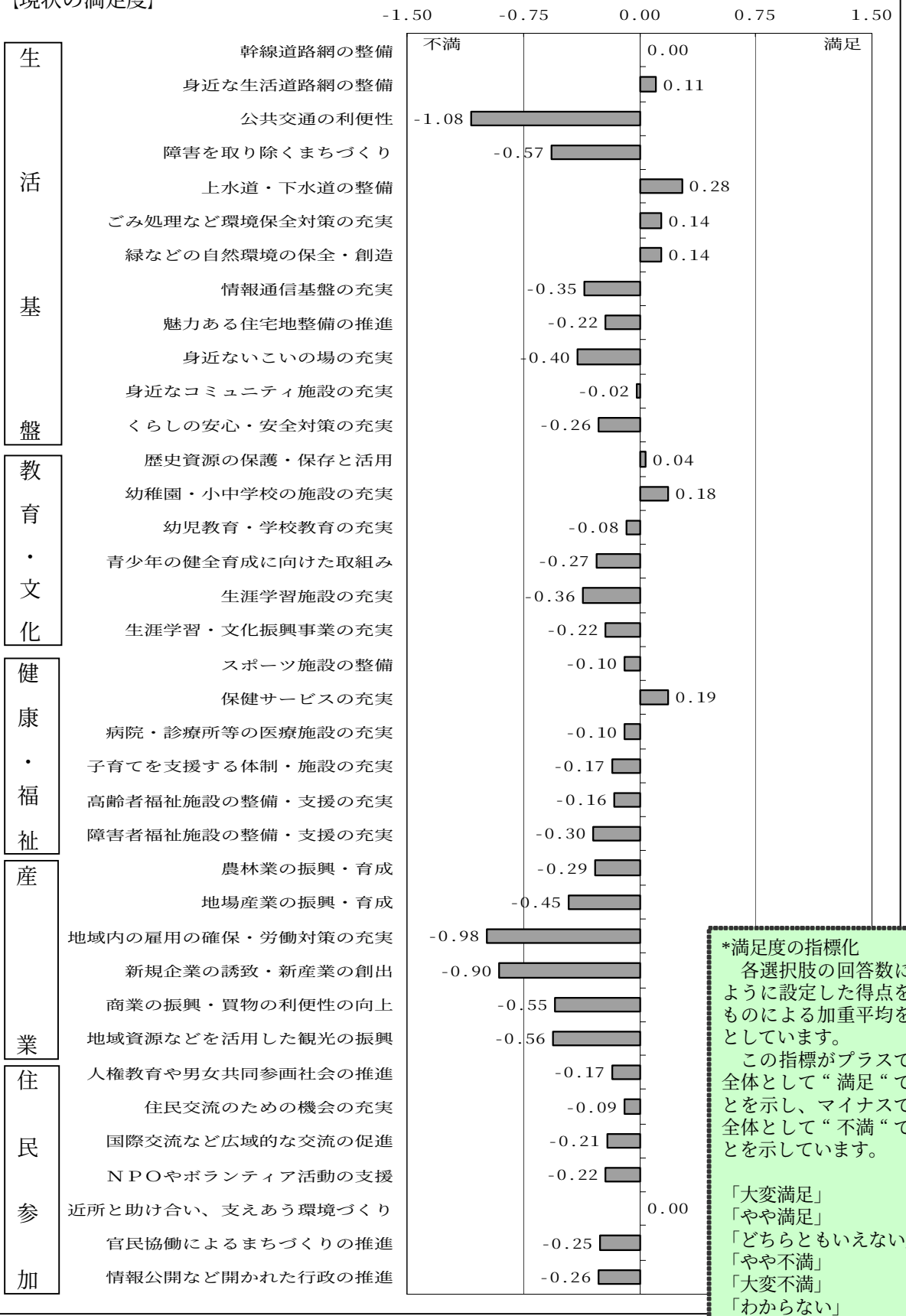

*満足度の指標化

各選択肢の回答数に以下のように設定した得点を乗じたものによる加重平均を満足度としています。

この指標がプラスであれば全体として“満足“であることを示し、マイナスであれば全体として“不満“であることを示しています。

「大変満足」	＋２点
「やや満足」	＋１点
「どちらともいえない」	０点
「やや不満」	－１点
「大変不満」	－２点
「わからない」	０点

将来のまちづくりに必要な施策について

◆生活基盤分野では、「（鉄道や路線バスなどの）公共交通の利便性」が最も高くなっています。一方、**公共交通の利便性については、満足度をみても最も低くなっているため、今後の施策の充実**が強く求められていると考えられます。また、「（防災・防犯・交通安全・消費者保護などの）くらしの安心・安全対策の充実」を望む人の割合も高く、**安心・安全のまちづくり**が強く望まれていることがうかがえます。

◆教育・文化分野では、「生涯学習施設の充実」が33.8％で最も高く、次いで「幼児教育・学校教育の充実」、「青少年の健全育成に向けた取組み」と続いています。若年層を中心に、**生涯学習施設の充実**が求められているとともに、近年、**社会問題となっている学校教育や犯罪の低年齢化を反映し、５０歳代以上では、これらの施策の充実**が求められていると考えられます。

◆健康・福祉分野では、「病院・診療所等の医療施設の充実」と「高齢者福祉施設（老人ホーム、デイサービスセンター等）の整備・支援体制の充実」の上位2項目の割合が他の項目と比較して非常に高くなっていることから、**医療施設や高齢者福祉施設の一層の充実**が強く求められていることがうかがえます。

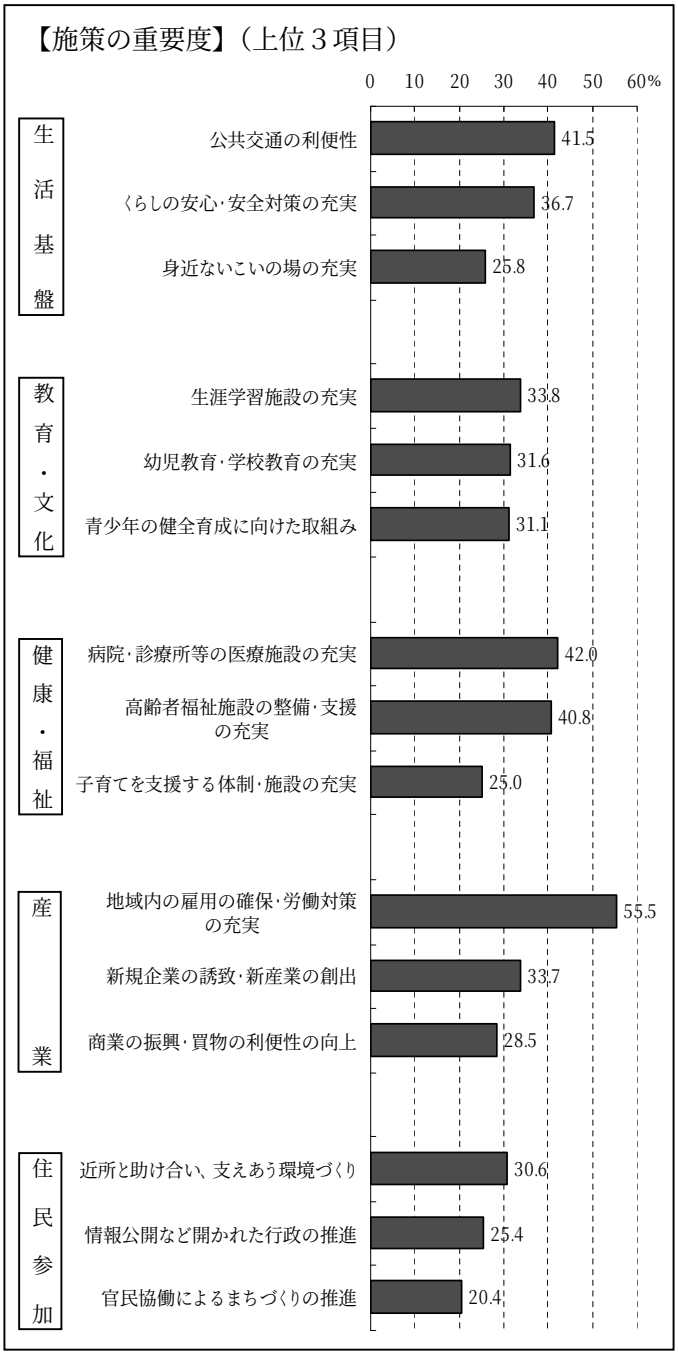

◆産業分野では、「地域内の雇用の確保・（中小企業の育成・起業支援などの）労働対策の充実」が最も高く、他の項目と比較しても非常に高い割合となっています。現状に対する満足度も非常に低かったことから、**低迷する経済・雇用情勢を反映し、雇用の確保など労働対策の充実**が強く求められていることがうかがえます。

◆住民参加分野では、「近所の人たちと助け合い、支えあう環境づくり」、「情報公開など開かれた行政の推進」、「（住民参画による）官民協働によるまちづくりの推進」が上位3項目にあげられています。地域コミュニティによる福祉や子育て、祭りやまちづくり活動など、**地域の自治活動が活発に行うことができる環境づくりと、それを支援する行政**が求められていることがうかがえます。

まちの将来像（イメージ）について

◆「保健・医療や福祉サービスが充実した、健康で安心して暮らせるまち」、「商業や工業の活力があふれ、働く場がたくさんあるまち」、「災害や事故、犯罪のない安全なまち」、「道路・公園、商業施設、公共交通網などが整備された、便利で快適なまち」、「子育て・教育環境が充実し、子どもたちがすこやかに育つまち」が上位5項目となっています。**これらの上位５項目は、他の項目と比べ割合が非常に高く、強く望まれている将来像**であることがうかがえます。

◆**産業分野全般や公共交通に対する満足度が低いため、これらの施策が充実した将来像が望まれている**ことがうかがえます。一方、医療・福祉分野に対しては、満足度はさほど低くなっていませんが、**さらなる高齢化社会の到来や社会保障制度の改革などが予想される将来への不安などから、これらの施策の充実**が求められていると考えられます。

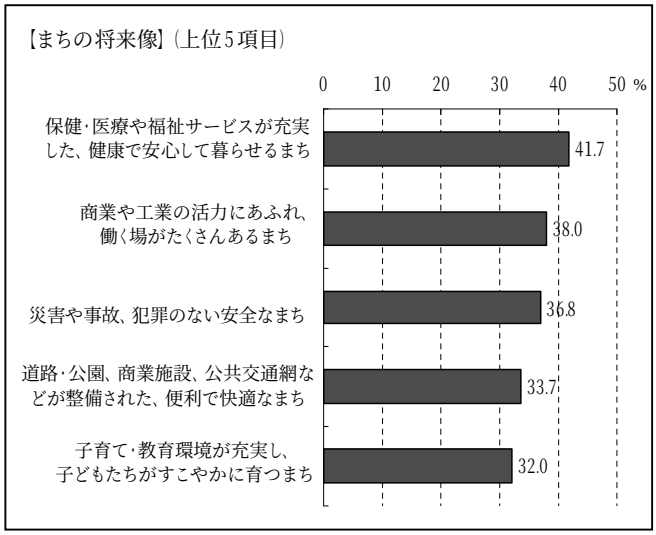

合併に対する期待･不安について

◆合併で期待することについては、「職員や議員の削減などにより、経費の削減や行財政運営の効率化が進む」が最も高く、次いで「公共料金など住民負担の低減を図ることができる」、「地域のイメージアップ（「市」や「より大きな市」になること）により、企業誘致・若者の定住促進につながる」と続いています。特に上位2項目については、割合が非常に高くなっていることから、**行財政の効率化と住民負担の低減に対する期待が大きい**ものと考えられます。

◆合併で不安に感じることについては、「公共料金が高くなり、住民負担が重くなる」が最も高く、次いで「中心地など一部の地域だけが発展し、周辺部が取り残される」、「行政区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる」と続いています。これら上位３項目は、他の項目よりも割合が非常に高くなって

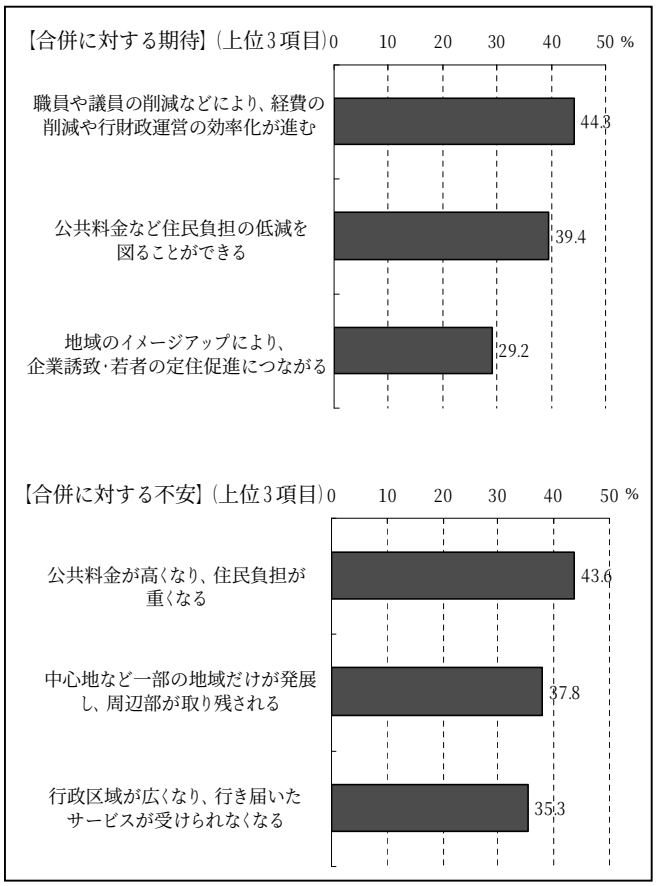

いることから、**住民の負担増、地域間格差の拡大、サービスの質の低下に対して強い懸念**を抱いていることがうかがえます。

◆特に**黒田庄町では、合併による地域間格差が生じることや役所が遠くなってしまうことへの不安が大きい**ことがうかがえます。

若年層の定住施策について

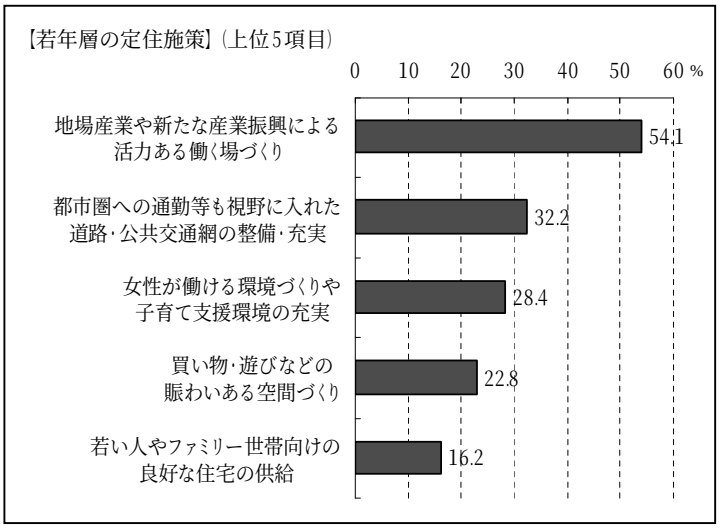

◆「地場産業や新たな産業振興による活力ある働く場づくり」が最も高く、次いで「（大阪や神戸など）都市圏への通勤等も視野に入れた道路・公共交通網の整備・充実」、「女性が働ける環境づくりや子育て支援環境の充実」と続いています。**若年層の定住意向が低く、一方で不確定な者の割合も高いことからも、今後、新市における若者の定住施策は重要課題**であると考えられるため、**働く場の創出や公共交通網の整備・充実、子育て支援環境の充実**を図ることが求められています。

◆40歳以上の年代では「地場産業や新たな産業振興による活力ある働く場づくり」の割合が非常に高くなっているのに対し、若年層、特に10歳代では「（大阪や神戸など）都市圏への通勤等も視野に入れた道路・公共交通網の整備・充実」や「買い物・遊びなどの賑わいある空間づくり」の割合が非常に高くなっており、**年代によって“強化していく必要がある”と考える施策に違い**があることがうかがえます。

1-9 新市の主要課題

社会潮流、両市町の現状、関連計画からみる方向性、住民意向調査の結果から、新しい西脇市の主要課題を次のように捉えました。

■ 合併の背景（社会潮流）

○地方分権時代への対応
○少子高齢化への取組
○住民生活の質的変化への対応
○「豊かなまちづくり」の推進
○行財政基盤の強化

■ 両市町の現状

○阪神都市圏に近接した位置
○里山や加古川水系など豊かな自然環境
○播磨内陸地域の拠点都市
○定住人口の減少
○少子高齢化の進行
○地場産業など地域経済の衰退
○交流人口（観光客）の増加
○都市集積と農村地域とが並存
○脆弱な公共交通基盤
○生活基盤の整備状況に地域間格差
○一定の都市機能（医療・福祉・文化・スポーツ施設など）が完備
○財政状況の悪化

■ 住民意向調査

○生活圏の一体性
○定住意向は７割と高いが、若年層ほど低い傾向
○公共交通や雇用の確保をはじめ産業分野での満足度が低く、くらしの安心・安全対策、福祉の充実とともに、これらの住民ニーズが高い
○将来像は、「健康で安心して暮らせるまち」、「働く場がたくさんあるまち」、「安全なまち」が上位
○行財政の効率化と住民負担の低減に対する期待が大きい
○住民負担の増加、地域間格差の拡大、行政サービスの低下に対する不安が大きい

■ 関連計画

☆第３次西脇市総合計画
「ふれあいと安心の人間都市 西脇」
☆黒田庄町第３次長期総合計画
「水と緑、豊かな土に育まれる黒田庄」
☆その他関連計画
・21世紀兵庫長期ビジョン
（全県ビジョン・北播磨地域ビジョン）
・第４次播磨内陸広域市町村圏計画
・北はりまハイランド構想

＜ 新市の主要課題 ＞

- ○ 安心・安全なまちの創造
- ○ 快適な生活環境の整備
- ○ 地域産業の振興と地域内の経済循環の促進
- ○ 次世代を担う人材の育成
- ○ 環境との共生と循環型社会の構築
- ○ 協働による地域自治（ローカル・ガバナンス）の実現
- ○ 効率的・効果的な行財政運営の推進

1) 安心･安全なまちの創造

全国的に少子高齢化が急速に進行する中、両市町においても全国・兵庫県平均を上回る高齢化率となっていることから、今後、到来が予想される少子・超高齢社会[1]への対応が急務であるといえます。住民意向調査でも、高齢者福祉や子育て支援、医療体制の充実が強く求められています。

また、予期しない自然災害の発生や不透明な社会情勢下における犯罪件数の増加がみられることなどから、防災・防犯をはじめとする総合的な暮らしの安心・安全対策の強化が強く望まれていることがうかがえます。

これらのことから、安心して子どもを産み育てられる環境整備や高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めていくとともに、かつて地域が持っていた連帯感や相互扶助意識など、コミュニティ機能の再生を促すことで、まち全体の危機管理能力を高め、住んでいる誰もがやすらぎを実感できる安心・安全なまちを創造していくことが必要です。

2) 快適な生活環境の整備

両市町は、阪神都市圏と比較的に近接した位置にあり、豊かな自然環境にも恵まれています。また、都市機能が集積する中心部とそれを取り囲むように広がる優れた田園景観を有する農村集落によって構成された都市構造が特徴としてあげられます。住民意向調査では、定住意向は高くなっており、地域への愛着感や自然環境の豊かさなどがその要因となっている一方で、公共交通の利便性の向上や情報通信の利用環境の充実など、生活基盤の一層の整備が求められています。また、若年層を中心に、阪神都市圏への交通アクセスの向上が強く求められおり、通勤・通学圏としての位置付けを高めるためにも、これら移動需要の高い地域へのさらなる交通環境の整備が重要であると考えられます。

これらのことから、定住地としての魅力を高める居住空間の創出に向け、住民生活の利便性に資する快適な生活環境を整備していくことが必要です。

[1] 国連の定義で、総人口に占める65歳以上の老年人口が20%以上の社会をいいます。

3) 地域産業の振興と地域内の経済循環の促進

両市町は、古くから織物・釣針など共通の地場産業に支えられ発展を遂げてきました。また、西脇市は、これらの地場産業を基盤に古くから播磨内陸地域の商業拠点としても機能してきました。一方、黒田庄町では、近年、農業振興に力を入れており、和牛の生産や循環型農業に取り組むなど、地域固有の産業基盤が形成されています。

しかし、社会環境の変化による厳しい経済・雇用情勢を反映し、住民意向調査では、産業施策の充実が強く求められています。また、若年層の定住を促進する施策としても、雇用の拡大や商業地などにぎわいの創出が重要課題であると認識されています。

これらのことから、地域経済の活性化につながる活力ある産業基盤の形成に向け、商業拠点としての機能を高めるとともに、地場産業の振興や新市の特色を生かした新たな産業の創出を図ることが必要です。さらに、既存の産業集積の活用や住民活動を主体にしたグローバル経済に左右されない、地域内での経済循環を促進させていく仕組みづくりが必要です。

4) 次世代を担う人材の育成

少子高齢化や社会の成熟化を背景に、地域活動の低下が懸念される中、子どもからお年寄りまですべての人が力をあわせ、それぞれの個性と能力を存分に発揮し、地域の活力を維持するとともに、魅力を高めていくまちづくりを進めていくことが重要です。このようなまちづくりを支える基礎となるのは人づくりです。そのため、心豊かな資質を持ち、主体的に活動していく人材が不可欠となります。

これらのことから、個性豊かで元気な地域の創造をめざし、一人ひとりが生涯にわたり、自ら学び、ともに高めあうことができる学習・実践機会の創出や環境整備を図ることにより、次世代を担う人材の育成に努めていくことが必要です。

5) 環境との共生と循環型社会の構築

地球規模での環境問題が深刻化する中、自然環境を保全・育成し、自然と共生できる社会の構築は、人類共通の課題としてあげられます。両市町においても、これまで自然の多大な恩恵を受け、日々の生活を営み、まちを築いてきました。地球の環境容量の限界が認識される中、今後も、持続的な発展を確保していくためには、利便性の高い暮らしと調和を図りながら、限られた自然資源の有効活用に努め、環境に過大な負荷を与えない社会システムを確立していくことが求められています。

これらのことから、生活や産業などあらゆる分野で環境に配慮したまちづくりを進めることにより、人と自然にやさしい循環型社会を構築していくことが必要です。

6）協働による地域自治（ローカル・ガバナンス）の実現

社会の成熟化にともない、多様化・複雑化する地域課題に応えていくためには、従来のガバメント（政府・自治体などが統治すること）から、ガバナンス（行政・企業・住民などの各主体が協働で自治を行うこと）への転換が求められています。

今後、限られた財源の中で、行政が、あらゆる住民ニーズを充足するサービスを提供していくことには限界があります。そのため、「身近なサービスは自分たちで」という意識の下、これまでの地域活動を支えてきた自治会や社会的目的を持つボランティア組織・NPO[1]などが積極的にまちづくりの担い手となり、行政との相互協力と役割分担により、福祉・教育・産業・文化・スポーツ活動などのあらゆる分野において、よりきめ細かで、質の高いサービスを提供していくことが期待されています。

これらのことから、住民・各種団体・行政など地域社会を構成する多様な主体が、自らの役割を認識し、積極的にまちづくりに参画することによって、活力ある地域社会の創造につながる協働による地域自治（ローカル・ガバナンス）の実現に向けた体制づくりを進めていくことが必要です。

7）効率的・効果的な行財政運営の推進

住民ニーズの拡大、少子・超高齢社会の到来、厳しい経済状況などから、国・県をはじめ、全国の多くの市町村で財政が逼迫しています。両市町においても厳しい財政運営が迫られており、地方分権が進む中、健全で自立・自律した自治体運営を行うためには、限られた財源で最大限の効果を生み出していかなくてはなりません。

そのためには、合併を契機に、実施事業の優先度を明確にし、適切な事業選択と重点配分を行うだけでなく、組織の再編・スリム化や公共施設の機能転換を図るとともに、従来の行政サービスのあり方についても再検討を行うなど、抜本的な行財政改革を進め、効率的・効果的な行財政運営を推進していくことが必要です。

[1] Non Profit Organization の略で、民間非営利団体のこと。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

第2章　主要指標の見通し

2-1　推計人口

①推計年次

人口指標の推計年次は、合併10年後（平成27年）とします。

②人口見通し

1) 総人口

今回の推計では平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート要因法[1]によって将来人口を推計しました。また、出生率・生残率については、国立社会保障・人口問題研究所による兵庫県の数値を用いています。

その結果、平成27年における新市の人口見通しは、42,097人となり、平成12年の人口45,718人から3,000人以上、約８％の減少が予想されます。

そのため、新市においては、自然と共生した良好な居住空間を提供することによって、都市部からの転入人口の増加を図るとともに、生活基盤や広域交通網の整備、さらには、就業環境の向上や福祉施策の充実などによって、快適で安心して暮らせる環境づくりを進め、転出人口の抑制に努めます。これらの施策を展開することで、人口の減少に歯止めをかけ、平成27年における新市の人口を **約44,000人** と想定します。

2) 年齢３区分別人口

年齢3区分別の人口比率は、コーホート要因法による推計結果を受けて算出しました。

その結果、平成27年には、年少人口の割合が14.8%、生産年齢人口の割合が55.7%、老年人口の割合が29.5%となり、さらなる少子高齢化の進行により、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する見込みです。

1　ある基準年の男女別・年齢別人口を基に、「コーホート」と呼ぶ年齢５歳ごとの階層に分け、各階層が１年後にどれだけ増減するか（「生存率」と呼び、「出生率」－「死亡率」＋「社会的増減（転出入）率」で求められます）を考慮して計算する人口推計手法のことです。

表　年齢区分別人口の実績と推計値

	平成7年（1995年）国勢調査		平成12年（2000年）国勢調査		平成17年（2005年）推計人口		平成22年（2010年）推計人口		平成27年（2015年）推計人口	
総　数	46,339 人		45,718 人		44,871 人		43,697 人		42,097 人	
0～4 歳	2,324	7,723人【16.7%】	2,326	7,224人【15.8%】	2,218	6,954人【15.5%】	2,058	6,685人【15.3%】	1,857	6,211人【14.8%】
5～9 歳	2,510		2,349		2,350		2,241		2,079	
10～14 歳	2,889		2,549		2,386		2,386		2,275	
15～19 歳	2,889	30,520人【65.8%】	2,463	29,073人【63.6%】	2,173	27,389人【61.0%】	2,033	25,508人【58.4%】	2,034	23,469人【55.7%】
20～24 歳	2,929		2,192		1,870		1,649		1,544	
25～29 歳	2,805		3,185		2,387		2,035		1,796	
30～34 歳	2,695		2,758		3,132		2,347		2,001	
35～39 歳	2,665		2,655		2,720		3,087		2,312	
40～44 歳	3,106		2,647		2,637		2,701		3,068	
45～49 歳	3,665		3,066		2,614		2,604		2,669	
50～54 歳	3,415		3,643		3,051		2,602		2,592	
55～59 歳	3,218		3,331		3,555		2,980		2,542	
60～64 歳	3,133		3,133		3,250		3,470		2,911	
65～69 歳	2,727	8,096人【17.5%】	2,932	9,407人【20.6%】	2,942	10,528人【23.5%】	3,061	11,504人【26.3%】	3,267	12,417人【29.5%】
70～74 歳	2,076		2,508		2,709		2,727		2,848	
75～79 歳	1,486		1,813		2,205		2,393		2,420	
80～84 歳	1,082		1,141		1,411		1,723		1,881	
85 歳～	725		1,013		1,261		1,600		2,001	

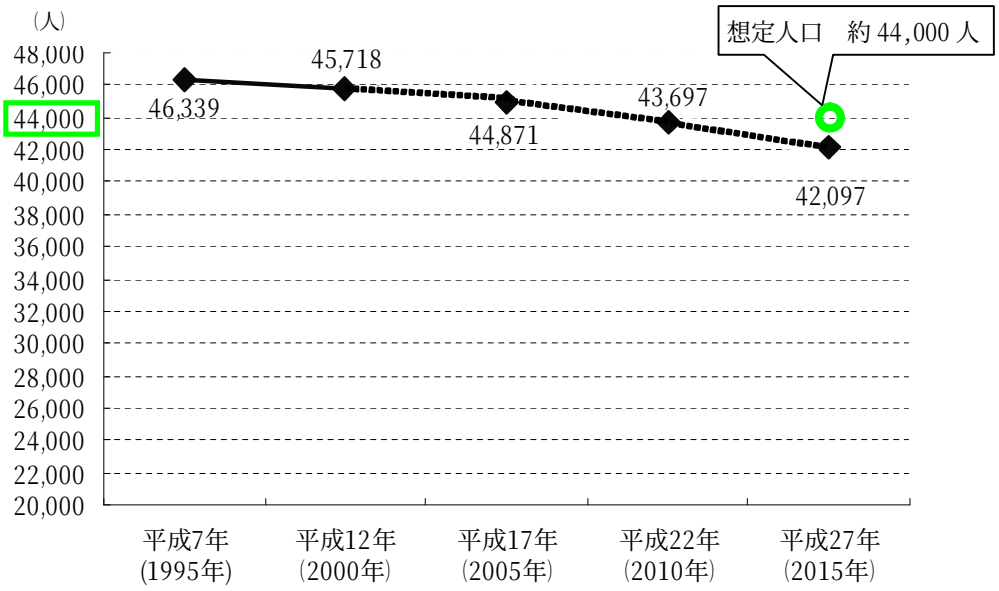

図　人口の実績と推計値･想定人口（平成7年～平成27年）

※平成７年、平成12年は国勢調査人口であり、年齢不詳も含む総数

2-2 推計世帯数

世帯数の見通しについては、先に示した総人口の見通しを平均世帯人員で除して求めます。その結果、人口は減少が予想されるものの、今後、さらなる核家族化の進行や世帯分離などにともない、合併10年後（平成27年）の推計平均世帯人員は2.67人となり、平成12年の平均世帯人員3.12人より減少することが予測され、推計世帯数は15,750世帯となります。

また、先に示した想定人口から推計した想定世帯数は **約16,500世帯** となります。

※平均世帯人員（1世帯あたりの人口）は、世帯分離などにより今後とも減少傾向が続くものの、その傾向は緩やかになるものとして対数回帰式[1]により推計しています。

	平成7年（1995年）国勢調査	平成12年（2000年）国勢調査	平成17年（2005年）推計世帯数	平成22年（2010年）推計世帯数	**平成27年（2015年）推計世帯数**	**平成27年（2015年）想定世帯数**
世　帯　数（世帯）	13,880	14,657	15,069	15,491	**15,750**	**約16,500**
総　人　口（人）	46,339	45,718	44,871	43,697	**42,097**	**約44,000**
世帯人員（人／1世帯）	3.34	3.12	2.98	2.82	**2.67**	**2.67**

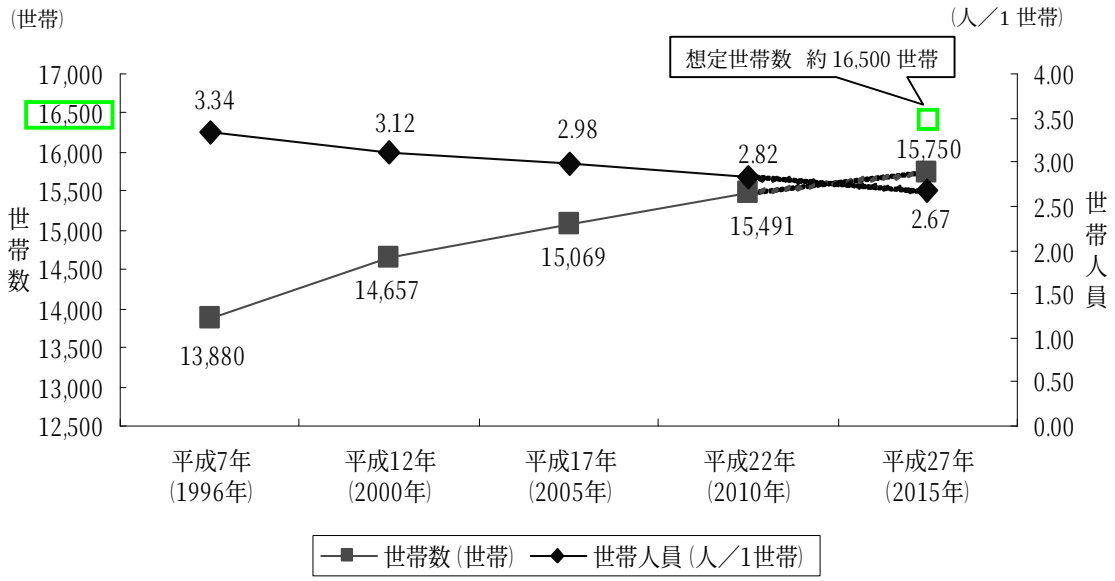

図　世帯数の実績と推計値･想定世帯数（平成7年～平成27年）

[1] 複数の過去の時系列のデータから将来の数値を推計する方法の１つで、今後とも減少（増加）傾向が続くものの、その傾向は緩やかになるものの推計に用いられます。

第3章　新市まちづくりの基本方針

3-1　新市のまちづくりの理念と将来像

①まちづくりの理念

主要課題を踏まえ、新しい西脇市において、市民と行政が連携してまちづくりを進めていく上での根本的な考え方として、３つのまちづくりの理念を次のように掲げます。

活力あふれる元気なまちをめざします。

地域に生きる一人ひとりが、自立して個性と能力を発揮しながら、「個」としての役割に意義を見い出し活動することで、生きがいを実感できるような元気なまちづくりを進めます。また、両市町がこれまで培ってきた互いの伝統・産業・自然など地域資源の融合を図るとともに、循環を促進させていくことで、経済の活性化や文化の振興に努めます。そして、地域の持つ潜在能力を最大限に引き出し、これまで以上に活力あふれる元気なまちを創造していきます。

豊かな自然と共生しながら安心して暮らせるまちをめざします。

私たちにいやしを与え、暮らしを支える豊かな自然を次世代に継承していくために、自然環境の保全に努めるとともに循環型社会の構築を進めます。また、人と人のつながりやふれあいを尊重し、思いやりの心、支えあい・助け合う心を育み、真の心の豊かさとやさしさが実感できるまちづくりを進めます。そして、人と自然、人と人の共生を図り、安心していきいきと暮らすことができるまちを創造していきます。

市民主導による参画と協働のまちをめざします。

私たちが私たち自身の生活や地域の身近な課題を解決していくことができるように、「市民力」を高め、自立したコミュニティの形成に向けたまちづくりを進めます。そのため、市民・企業・行政などまちづくりに関わる多様な主体が、それぞれの役割を認識し、連携を図りながら、既成概念にとらわれない、新しい時代にふさわしいまちづくり活動を展開していくことで、市民主導による参画と協働のまちを創造していきます。

②将来像

西脇市と黒田庄町は、豊かな自然の恵みを享受しながら、長い歴史の中で、先人たちが伝統・産業・文化を脈々と育み、それぞれ個性のあるまちを築いてきました。

２０世紀におけるめざましい工業の発展は、私たちに利便性の高い物質的な豊かさをもたらし、生活様式は一変しました。一方で、社会の成熟化とともに、少子高齢化・情報化・国際化の進展など、これまで想像しなかった大きな社会環境の変革の波に、今、私たちは直面しています。

時代の転換期の到来を告げるこの変革の波は、市町村にも例外なく押し寄せ、地方分権への移行、住民ニーズの多様化、地域経済の低迷による財政の悪化などをもたらしました。住民に最も身近な自治体である市町村の未来は、これらの変革にどのように対応し、持続可能なまちづくりを進めていくことができるか、ということにかかっているといえます。

このような中、西脇市と黒田庄町は、これまで培ってきたまちの特性や地域資源を存分に生かしながら、急速に変革する時代を切り拓き、未来への飛躍をめざして合併します。

新しく誕生する西脇市の将来像（キャッチフレーズ）は、先に掲げた３つのまちづくりの理念を踏まえ、次のように定めます。

いのちいきいき　自然きらきら
共生のまち　にしわき
～市民が主役！次世代につなぐ　ふるさとの創造～

この将来像は、私たちの暮らしを支え、まちを築く礎となった豊かな自然との調和を図り、ゆるやかな連帯感とあたたかな安心感に包まれた地域社会の中で、誰もがいきいきと活動し、心の豊かさが実感できる　── 人と自然、人と人が共生する ──　そんなまちを未来に向かって創造していくことを力強く宣言するものです。

「いのちいきいき」には、活力ある経済と薫り高い文化に支えられ、市民一人ひとりが、生涯にわたり、健やかで安心した暮らしができるまちづくりを進めていく、という想いを示しています。また、“いのち”としたのは、日本の“へそ”を称する西脇市が、単なる地理的な中心であるということだけを示すのではなく、“へそ”の持つ“生命の始まり”、“つながり”といった意味を大切にしていきたい、という想いを含んでいます。

「自然きらきら」には、四方を囲む緑の山並みや加古川水系の清流など、新市の豊かな自然環境を守り育て、大切に継承していくため、環境に配慮した社会の構築をめざしていく、という想いを示しています。

「共生のまち」には、人と自然、人と人との関わりの中で暮らしていくことの大切さを認識し、持続的に発展していくことができる新しいまちをみんなでつくっていこう、という想いを示しています。

そして、市民が主体的にまちづくりに参画し、新市の主役として活躍するとともに、次世代を担う子どもたちが誇りと愛着を持てるようなふるさとづくりをめざしていきます。

この計画が想定する合併１０年後には、この将来像が示すような、うるおいある生活を送ることができ、“合併してよかった”と思えるまちを実現していくため、市民と行政が手を携え、さまざまな取組を展開していきます。

3-2　新市まちづくりの基本方針

①まちづくりの基本方針

新しい西脇市の将来像「いのちいきいき　自然きらきら　共生のまち　にしわき　～市民が主役！次世代につなぐ　ふるさとの創造～」を実現するため、まちづくりの基本方針を次のように定めます。

ともに支えあい、みんなが笑顔で安心して暮らせるまちづくり　《健康・福祉・生活安全》

子どもからお年寄り、障害を持った人など、新市に暮らすすべての人が安心して健やかな生活ができるように、さらなる保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、お互いが優しさと思いやりの気持ちを持って、地域ぐるみで支えあうまちの実現に向けた支援体制を構築していきます。

また、健康に対する関心が高まる中、「自らの健康は自らで守る」という意識の高揚を図りながら、市民一人ひとりが心身ともに元気に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、地域社会と連携しながら、防災や防犯、交通安全対策など、日常生活における安全の確保に努め、まちの危機管理体制を強化していきます。

快適な暮らしを支える生活基盤が充実したまちづくり　《都市基盤・生活環境》

播磨内陸地域の拠点都市として、利便性をより一層高めていくとともに、新市の一体感を醸成するため、道路や公共交通など広域圏・地域間の連携を強化し、交流を促進する交通体系の整備を進めていきます。

また、住宅や身近な公園・広場をはじめとする快適な住環境の創出、さらには、上下水道の整備や高度情報化社会に対応できる地域情報化の推進など、身の回りの必要な生活基盤の整備・充実を図り、定住地としての魅力を高めていくとともに、新市に暮らすすべての人が住みやすさを実感できる生活空間を創造していきます。

地域の特色を生かした活気とにぎわいを創出するまちづくり　《産業・経済》

地域の発展を支えてきた播州織・播州釣針など地場産業の振興や既存の商店街・商業集積の活性化に向けた支援を引き続き行っていくとともに、新産業の導入にも努めていくことで、活力ある商工業の再生を図ります。

また、食生活の基盤となる一次産業の振興に向け、地域の特色を生かした特産品の開発やブランド化に取り組むほか、循環型農業の推進に努めていきます。

さらに、地域内の経済循環を促進する仕組みを構築していくことで、新たな雇用の創出や地域経済の活性化につなげていくとともに、豊富な地域資源のネットワーク化による観光の振興、交流の促進を図ることで、活気とにぎわいを創出するまちづくりを進めていきます。

こころ豊かな人を育み、いきいきと活躍できるまちづくり　《教育・文化》

幼児教育から学校教育に至るまで、安心して学習できる教育環境を整備するとともに、学校・家庭・地域社会・行政が連携して、子どもたちの可能性を伸ばし、豊かな人間性など、生きる力を養う教育に取り組み、次世代を担う人材を育成していきます。

また、生涯を通じて、誰もが自己実現に向け、自由に学習・活動できる機会と場を提供するなど、いきいきと活躍できるまちをめざした体制づくりを進めます。

さらに、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しあう社会をめざし、人権意識を高めていくため、啓発活動の推進や社会環境の整備を進めていきます。

うるおいある暮らしを守り、人と自然が共生するまちづくり　《環境共生》

豊かな自然資源の保全・再生を図るとともに、その活用に向け、多様な生態系を育む身近な自然に配慮しながら、緑化の推進や親水空間の整備など、自然と人がふれあう環境づくりを推進し、快適な生活環境の確保に努めていきます。

また、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざし、資源循環型の産業を推進するなど、自然環境と調和した持続可能なまちづくりを進めていきます。

さらに、環境に対する啓発の推進や学習機会の創出などにより、自然とともに暮らす共生の意識を育み、市民一人ひとりが環境を守り育てていくことができる体制を構築していきます。

②基本方針を支える推進方策

新市において、先に掲げた５つのまちづくりの基本方針を効果的に推進していくためには、市民の主体的なまちづくりへの参画を促進するとともに、行政の抜本的な行財政運営の見直しを進めることで、市民と行政がともに自覚を持って、協働による地域自治の実現に向けた新しい自治体制を構築していくことが重要です。

このため、次の２つの方針を新しい西脇市のまちづくりの根幹として位置付け、基本方針を支える推進方策として定めます。

多様な主体による参画と協働の推進　《市民自治》

これまでの行政主導によるまちづくりだけでなく、地域の身近な課題について、市民自らが対応し、解決していくことができるように、市民が主体となり、積極的にまちづくりに関わっていくことができる仕組みを構築していきます。

また、主体性を持ってまちづくりに取り組む市民をはじめ、地域ニーズに対応した機動性の高い活動を行う自治会・NPO・ボランティア団体など地域社会を構成する多様な主体の育成・活動支援を行うとともに、「参画と協働」の推進により、それぞれの責任と役割分担の下で、行政とともに考え、行動できる新しい自治体制の実現をめざします。

時代に対応した行財政運営の確立　《行財政改革》

地域の実情に適した市民サービスを提供するとともに、本格的な地方分権に対応できる自立・自律した自治体の構築をめざし、これまでの固定観念にとらわれることなく行政全般にわたる抜本的な改革を進め、限られた財源の中で最大限の効果を発揮できる行政体制の整備に努めるなど、時代に対応した行政運営システムを確立していきます。

また、「市民との協働によるまちづくり」を効果的に推進していくため、積極的な行政情報の公開・提供に努め、開かれた行政をめざします。

さらに、厳しい財政状況の中、スリムで効率的な行政運営をめざし、中・長期的な視野に立った計画的で健全な財政運営に努めます。

3-3 新市の都市構造

新しい西脇市は、恵まれた自然環境の中に、地域の拠点都市としてふさわしい利便性の高い都市機能が調和したまちを形成していきます。

そのため、土地利用の状況や都市機能の集積など地域の特性を踏まえ、連携軸・核・ゾーンを設定し、一体的・計画的なまちづくりを進めていくため、新市の都市構造を次のようにまとめます。

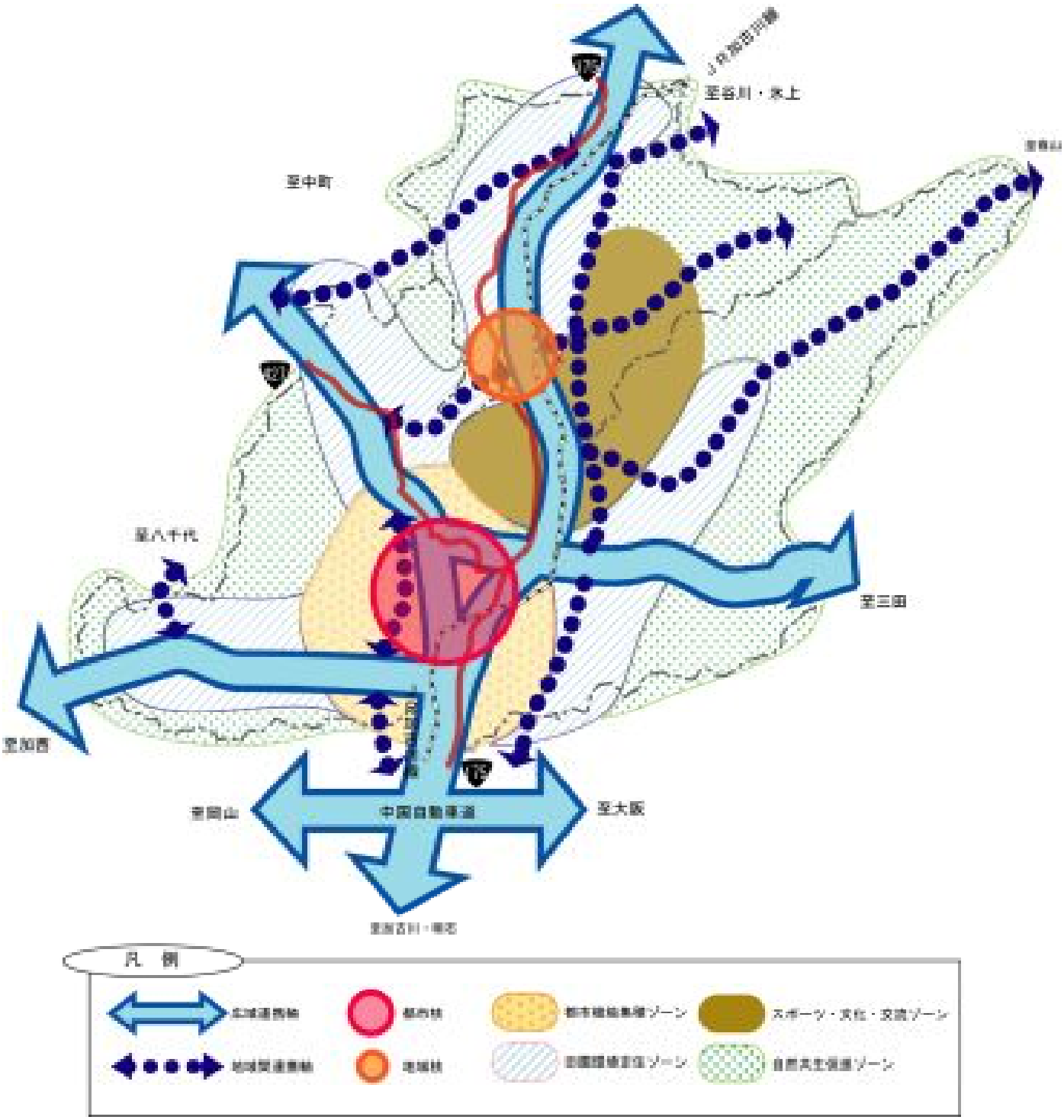

①連携軸

＜ 広域連携軸 ＞

国道 175 号・427 号などの幹線道路やＪＲ加古川線といった、阪神都市圏をはじめ、地域外につながる広域交通網のさらなる整備を進め、利便性を向上させることにより、人・もの・経済・情報などの流れを活発にし、広域的な連携と交流の促進を図っていきます。

＜ 地域間連携軸 ＞

県道黒田庄滝野線をはじめ、広域連携軸に準じる新市の各地区や近隣市町とを結ぶ道路の整備を進めることによって、地域間の連携と交流を一層強化するとともに、広域連携軸とのネットワーク化を図り、新市の一体的な発展を促します。

②核

＜ 都市核 ＞

従来、新市のみならず、地域の行政・経済・市民生活を支える中心的役割を担う都市機能が集積している地域であり、今後も新市の「心臓」としての機能の集積を図ります。

＜ 地域核 ＞

黒田庄町の中心部として主要な機能が集積している地域であり、市域の広がりとともに、都市核の副次的な拠点として市民生活を支える役割を担います。

③ゾーン

＜ 都市機能集積ゾーン ＞

行政・経済・文化・住居など多様な都市機能が集積しており、市民活動と密接に関連するゾーンとして、にぎわいと活力の創出を図ります。また、周辺地域との人・もの・経済・情報などの交流や循環を促進させるネットワーク拠点となるゾーンの形成を進めます。

＜ 田園環境定住ゾーン ＞

周辺部の良好な農村環境と豊かな田園風景を維持しつつ、定住の促進に向け、自然と調和した居住空間の整備を進めます。

＜ 文化・スポーツ・交流ゾーン ＞

文化・スポーツ・交流施設が集積しており、さらなる整備も進められていることから、これら施設の連携を図り、市民活動や新市内外の交流活動の場と機会を充実させていくゾーンの形成を進めます。また、都市核と地域核をつなぎ、新市の交流と共生の拠点となることをめざします。

＜ 自然共生促進ゾーン ＞

うるおいある暮らしを支える豊かな自然資源を保全・育成し、後世へ継承していくとともに、人と自然の良好な関係を築き、健やかに共生できるゾーンの形成を進めます。

第4章　新市の施策

4-1　施策の体系

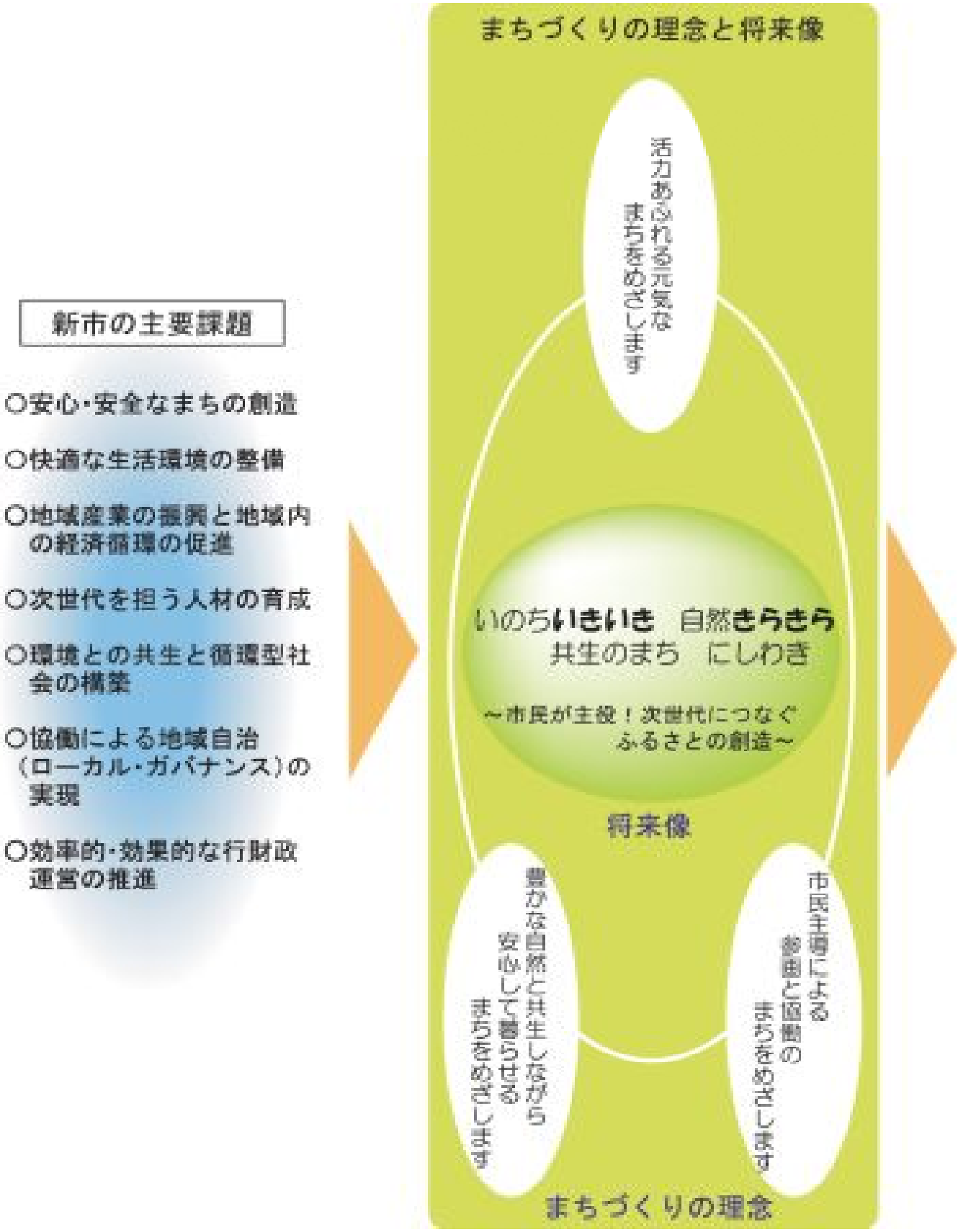

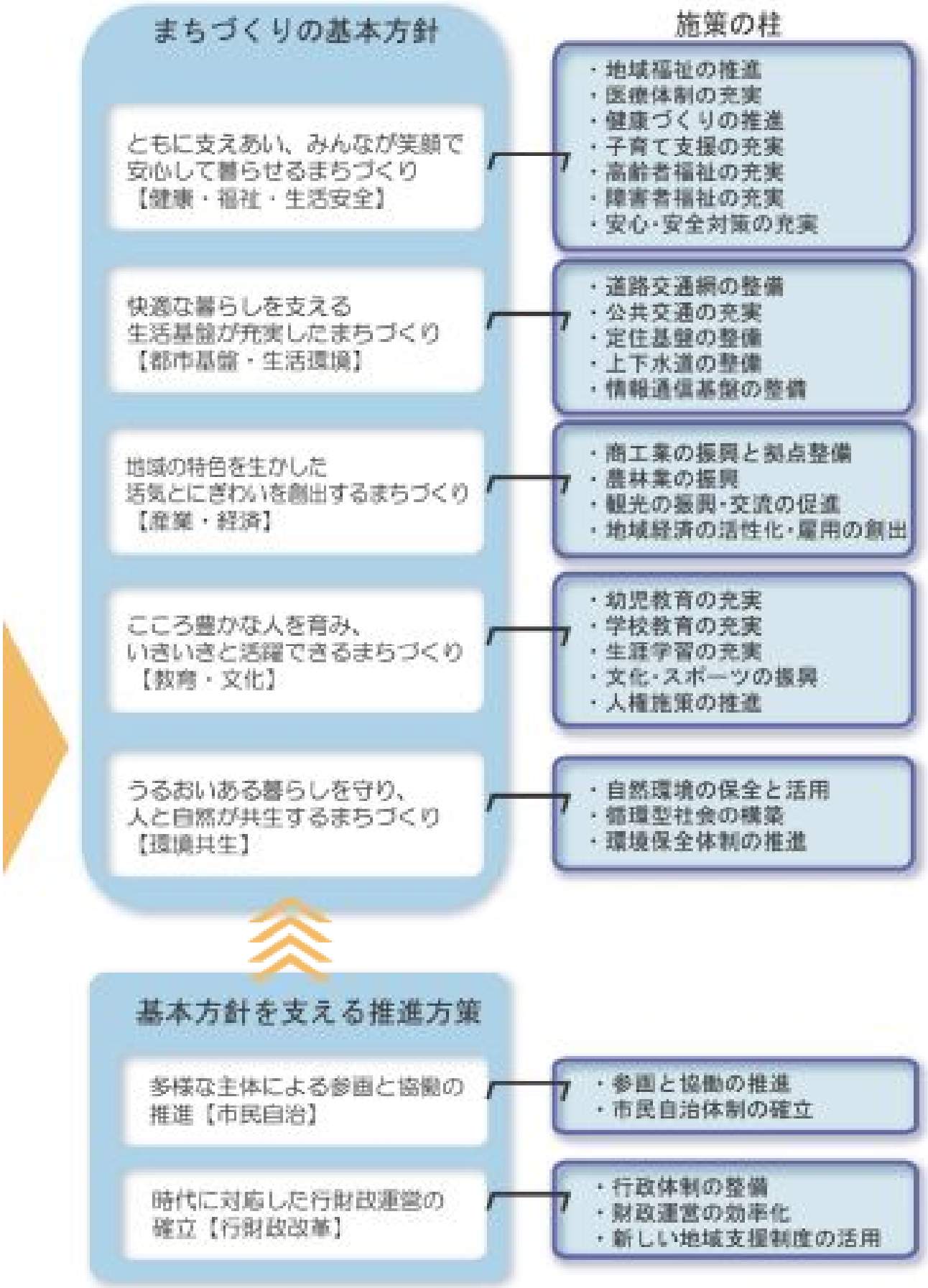
まちづくりの基本方針
施策の柱
ともに支えあい、みんなが笑顔で安心して暮らせるまちづくり【健康・福祉・生活安全】
・地域福祉の推進
・医療体制の充実
・健康づくりの推進
・子育て支援の充実
・高齢者福祉の充実
・障害者福祉の充実
・安心・安全対策の充実
快適な暮らしを支える生活基盤が充実したまちづくり【都市基盤・生活環境】
・道路交通網の整備
・公共交通の充実
・定住基盤の整備
・上下水道の整備
・情報通信基盤の整備
地域の特色を生かした活気とにぎわいを創出するまちづくり【産業・経済】
・商工業の振興と拠点整備
・農林業の振興
・観光の振興・交流の促進
・地域経済の活性化・雇用の創出
こころ豊かな人を育み、いきいきと活躍できるまちづくり【教育・文化】
・幼児教育の充実
・学校教育の充実
・生涯学習の充実
・文化・スポーツの振興
・人権施策の推進
うるおいある暮らしを守り、人と自然が共生するまちづくり【環境共生】
・自然環境の保全と活用
・循環型社会の構築
・環境保全体制の推進
基本方針を支える推進方策
多様な主体による参画と協働の推進【市民自治】
・参画と協働の推進
・市民自治体制の確立
時代に対応した行財政運営の確立【行財政改革】
・行政体制の整備
・財政運営の効率化
・新しい地域支援制度の活用

4-2 新市の施策

ともに支えあい、みんなが笑顔で安心して暮らせるまちづくり
《健康･福祉･生活安全》

○地域福祉の推進

住み慣れた地域社会や家庭において、すべての人が、自分らしく、自立して安心できる暮らしを実現していくため、市民が主体となり、支えあい・助けあいの精神を基盤とした地域ぐるみでの福祉活動を進めます。そのため、地域福祉計画の策定を検討するとともに、地域に密着したきめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、ボランティアやＮＰＯなどの育成や活動支援を行います。

さらに、高まる市民の福祉ニーズに適切に対応できるよう、保健・医療と連携した総合的な福祉サービスを提供するとともに、地域福祉活動の拠点となる施設の整備に向けた検討を行います。

また、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が道路や公共施設などを安全、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン[1]に配慮した環境整備に努め、人にやさしいまちづくりを進めます。

○医療体制の充実

災害拠点病院[2]や臨床研修病院[3]として、新市の医療の中核を担う西脇病院の機能の拡充を図るため、施設の全面改築を進めます。新病院の整備にあたっては、多様化する患者ニーズに応じた質の高い医療サービスを提供できるよう、医療機器や診療体制の充実を図ります。

また、新市における将来の保健・医療・福祉の連携のあり方を踏まえ、国の医療制度改革にともなう医療機関の体系化や機能の明確化、さらには社会資源の有効活用などともあわせて考え、これまで以上に地域の医療機関と機能分担する病診連携を促進し、地域内での医療完結をめざした体制を構築します。

1 障害者をはじめ、高齢者から子どもまですべての人が利用しやすいように、まちやものを設計することをいいます。
2 大規模災害に備え、24時間対応可能な緊急体制を有し、高度医療機能を備えた病院のことをいいます。
3 医師の臨床能力を養成するため、救急医療や高度医療を行い、研修医を指導する資質の高い指導医が在職する病院のことをいいます。

○健康づくりの推進

健康に対する関心が高まる中、市民の健やかな生活を確保するため、疾病の予防や早期発見につながる予防接種や健診などの保健事業を推進するとともに、適切な情報提供を行い、受診機会の拡大に努めます。

また、市民の健康に関する情報を一元的に管理する健康管理システムを確立し、医療・福祉への活用を図り、市民の健康を支える環境整備を進めます。

さらに、市民の自主的な健康づくりを推進するため、保健計画に基づき、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康教育や健康相談を行うなど、健康づくりへの意識の高揚を図り、自立していきいきと生活できる健康寿命の延伸に努めます。

○子育て支援の充実

急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進行動計画を策定し、地域社会が一体となって安心して子どもを産み育てることができるまちの実現に努めます。そして、核家族化・女性の社会進出などにともない、多様化する市民の子育てニーズを踏まえた保育サービスの充実や保育施設の整備を進めるとともに、学童保育[1]の充実にも努めます。

また、親の子育てに対する不安や悩みを軽減するため、子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、子育て支援・児童虐待防止に向けた市民ネットワークの拡充やグループ活動の推進を図ることで、親子のふれあいを深め、子どもを育てる親同士の交流の促進にも取り組みます。

さらに、子育て学習センターなど既存施設の有効活用を図るとともに、総合的な子育て支援機能を備えた拠点施設の整備を進めるなど、将来を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長を支える環境整備を進めます。

ひとり親家庭については、生活の安定と自立を図るため、関係機関との連携の下、家庭環境に応じた生活支援に努めます。

○高齢者福祉の充実

高齢者の増加が進む中、豊富な人生経験と知識を持つ高齢者が住み慣れた場所で、老いを楽しみ、さまざまな場面でいきいきと活躍しながら安心して暮らすことができる長寿社会の構築に向けた環境づくりを進めます。そのため、高齢者の生活機能の低下を防止し、自立した日常生活の支援に向け、外出支援をはじめとする介護予防サービスの充実に努めます。

また、在宅介護の総合的な相談窓口となる在宅介護支援センターの活動の強化を図り、介護が必要な人をはじめ、個々の高齢者のニーズに対応した適切な高齢者福祉サービスの提供に努めます。

[1] 小学校低学年児童を対象に、親の就業などにより放課後の家庭での保育が困難な児童を集団保育する制度をいいます。

○障害者福祉の充実

ノーマライゼーション[1]やリハビリテーション[2]の理念に基づき、障害者の自主性・主体性を尊重しながら、すべての障害者が、地域社会の中で自立して安心できる生活が送れるよう、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図り、サービスの量的・質的充実に努めるとともに、社会参加を促進するための支援体制の整備に努めます。

また、保健・医療サービスの情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、地域社会の中で、障害者の総合的な自立支援を推進するため、支援費制度の普及促進を図り、さらには拠点施設の整備に向けた検討を行います。

○安心･安全対策の充実

予期しない災害の発生や犯罪の増加など暮らしへの不安が高まる中、地域社会と連携しながら、市民の生活を脅かす危険に適切に対応し、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

防災については、地域防災計画を策定し、総合的・計画的な防災体制の確立に努めるとともに、一層の防災基盤の強化に向け、消防ポンプ自動車をはじめとする消防団施設の整備、充実を図るほか、新市全域での防災行政無線の導入についても検討します。また、災害発生時に迅速に対応できるよう、地域社会に根ざした自主防災組織の育成や支援強化に取り組み、防災意識の高揚を図り、防災力の向上に努めます。さらに、自然災害の発生を未然に防ぐため、砂防対策や急傾斜地など、がけ崩れの可能性のある危険箇所の改修、整備を進めるとともに、水害防止に向けた河川改修やため池の整備も行います。

交通安全・防犯については、危険箇所を中心に、歩道をはじめとする交通安全施設の整備や防犯灯などの設置を進めるとともに、関係機関と連携し、交通安全・防犯意識の高揚と普及を図り、事故や事件の未然防止に努めます。

消費生活については、安全な消費生活を実現するため、消費者自身の判断力を高める情報提供や啓発活動を行うとともに、さらなる相談体制の充実に努めます。

[1] 高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべての人が人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方のことをいいます。

[2] 人間の身体的・精神的・社会的能力の回復のための技術的訓練を指すとともに、自立と社会参加を促進する考え方をいいます。

＜主要事業＞

施策の柱	主要事業
◆地域福祉の推進	○地域福祉推進体制整備事業 ○地域の支えあい促進事業 ○人にやさしいまちづくり事業
◆医療体制の充実	○市立西脇病院整備事業 ○地域医療連携の促進・強化
◆健康づくりの推進	○保健・疾病予防推進事業 ○健康づくり推進事業
◆子育て支援の充実	○保育サービスの充実 ○保育施設整備事業 ○子育て支援推進事業 ○地域子育て支援事業 ○子育て家庭環境支援事業 ○子育て支援施設整備事業 ○ひとり親家庭支援事業
◆高齢者福祉の充実	○高齢者生きがい創出事業 ○高齢者自立支援事業 ○介護老人保健施設整備事業 ○在宅介護支援事業
◆障害者福祉の充実	○障害者福祉サービスの充実 ○障害者自立支援・社会参加促進事業
◆安心・安全対策の充実	○消防・防災基盤整備事業 ○地域防災推進事業 ○河川改修事業 ○交通安全対策事業 ○防犯対策事業 ○消費者対策の充実

＜主な県事業＞

施策の柱	主要事業
◆安心・安全対策の充実	○河川改修事業 （加古川、杉原川、野間川　ほか） ○ため池等整備事業 （合山口池地区　ほか） ○交通安全対策事業 （国道４２７号、一般県道黒田庄滝野線　ほか） ○治山事業 （日野地区） ○砂防事業 （田高谷川） ○急傾斜地崩壊対策事業 （船町地区　ほか）

快適な暮らしを支える生活基盤が充実したまちづくり
《都市基盤･生活環境》

○道路交通網の整備

交通の利便性を生かしたまちづくりを進めるため、広域幹線道路である国道１７５号や国道４２７号、県道黒田庄滝野線などの整備を促進し、広域的な連携や交流機能の強化を図ります。

また、市民生活の利便性を高めるため、新市中心部や主要な地域拠点を連絡する地域間道路の整備を進め、広域幹線道路と連動した体系的な道路交通ネットワークの確立を図ります。そして、これら道路網の整備により、新市域内の円滑な交通を確保し、交流を促進することで、新市の一体性を強化します。

市民生活に密着した生活道路については、防災機能や交通安全対策なども考慮し、利便性の向上を図るための整備を進めます。

○公共交通の充実

高齢者や障害者、学生など交通弱者の移動手段として、また、通勤や買い物など市民の日常生活を支える交通機関としての利便性を高めるとともに、移動需要の高い阪神都市圏との交流機能を強化するため、バスや鉄道など公共交通全般の実態を把握し、総合的な交通体系の整備や公共交通のあり方について検討します。

また、既存の民間バス路線については、路線維持に向けた運行支援を行うとともに、現在運行しているコミュニティバスの運行形態についても検討します。

さらに、平成16年度に電化されたＪＲ加古川線の運行本数の増加やさらなる時間短縮に向け、引き続き事業者との調整や利用促進・沿線活性化対策に取り組むとともに、交通の結節点としての機能だけでなく、地域住民の交流･活動拠点としての機能をあわせ持った駅舎の改築や駅周辺整備を進め、鉄道が利用しやすい環境整備に努めます。

○定住基盤の整備

若年層を中心に、市外への転出を抑制し、定住化を促進するとともに、都市部や周辺市町からの転入者の受け入れを図るため、多様な世代の暮らしを支える快適な居住環境の整備を進めます。

そのため、都市的集積や農地・山林など、地域の土地利用の現状や特性を十分踏まえ、総合的・計画的な土地利用の推進を図るとともに、良好な宅地の供給や土地区画整理事業、さらには老朽化した公営住宅の改築、整備を進めるなど、自然環境と都市環境が調和した、快適で魅力ある生活空間の形成に努めます。

また、土地の有効活用を図り、まちづくりを円滑に進めるためには、地籍の明確化が必要であることから、地籍調査の推進に取り組みます。

さらに、市民の憩いの場、コミュニティ形成の場となる公園や広場の整備を進めます。

○上下水道の整備

安全で安定した水の供給を図るため、老朽化した配水管の更新など水道施設の補修や整備を行います。あわせて、今後も水需要の増大が予測されることから、新たな水資源の確保に努めるとともに、新市全域での質の高い水道水の供給に向け、高度浄水処理が可能な施設の整備を進めます。

また、快適で良好な居住環境を創出するため、未整備地域を中心に、公共下水道など地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進めます。

○情報通信基盤の整備

情報通信技術の急速な進展にともない、市民一人ひとりが情報に接する機会が増大し、利用環境の整備、充実が求められていることから、高速大容量の情報の受発信が可能となる通信基盤の整備、充実を図るとともに、日常生活に不可欠な通信手段でもあり、今後、多様な活用が期待できる携帯電話の不感地域の解消に向け、民間通信事業者の自主的な移動通信用鉄塔施設の整備を促進するなど、高度情報化社会に対応したまちづくりを進めます。

また、行政においても、総合的な地域情報化に向け、その指針となる地域情報化計画を策定するとともに、個人情報の保護や安全対策に留意しながら、情報の共有や受発信など情報通信技術の活用による多様な市民サービスの提供を図ります。

＜主要事業＞

施策の柱	主要事業
◆道路交通網の整備	○道路整備事業 ○橋梁整備事業
◆公共交通の充実	○総合的な交通体系の整備 ○既存バス路線の維持・運行支援 ○コミュニティバス運行事業 ○鉄道利用促進・環境整備事業
◆定住基盤の整備	○快適な住環境の創出 ○土地利用計画の策定 ○土地区画整理事業 ○地籍調査推進事業 ○定住促進・宅地供給事業 ○公営住宅整備事業 ○公園・広場整備事業 ○人にやさしいまちづくり事業＜再掲＞
◆上下水道の整備	○上水道整備事業 ○公共下水道整備事業 ○農業集落排水処理施設・コミュニティプラント整備事業
◆情報通信基盤の整備	○地域情報化推進事業 ○移動体通信サービス地域の拡大

＜主な国･県事業＞

施策の柱	主要事業
◆道路交通網の整備	○道路改築事業 （国道１７５号西脇北バイパス、国道４２７号、主要地方道西脇停車場線、一般県道黒田庄滝野線　ほか） ○街路事業 （都市計画道路西脇上戸田線　ほか）
◆定住基盤の整備	○県営住宅整備事業 （日野ヶ丘団地　ほか）

地域の特色を生かした活気とにぎわいを創出するまちづくり
《産業･経済》

○商工業の振興と拠点整備

地域経済の発展を支えてきた播州織･播州釣針など、構造的不況により低迷する地場産業をはじめ、工業の活性化を図るため、生産技術の高度化や構造転換など既存事業者への支援を行います。

また、播磨内陸地域の商業拠点としての機能の再生を図るため、関係団体と連携しながら、既存の商店街の活性化に対する取組への支援や商業集積のネットワーク化など商業環境の整備に努めます。

さらに、行政・経済・文化・住居をはじめ、多様な都市機能を擁する中心市街地の活性化に向け、まちづくりと一体となった商業環境の整備やＴＭＯ[1]の支援など、「新市の顔」としてふさわしいまちづくりを進めます。

○農林業の振興

地域特性を生かした活力ある農林業を支えていくため、安定した農産物の供給に資する生産基盤の充実を図るとともに、農地や山林の持つ公益的機能の維持、増進に向け、ため池や排水路、ほ場などの整備、改良を進めます。あわせて、経営の安定化に向け、農用地の利用集積など集団化の推進や多様な担い手の確保、育成にも努めます。

また、新市を代表する特産品である黒田庄和牛のさらなる普及を図るとともに、家畜糞尿による有機土壌化を進め、農産物の高付加価値化、地域ブランド化による産地づくりに取り組むことで、環境に配慮した資源循環型の生産システムの構築をめざします。そして、循環型農業の推進により、安心で安全な食の提供を確立するとともに、地産地消[2]の仕組みづくりを進めます。

さらに、農業の持つ多面性に着目し、１次産業だけにとどまらず、２次・３次産業化も視野に入れた新しい農業施策を展開します。

1 Town Management Organization の略称で、まちづくりを企画・運営・管理し、商店街・市民・事業者・行政など、さまざまな主体が参加し、まちの運営を横断的、総合的に調整する機関をいいます。

2 「地元生産地元消費」の略で、地域で生産された農産物などの食材をその地域で消費することを意味します。

○観光の振興･交流の促進

北はりまハイランド構想に基づく地域づくり活動の推進をはじめ、新市の恵まれた自然・文化などさまざまな地域資源を活用し、都市と農村との交流を促進することで、地域の活性化につなげます。そのため、観光・交流拠点の整備やネットワーク化を図るとともに、自然・文化、さらには市民とのふれあいを創出する交流イベントを開催します。

また、豊かな自然環境を生かし、魅力ある景観の保全に努めるとともに、滞在型の来訪者やリピーターの増加につながる体験型観光などのグリーンツーリズム[1]を進めます。

さらに、出会いと絆を大切に、文化・教育・スポーツ・観光など幅広い分野での交流を通じて、姉妹都市・友好都市をはじめとする国内外の都市との友好親善を深め、新市の魅力を広く発信します。

○地域経済の活性化･雇用の創出

全国的に産業・経済が長期にわたり低迷を続ける中、市民の生活基盤の安定を図り、ゆとりある暮らしを支えるため、就労環境の整備を進めるとともに、自立した地域経済の構築をめざします。そのため、人材能力の開発支援や就業情報の提供、さらには企業誘致にも努めることで、市民の就労機会を拡大するとともに、若年層の定住やＵ・Ｉ・Ｊターン[2]の促進も図ります。あわせて、勤労者の生活安定を図るための支援にも取り組みます。

また、地域の特色や産業集積を生かした産業の創出や身近な課題を解決するため、市民活動を主体にしたコミュニティビジネス[3]の起業支援、これらの事業を行うＮＰＯの設立や活動支援にも努めます。

さらに、多様な雇用形態に対する要請を踏まえたワークシェアリング[4]の導入、地産地消の推進に努めるなど、地域内の経済循環を促進する仕組みづくりに向けた検討を行います。

1 緑豊かな農村地域などにおいて、自然・文化などを生かし、地域の人々との交流を楽しむ余暇活動のことをいいます。

2 【U ターン】＝都市部などに転出した地方出身者が出身地に戻ること、【I ターン】＝都市部で生まれ育った者が地方へ移住すること、または地方出身者が、出身地以外の地域に移住すること、【J ターン】＝地方出身者が出身地に戻らず、大都市と出身地の間の他の地域に移住すること、または出身地の近くの地域に移住することをいいます。

3 地域コミュニティの活性化や地域の課題の解決に向け、労働力・原材料・ノウハウ・技術などの地域の経営資源を利用し、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていく事業活動をいいます。

4 仕事をより多くの労働者で分かち合うことにより雇用を維持することをいいます。

＜主要事業＞

施策の柱	主要事業
◆商工業の振興と拠点整備	○商店街活性化事業 ○中小企業支援事業 ○地場産業振興事業 ○中心市街地活性化事業
◆農林業の振興	○農業農村整備事業 ○農業経営支援事業 ○循環型農業推進事業 ○特産品開発推進事業 ○農村環境整備事業 ○畜産振興事業 ○森林整備事業 ○地産地消の推進
◆観光の振興・交流の促進	○観光振興事業 ○北はりまハイランド構想推進事業 ○交流拠点整備事業 ○市民交流イベント開催事業 ○農村交流体験推進事業 ○国際・地域間交流促進事業
◆地域経済の活性化・雇用の創出	○勤労者支援事業 ○企業誘致推進事業 ○雇用確保・創出支援事業 ○地産地消の推進＜再掲＞

＜主な県事業＞

施策の柱	主要事業
◆農林業の振興	○農業農村整備事業 （中山間地域総合整備事業：クリエイティブハイランド北はりま地区、ため池等整備事業：合山口池地区　ほか＜再掲＞）

こころ豊かな人を育み、いきいきと活躍できるまちづくり
《教育･文化》

○幼児教育の充実

幼児期の元気で健やかな子どもの発育を促し、親が安心して子どもを預けられるよう、幼稚園施設など教育環境の整備を進めるとともに、人間形成の基礎をつくり、豊かな個性の育成につながる教育内容の充実に努めます。

また、市民の多様な子育てニーズを踏まえ、幼稚園での保育時間を延長する預かり保育の充実を図るなど、子どもを持つ親への支援を強化するとともに、今後の国の動向を踏まえ、地域の実情に応じた幼稚園の運営体制について検討を行います。

○学校教育の充実

少子化が急速に進行する中、子どもたちが快適に安心して学習できる環境づくりに向け、柔軟な施設運営も視野に入れ、校舎やプールなど老朽化した小・中学校施設の改築や整備を進めるとともに、子どもたちの健康を重視し、引き続き安全でおいしい給食を提供するため、学校給食施設の円滑な運営に向け、施設の整備に向けた検討を行います。

また、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、たくましく生きる力を育むため、豊かな国際感覚の養成や情報活用能力の向上など、多様なカリキュラム[1]の展開を図り、それにともなう基盤整備にも努めます。

さらに、交流や体験活動を通して、他者への思いやりや社会性、倫理観など、こころ豊かな資質を育み、新市の将来を担う人材の育成につながるよう、教育内容の充実を図ります。

障害児教育については、一人ひとりの障害の状態に応じた自立活動への意欲を高める教育を進めます。一方で、いじめや不登校、学級崩壊など複雑化・多様化する教育環境をめぐる課題に対応していくため、子どもや親の相談体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら、教職員の資質や専門性の向上を図ります。

そして、地域に開かれた特色ある学校をめざし、学校・家庭・地域社会・行政が一体となって、教育環境の充実を進めていきます。

[1] 児童・生徒が学習するため、系統立てされた教育課程をいいます。

○生涯学習の充実

生涯を通じて、市民誰もが自己実現に向け、自ら主体的に学ぶことができるよう、生涯学習施設の整備を進めるとともに、公民館活動をはじめとする学習内容など運営体制の充実に努め、多様化・高度化する市民の学習意欲に応じた活動の場と機会の創出を図ります。

そして、学習成果を地域社会に還元するため、これらの学習活動によって知識や技能を得た人材が主体的に活躍できるような環境整備を進めます。

また、青少年の健全育成については、地域社会との連携を図り、青少年が社会の一員としての誇りと責任を自覚し、たくましく、健やかに成長していけるよう、さまざまな体験活動の支援や見守り体制の充実に努めます。

○文化･スポーツの振興

優れた文化や芸術に触れる機会を創出し、市民文化の高揚と地域文化の創造を図るため、新市の特色を生かした文化・芸術イベントの開催や市民の自主的な文化活動を支援します。あわせて、これらの活動・交流の拠点となる施設の整備についても検討します。そして、新市の貴重な財産である文化財については、後世に継承するため、その保存と活用に努めます。

また、健康の増進や市民交流・多世代交流につながるスポーツ活動の一層の活性化に向けて、地域での活動拠点となる施設の整備を進めるとともに、既存施設の有効活用を図ります。

さらに、子どもからお年寄りまで、市民誰もが気軽にスポーツ活動を楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、関係機関との連携を図りながら、スポーツイベントを開催するほか、団体の育成や地域のスポーツクラブ活動の定着にも努めます。

○人権施策の推進

市民一人ひとりが、人権を尊重し、お互いを思いやる意識を育んでいけるよう、人権教育・啓発活動の推進や学習機会の提供などにより、あらゆる差別のない、ともに生きる社会の実現をめざします。

また、男性と女性がともに、自らの意思で、社会のあらゆる分野で対等に参画し、その個性や能力を十分に発揮できるよう、性別による固定的な役割の観念や慣行の見直しに努めるほか、個人の尊厳を傷つけるドメスティック・バイオレンス[1]やセクシャル・ハラスメント[2]の防止を図るなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。

[1] 家庭内で発生するすべての暴力を指す言葉で、特に夫婦や恋人など男女間において、男性が女性に加える身体的・精神的な暴力をいいます。

[2] 「性的いやがらせ」のことを意味し、広くは相手方の望まない性的言動すべてをいいます。

＜主要事業＞

施策の柱	主要事業
◆幼児教育の充実	○幼児教育施設整備事業 ○幼児教育環境・学習内容の充実
◆学校教育の充実	○小・中学校施設整備事業 ○学校給食施設整備事業 ○学校教育環境・学習内容の充実 ○こころの教育推進事業 ○就学支援事業
◆生涯学習の充実	○生涯学習施設整備事業 ○生涯学習推進事業 ○青少年健全育成事業
◆文化・スポーツの振興	○文化施設整備事業 ○芸術・文化活動振興事業 ○文化財保存・活用事業 ○社会体育施設整備事業 ○スポーツ活動振興事業
◆人権施策の推進	○人権啓発活動事業 ○人権教育推進事業 ○男女共同参画社会推進事業

うるおいある暮らしを守り、人と自然が共生するまちづくり
《環境共生》

○自然環境の保全と活用

新市のかけがえのない財産である生物の多様な生態系を育む緑豊かな山々や加古川水系の恵まれた水資源など、良好な多自然環境の保全、育成に努めるとともに、生活の利便性と引換えに失われた自然環境の再生を図ります。あわせて、土地利用計画との整合を図りながら、緑化の推進、水源かん養などさまざまな公益的機能を持つ森林や農村環境の整備を進めるとともに、水質改善をはじめ河川環境の向上にも努めます。

また、里山林の育成や親水性を高めた水辺空間の創出に努めるとともに、自然と調和した美しい景観の形成を図り、暮らしの中で身近な自然の持ついやしとうるおいが実感できる環境整備を進めます。

さらに、快適な生活環境を守るため、自然との共生に配慮した開発を推進するとともに、公害の防止に向けた取組に努めます。

○循環型社会の構築

限りある資源を活用しながら、自然環境の恩恵を次世代につないでいくため、ごみ・廃棄物の減量化やリサイクル活動の推進、エネルギー資源の有効活用を進め、人と自然にやさしい自立・循環型社会の構築をめざします。

また、新市の特産品の柱である黒田庄和牛の産地として、より適切な生産環境の創出に向け、家畜糞尿を資源として有効利用し、堆肥の生産を行う環境循環の拠点となる施設の整備を進めることで、人と自然にやさしい循環型農業を推進するとともに、環境に過大な負荷を与えない資源循環システムの確立に努めます。

○環境保全体制の推進

経済成長にともない、地球規模で深刻化する環境問題に対応し、暮らしに豊かな恵みをもたらす自然と将来にわたり共生できる持続的発展が可能な社会の構築に向け、その指針となる環境基本計画を策定します。

また、地球規模での環境問題への取組の一環として、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減をはじめとする地球温暖化対策を進めていくとともに、地球環境の保全や再生に関する活動支援、さらには啓発や教育を充実するなど、子どもたちを含め、市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図り、環境保全に向けた取組を進めます。

＜主要事業＞

施策の柱	主要事業
◆自然環境の保全と活用	○緑化推進事業 ○河川環境整備事業 ○公害防止対策事業 ○自然環境保全事業 ○森林整備事業＜再掲＞ ○農村環境整備事業＜再掲＞
◆循環型社会の構築	○畜産環境対策施設整備事業 ○循環型農業推進事業＜再掲＞ ○循環型エネルギー導入推進事業
◆環境保全体制の推進	○環境保全・啓発推進事業 ○環境教育・学習推進事業 ○地球温暖化対策事業

＜主な県事業＞

施策の柱	主要事業
◆自然環境の保全と活用	○河川環境整備事業 （加古川、杉原川　ほか）

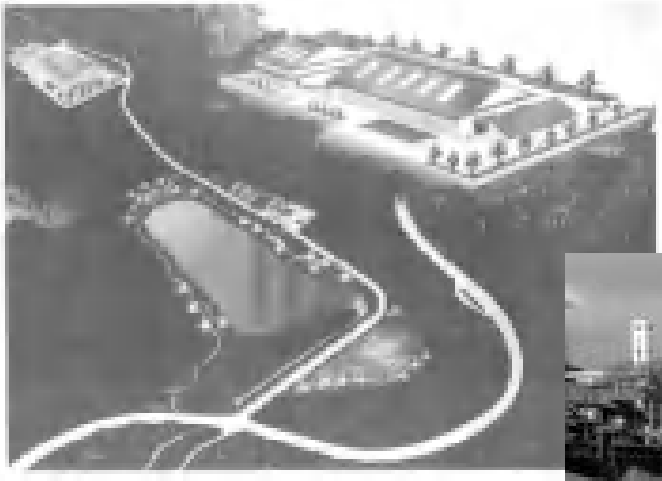

4-3　推進方策の具体的な取組

地域自治の再構築の必要性

これまでの行政は、社会の経済成長を前提に、増大する住民ニーズに対応していくことで、その社会的役割を拡大してきました。この社会システムは、成長期においては人々の生活の向上に大きな成果を収めてきましたが、成長社会から本格的な成熟社会への移行期にある現在、国・地方ともに深刻な財政状況の悪化をもたらしています。また、経済成長によりもたらされた物質的な豊かさは、人々のライフスタイルや価値観の多様化を招き、少子高齢化の進行や地域社会への帰属意識の低下などにつながっています。今後は、全体人口が減少し、社会の停滞が懸念される状況の下で、さらなる住民ニーズの多様化・複雑化が進み、「住民生活に必要なサービス（＝公共的サービス）」の担い手として行政の役割は、ますます重要になっていくことが予想されますが、あらゆる住民ニーズを行政だけで対応していくことは、もはや困難な状況にあります。

国においても、地方分権改革をめぐる論議の中で、今後の地方自治体の行政体制の整備や行財政運営のあり方について、行政のみならず地域社会を構成する多様な主体との公私協働による公共的サービスの提供や行財政運営における経営的視点の導入などについての言及がなされており、行政サイドにおいては、成熟社会に対応した持続可能な行政システムを構築していくことが必要です。

一方、住民サイドにおいても、余暇活動・自由時間の増大、価値観の多様化などにともない、住民自身や社会性を持つ組織による各種の自主的な公益活動が活発化しており、「地域の身近な課題は自分たちの手で解決する」という意識の高まりとともに、行政依存的思考からの変化が見受けられます。

【今後の行政サービスのあり方のイメージ図】

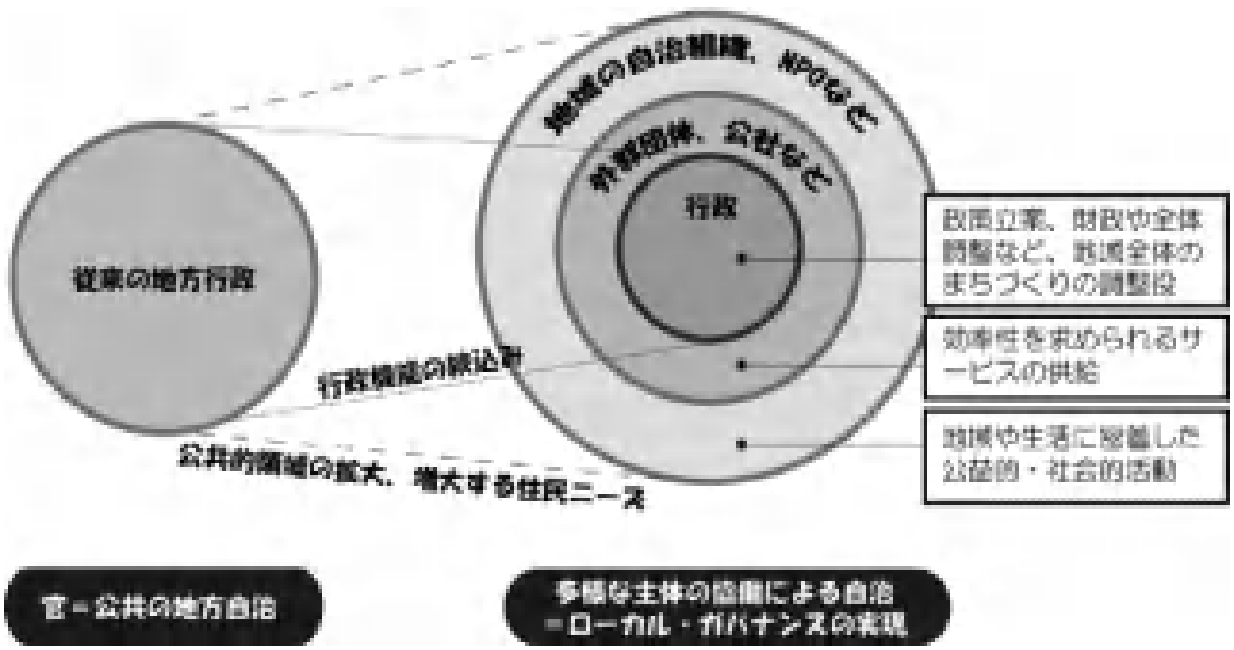

これらの背景を踏まえて、行政が限られた財源の中で、効率的・効果的な行政運営を行い、最大限の公共的サービスを提供していくためには、「住民や地域の自治組織、あるいは社会性を持つ組織が実施した方が効果的であること（＝地域コミュニティ単位の身近なサービス）」や「民間企業が実施した方が効果的であること（＝市場が発達しており、安価で質の良いサービスが市場に出回っているもの）」を、行政から住民や地域の自治組織、民間企業などに任せていくことにより、行政運営をスリム化し、財政基盤の強化を図っていくことが必要となります。

また、住民においては、「公共」部門の中の「共」に関わる部分、言い換えると「自分たちの手によって協力して実施できること、した方が良いこと」を主体的に担っていくことが必要です。例えば、身近な福祉活動（隣近所の子どもの預かり、お年寄りの身の回りの世話など）や文化活動（趣味サークル、お祭り、イベントなど）、公園など地域の公共空間の清掃や管理などについては、住民一人ひとりが支え合い、助け合いの意識を持ち、自分たちの問題として捉え、担い手となって活動していくことで、これまでは行政が担っていた公共的サービスが継続されていくと考えられます。

このように、行政は、これまで独占してきた公共的サービスの実施にあたり、政策形成への住民参画の推進や実施主体の多様化に向けた自己改革に努める一方、住民は、過度の行政依存の体質を見直し、地域社会の持つ社会的エネルギーを高めていくことにより、新市ではまちづくりを担う多様な主体（住民・各種団体・企業・行政など）が、それぞれの役割を認識し、協働による地域自治（ローカル・ガバナンス）を実現していくことが必要となっています。

【行政サービスの役割分担のイメージ図】

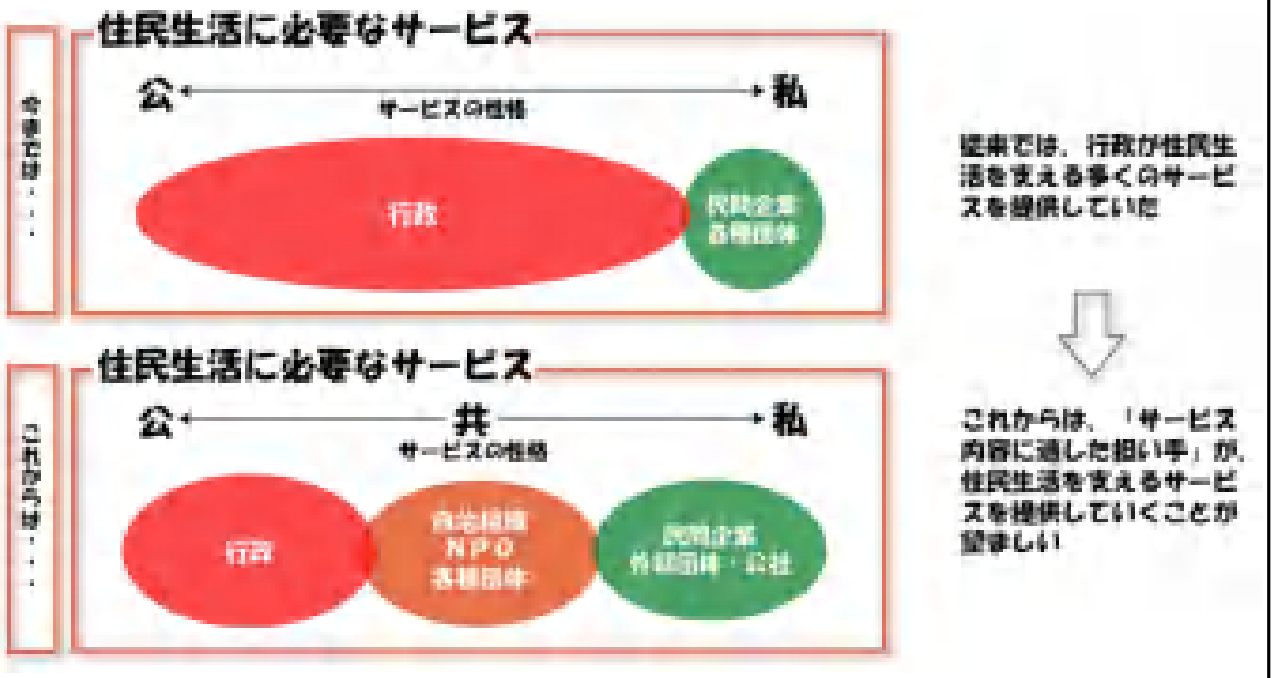

新しい自治体制（ローカル・ガバナンス）のイメージ

自治組織、ＮＰＯ、各種団体等が すべきことは・・・

●地域の身近な課題を市民自身で解決する組織づくり
●企業･行政と対等な立場として活動できる基盤づくり
●コミュニティビジネスへの発展など、自立した活動を行える組織づくり　など

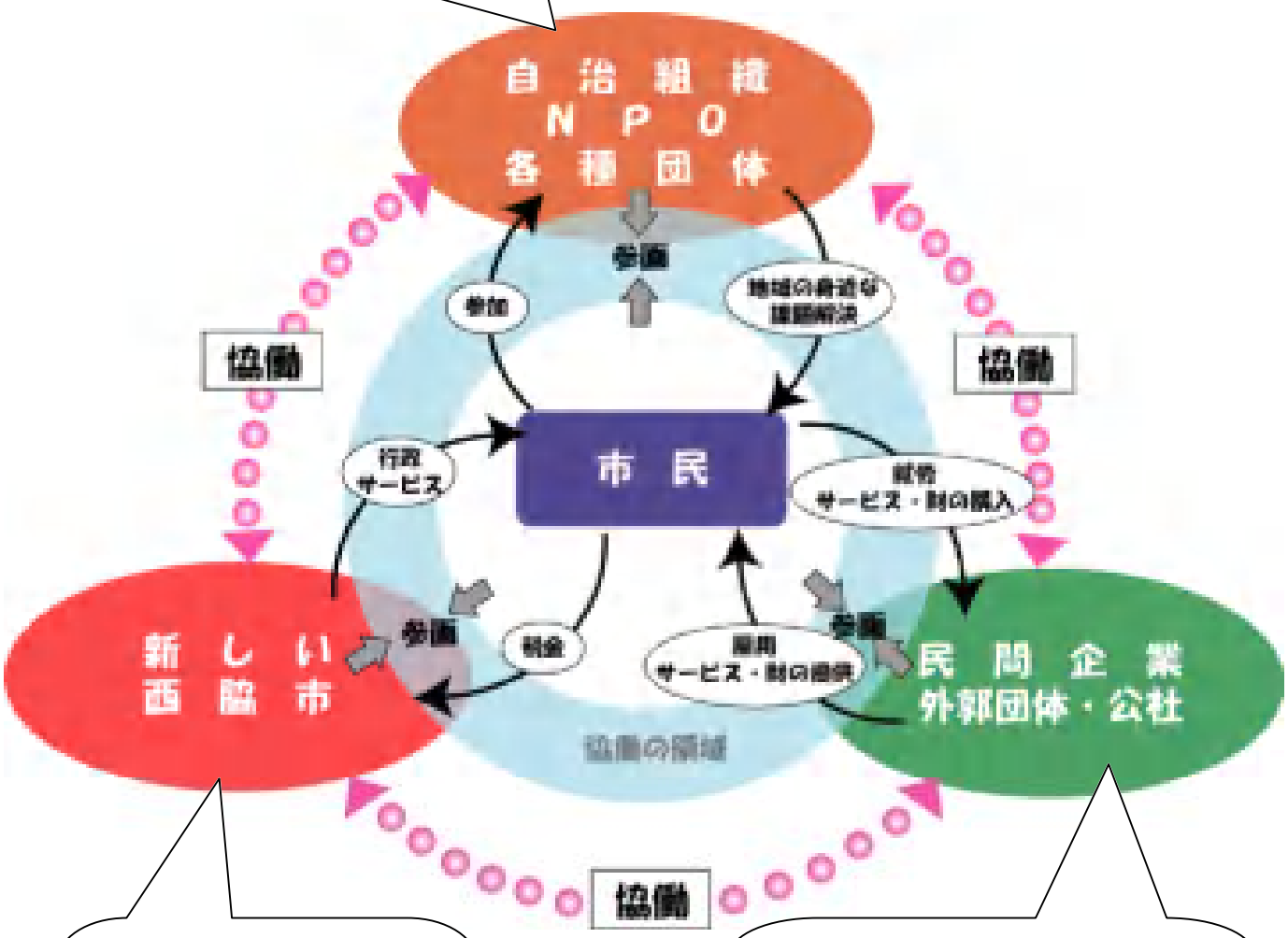

行政がすべきことは・・・

●行政組織の再編・スリム化
●民間の経営手法を導入
●財政基盤の強化
●事務の外部委託化・民営化の促進
●自治組織・ＮＰＯ・ボランティアなどの育成
など

民間企業、外郭団体・公社が すべきことは・・・

●公的サービス分野への参入
●企業市民としての社会貢献活動の促進
●自治組織・ＮＰＯ・各種団体との積極的な連携促進　など

多様な主体による参画と協働の推進
《市民自治》

○参画と協働の推進

自分たちのまちをより住みやすいまちにするために、市民・各種団体・NPO・企業・行政など、まちづくりに関わる多様な主体が、自らの持つ能力や知恵を出しあい、ともに力を合わせて新しい時代にふさわしいまちづくりを進めます。そのため、それぞれの役割と責任を明確にした「参画と協働のガイドライン」の策定を行い、参画と協働によるまちづくりの実現に努めます。

また、まちづくり学習会などを行い、市民の意識啓発を図ることにより、積極的なまちづくりへの参画を促すとともに、まちづくり活動を担う人材の育成につなげていきます。

さらに、行政が率先して市民参画モデル事業[1]や協働による事業を実践していくとともに、行政情報の積極的な公開・提供を行い、市民の提案や意見を広く市政へ反映していく仕組みづくりを進めます。

○市民自治体制の確立

地域課題の解決や地域ニーズに対応するため、自治会組織・女性団体・PTA・子ども会など特定の地域活動を行う組織を集約化することにより、地域コミュニティの再構築を図り、地域の意見を行政へ反映できる仕組みを確立するとともに、「公共」部門のうち、「共」に関わる部分を担う地域の自治組織の設置を検討します。

また、近年、市民ニーズの多様化が進み、公共的サービスの需要が拡大する中、公益性・社会性の高い活動を行うボランティア組織・ＮＰＯなどの市民組織が注目を集めていることから、新たな公共的サービスの担い手となるこれら組織の育成を図るとともに、その活動を積極的に支援していきます。

さらに、地域自治を担う組織や公共的サービスの担い手となるボランティア組織・ＮＰＯなどの公益的・社会的活動の促進を図るため、その活動・地域交流の拠点となる施設の整備を進めるとともに、地域通貨[2]の導入についての検討やコミュニティビジネスの活動支援を行うなど、お互いに支え合い、助け合うことのできるまちづくりを進めます。

そして、これら組織の活動を支援するため、その財源となるまちづくり活動の振興基金の創設、まちづくり基本条例や自治基本条例といった市民自治を推進していく指針となる条例の制定を検討するとともに、県民交流広場事業[3]の活用を図るなど、あらゆる側面からの支援策を積極的に検討し、多様な主体による自治体制の確立をめざします。

---

1 参画と協働の意義やメリットを目に見える形で実施する市民と行政の協働によるモデル的な事業（例えば公園整備など）をいいます。

2 互いに助けられ、支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、通貨としてサービスやモノと交換して循環させるシステムのことをいいます。

3 地域のさまざまな場面で培われつつある住民相互の参画と協働の取組を基盤として、住民一人ひとりが身近な地域において、芸術・文化、子育て、スポーツ活動など、多彩な分野で実践活動や生涯学習に取り組むことができる交流の広場づくりを進める兵庫県実施事業のことで、平成17年度から本格実施されます。

＜主要事業＞

施策の柱	主要事業
◆参画と協働の推進	○参画と協働のガイドラインの策定 ○まちづくり学習・意識啓発・人材育成推進事業 ○市民活動情報発信事業 ○情報公開・提供の推進 ○市政参画促進事業 ○市民活動の相談・支援を行う庁内推進体制の整備
◆市民自治体制の確立	○新たな市民自治の仕組みづくりの検討 ○コミュニティ施設整備事業 ○地域づくり活動推進事業 ○ボランティア・ＮＰＯなどの育成・活動支援事業 ○自治基本条例制定の検討 ○コミュニティビジネスの起業支援・地域通貨導入の検討

時代に対応した行財政運営の確立
《行財政改革》

○行政体制の整備

限られた財源の中で、最大限の効果を発揮できる自治体をめざし、行政改革大綱を策定するとともに、民間の経営手法を導入するなど、「選択と集中」を視点とした効果的・効率的な施策展開が可能となる行政運営を進めます。特に、行政評価システム[1]の有効性を高めるため、これまでも両市町で実施している行政内部による事業評価システムから、市民が参画できる評価システムへの移行を進めるとともに、政策形成から事業実施まで一体的な評価体系に基づき、計画・実行・評価・見直しが効果的に機能する評価システムの構築をめざします。

また、「市民ができることは市民へ」、「民間（企業）ができることは民間（企業）へ」の考え方を基本として、市民・企業・行政など多様な主体のまちづくりにおける役割分担を明確にし、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）[2]を推進することにより、財政負担の軽減と公共的サービスの向上を図ります。

新市の組織体制については、外郭団体の整理・統合を図り、行政事務の受け皿となる組織の強化を進めるとともに、行政内部の事務を軽減し、職員の適正配置により、組織全体のスリム化を図ります。

また、組織のフラット化[3]やスタッフ制[4]などの導入を検討し、迅速で柔軟な意思決定や対応ができる組織づくりを進めるとともに、地域の自治活動やコミュニティ活動の支援など、身近な行政ニーズに柔軟に対応する体制づくりにも努めます。

さらに、行政情報の電子化を図り、庁内の情報の共有を容易にするとともに、個人情報の保護に留意しながら、積極的な情報の受発信を行い、市民と情報を共有することによって、透明性の高い開かれた自治体をめざします。

○財政運営の効率化

財源プログラムや財政健全化計画の策定を進め、財政基盤の強化に努めるとともに、「選択と集中」に重点を置いた、メリハリのある施策展開と中・長期的な視野に立った実効性の高い計画的な財政運営を推進します。

また、事務効率の向上や職員のコスト意識の高揚を目的として、行政事務の改善を進めるとともに、行政評価システムと予算の連動を図ります。

---

1 行政が実施する施策や事務事業を、計画（ＰＬＡＮ）→施策（ＤＯ）→評価（ＣＨＥＣＫ）→改善（ＡＣＴＩＯＮ）という政策循環過程（マネジメントサイクル）を利用して、事務事業の結果を計り、貢献度や有効性などを客観的に評価し、改善方策につなげていくものです。

2 公共的サービスを行政のみならず民間企業や市民などと連携しながら提供しようとする概念・手法をいいます。

3 「組織規模が小さくなることによる目的意識の明確化」「意思決定の機動性や迅速性の向上」「職員の自発性の向上によるモラルの向上」などを目的として、中間管理職を廃し、グループに一人のリーダー（管理職）のみを配置するなど、従来のように縦割ではない、横のつながりを重視した組織体制をいいます。

4 従来の課・係など、縦割管理体制ではなく、職員一人ひとりがスタッフとして、特定の目的やプロジェクトに応じてグループを形成し、業務を行う体制をいいます。

○新しい地域支援制度の活用

地域経済の活性化に寄与する規制緩和、雇用の拡大などにつながる「構造改革特区」[1]や「地域再生計画」[2]をはじめ、地域の独自性を尊重した国の支援施策の活用に向け検討を進めるとともに、今後、新たに創設される地域支援制度についても導入を積極的に検討します。

＜主要事業＞

施策の柱	主要事業
◆行政体制の整備	○NPM[3] 導入推進事業 ○行政運営効率化の推進 ○PPP 推進事業 ○情報公開・提供の推進＜再掲＞ ○電子自治体推進事業 ○広域行政の推進
◆財政運営の効率化	○財政健全化の推進 ○下水道・農業集落排水事業会計の地方公営企業法適用の推進
◆新しい地域支援制度の活用	○地域支援制度導入の検討

1 経済・教育・福祉など、さまざまな分野において、地方自治体や民間事業者等の自発的な立案により、地域を限定して規制を撤廃・緩和し、地域経済の活性化や特色のあるまちづくりを進める制度をいいます。

2 地域経済の活性化や地域雇用の創出を図るため、地方公共団体が主体的に計画を策定し、その計画の実現に向け、国が支援策を講じるものです。

3 ニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management）の略で、民間企業の経営管理方式や、それを支える考え方などを公共部門に適用し、従来の行政管理のスタイルを改革しようとするものです。主な特徴としては、①行政事務の能率・効率の向上、②民営化やアウトソーシング（外部委託）の促進、③競争原理の導入によるインセンティブ（公的サービスの向上に対する意欲）の供与、④成果によるコントロールを通じた公共サービスの質の向上、⑤顧客、または消費者としての市民の位置づけ、⑥柔軟で分権的な行政管理組織体制の創出、⑦アカウンタビリティ（説明責任）の明確化とその確保、などがあげられます。

第5章　公共的施設の適正配置と統合整備

公共的施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、これまでの実績を踏まえ、利便性にも十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら、計画的に統合整備を推進していきます。

また、新市の一体的・効率的なまちづくりを進めていくため、施設の統合整備にあたっては、事業の効果や効率性について、市民の意見などを踏まえ、十分に議論するとともに、既存施設の有効活用や重複する施設の機能転換なども視野に入れ、検討していきます。

なお、合併にともない支所となる黒田庄町役場庁舎については、当分の間、地域総合事務所として整備し、地域住民に一定の行政サービスを提供するとともに、地域振興の拠点として必要な機能を担う現地解決型の事務所とします。

第6章　財政計画

6-1　前提条件

今後、新市においても、国における行財政改革による国庫補助金や地方交付税の削減が予想されるとともに、生産年齢人口の減少にともなう市税収入の減少が懸念されるなど、財源確保は一層厳しくなると考えられます。

このような中、財政計画は、新市まちづくり計画に必要な経費などを過去の決算状況や現在の地方財政制度などを十分考慮しながら、合併後概ね１０年間について普通会計[1]ベースで算定しています。

本計画に定められた施策事業を計画的に実施していくため、限られた財源の効率的な運用に努め、健全な財政運営を推進していきます。

※財政計画とは、合併後概ね10年間について、過去の決算状況や現行の地方財政制度などを参考に、将来の歳入・歳出を推計したものであり、個別の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なります。

【歳　入】

①地方税

過去の実績推移と今後の経済見通しなどを踏まえ、人口推移を勘案しながら現行制度を基本にして推計しています。

②地方譲与税･交付金

過去の実績推移を踏まえ、平成１６年度予算額を基本にして推計しています。

③地方交付税

現行の交付税制度に基づき、普通交付税の算定の特例（合併算定替）などにより算定するとともに、特別交付税についても合併支援措置を見込んで推計しています。

④分担金及び負担金

過去の実績推移を踏まえ、事業実施の動向を見込んで推計しています。

⑤使用料･手数料

過去の実績推移を踏まえ、平成１６年度予算額を基本にして推計しています。

⑥国･県支出金

過去の実績推移を踏まえ、投資的経費に係る補助金や合併市町村補助金などの合併に係る財政支援を見込んで推計しています。

[1] 地方財政統計上で用いられる会計区分で、企業会計や国民健康保険など特定の目的で設置された会計を除いた会計のことをいいます。

⑦財産収入･寄附金

過去の実績推移を踏まえ、事業実施の動向などを見込んで推計しています。

⑧繰入金

年度ごとの収支状況に応じて財政調整基金からの繰入れなどを見込んで推計しています。

⑨諸収入

過去の実績推移を踏まえ、平成１６年度予算額を基本にして推計しています。

⑩地方債

現行の地方財政制度を基本に、減税補てん債や臨時財政対策債の発行分を見込むとともに、新規事業に係る合併特例債や通常債の発行を見込んで推計しています。

【歳　出】

①人件費

合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の減少と合併による特別職、議会議員などの減少を見込んで推計しています。

②扶助費

過去の実績推移を踏まえ、人口推移を勘案するとともに、旧黒田庄町分として県から移譲される児童福祉や生活保護に係る経費の増加を見込んで推計しています。

③公債費

合併までに借り入れた地方債に係る償還額と合併後の新規事業に係る新たな借り入れに対する償還額を見込んで推計しています。

④普通建設事業費

新市まちづくり計画に基づく主要事業やその他の普通建設事業を見込んで推計しています。

⑤物件費

過去の実績推移を踏まえ、合併による経費削減と民間事業者などへの委託事業の増加などを見込んで推計しています。

⑥補助費等

過去の実績推移を踏まえ、病院建設事業や下水道事業などへの負担金の増加を見込んで推計しています。

⑦積立金

合併後の地域振興のための基金造成による積立金を見込んで推計しています。

⑧繰出金

現行制度を基本として過去の実績推移を踏まえ、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金を見込んで推計しています。

⑨その他の支出

維持補修費、投資及び出資金・貸付金などについて、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

6-2 歳入･歳出

【歳　入】

(単位:百万円)

区　　分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地　方　税	5,681	5,662	5,643	5,627	5,609	5,590	5,568	5,547	5,526	5,516	5,506
地方譲与税･交付金	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
地方交付税	4,284	4,427	4,495	4,555	4,529	4,496	4,379	4,439	4,489	4,510	4,524
分担金及び負担金	343	374	370	354	356	336	338	341	343	346	349
使用料･手数料	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405
国・県支出金	2,486	2,358	2,115	2,161	1,982	1,901	1,877	2,072	2,138	2,131	1,948
財産収入･寄附金	288	288	288	14	14	14	14	14	14	14	14
繰　入　金	750	748	1,079	524	605	423	201	179	90	89	89
諸　収　入	1,840	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,825	1,825	1,825	1,820	1,820
地　方　債	2,245	2,632	1,850	1,533	1,043	991	884	1,142	1,642	1,615	884
歳入合計	19,347	19,749	19,100	18,028	17,398	17,011	16,516	16,989	17,497	17,471	16,564

【歳　出】

(単位:百万円)

区　　分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人　件　費	3,267	3,038	2,821	2,815	2,829	2,769	2,664	2,611	2,560	2,544	2,438
扶　助　費	1,997	2,018	2,039	2,060	2,082	2,103	2,125	2,147	2,169	2,191	2,214
公　債　費	1,780	1,864	1,856	1,781	1,685	1,748	1,786	1,741	1,654	1,632	1,520
普通建設事業費	3,115	3,385	2,201	1,684	930	760	558	1,042	1,114	1,068	490
物　件　費	2,099	2,029	2,064	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046
補助費等	3,259	3,464	4,117	3,538	5,307	5,061	4,807	4,867	4,877	4,922	4,923
積　立　金	1	1	1	0	0	0	0	0	536	522	382
繰　出　金	2,473	2,594	2,645	2,748	1,163	1,168	1,174	1,179	1,185	1,190	1,195
その他の支出	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356
歳出合計	19,347	19,749	19,100	18,028	17,398	17,011	16,516	16,989	17,497	17,471	16,564

― 参 考 資 料 ―

1　計　画　策　定　の　経　緯

2　委　　員　　名　　簿

3　小 委 員 会 か ら の 提 言

4　知　　事　　協　　議

5　小　委　員　会　規　程

1　計画策定の経緯

①計画の策定体制

新市まちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併協議会で策定することとなっています。当協議会では、策定にあたり、合併協議会委員７名から構成する専門の小委員会（新市まちづくり計画検討小委員会）を設置し、審議を行いました。

また、行政内部においても、幹事会、関係専門部会、担当者会等で必要に応じ、協議、検討を行いました。

■合併協議会

両市町長、両市町議会の議長・議会選出議員、学識経験者の１９名により組織

■新市まちづくり計画検討小委員会

計画策定に向け、専門的に計画案の審議を行うために設置。合併協議会委員のうち、学識経験者７名（両市町各３名・共通委員１名）により組織

■幹事会

協議会、小委員会に提案する事項を審議するため設置。両市町助役、収入役、教育長、合併担当部課長等１３名により組織

■専門部会

所掌事務に関する専門的な調査、研究、調整等を行うため７部会を設置。両市町の課長等により組織

■新市まちづくり計画担当者会

計画策定の実務を行うため、必要に応じて開催。両市町の企画、まちづくり担当課長等により組織

②合併協議会等の協議経過

年　月　日	内　　容
平成15年 11月7日	○西脇市・黒田庄町合併協議会設置
11月7日 ～21日	○合併に関する住民意向調査 住民の意向を把握するとともに、計画策定の基礎資料とするため実施 ＜対象者＞　両市町に居住する高校１年生相当年齢以上のうち4,000人 （西脇市＝3,040人　黒田庄町＝960人） ＜回収率＞　46.2%（回収数　1,847票）
12月19日	○第２回合併協議会 「計画の策定方針」、「新市まちづくり計画検討小委員会の設置」を確認 （以降の合併協議会において、必要に応じ、小委員会活動の報告を行う。）
平成16年 1月20日	○第３回合併協議会 「合併に関する住民意向調査」の結果を報告
4月15日	○第６回合併協議会 計画に定める「新市の将来像」として、小委員会で選定された４候補から 「いのちいきいき　自然きらきら　共生のまち　にしわき」を選定 ＜その他３つの候補＞ 「豊かな心　輝く自然　うるおいと活力あふれる共生都市　にしわき」 「みどり輝き　ひと集い　やさしさ育むまち　にしわき」 「人つどい　心なごむ　匠さえる　やさしさのあるまち　にしわき」
7月12日 ～8月25日	○合併に関する住民説明会（第１回） 計画案の概要を説明 ＜会場数＞　22会場（西脇市＝８会場、黒田庄町＝14会場） ＜出席者＞　1,102人（西脇市＝640人、黒田庄町＝462人）
9月6日	○第11回合併協議会 小委員会から計画素案の最終報告と新しいまちづくりに向けた提言がされ、 最終報告の計画素案は会長から計画案として提案 ○兵庫県知事との事前協議
11月5日	○第13回合併協議会 計画案を最終確認 ○兵庫県知事との正式協議
11月11日 ～18日	○合併に関する住民説明会（第２回） 協議会で最終確認された計画の概要を説明 ＜会場数＞　３会場（西脇市＝１会場、黒田庄町＝２会場） ＜出席者＞　566人（西脇市＝324人、黒田庄町＝242人）
11月15日	○兵庫県知事の回答 正式協議の結果、計画について「異議がない」旨の回答
11月25日	○第14回合併協議会 兵庫県知事との協議結果を報告

③新市まちづくり計画検討小委員会の協議経過

回　　数	年　月　日	内　　容
第 1 回	平成15年 12月26日	○ 今後の小委員会の協議の進め方について ○ 新市将来構想の策定手順について ○ 計画の先進事例について
第 2 回	平成16年 1月29日	○ 都市像と将来像について ○ 合併の必要性と効果について ○ 住民意向調査の結果概要について ○ 両市町の現状・主要課題について ＜ワークショップ＞ ○ 新市の将来像・基本理念について ＜ワークショップ＞
第 3 回	2月23日	○ 前回のワークショップの取りまとめについて ○ 新市の基本理念と将来像について ○ 新市の都市構造について ＜ワークショップ＞ ○ 新市まちづくり計画（将来構想部分）の中間報告について
第 4 回	3月15日	○ 主要指標の見通しについて ○ 新市の都市構造について ○ 新市の基本理念について ○ 新市の将来像について ○ 新市まちづくり計画（将来構想部分）の中間報告について
第 5 回	4月8日	○ 計画素案についての意見及び対応について ○ 新市将来計画の策定手順について ○ 新市まちづくりの基本方針について ○ 主要施策について
第 6 回	5月19日	○ 新市の将来像（サブタイトル）について ○ 新市まちづくりの基本方針について ○ 合併に伴う財政措置及び財政計画について
第 7 回	6月24日	○ 新市のまちづくりの理念と将来像について ○ 新市の主要施策について ○ 公共的施設の統合整備と適正配置について
第 8 回	7月21日	○ 新市まちづくり計画の素案について ○ 計画策定スケジュール及び今後の小委員会活動について
第 9 回	9月2日	○ 計画素案の主な変更点及び住民説明会での意見について ○ 財政計画について ○ 新市の主要事業及び県実施事業について ○ 小委員会からの提言書について ○ 協議会での最終報告及び今後のスケジュールについて

※開催場所は、すべて西脇市生涯学習まちづくりセンター

2 委員名簿

①合併協議会

平成16年9月1日現在（敬称略）

区　分	氏　名	前任者氏名	職名・市町名等
会　長	内橋直昭		西脇市長
副会長	東野敏弘		黒田庄町長
議会選出	藤原正嗣	清瀬英也（～H16.4.29）	西脇市議会議長
	北脇敏敬		黒田庄町議会議長
	村井公平	西山勝敏（～H16.4.29）	西脇市議会議員
	上田平八	宮崎好史（～H16.7.14）	黒田庄町議会議員
学識経験者	神部良夫		西脇市
	小林茂夫		西脇市
	浅田康子		西脇市
	岩崎貞典		西脇市
	生田弘之		西脇市
	長谷川俊雄		黒田庄町
	三谷康		黒田庄町
	西村萬里子		黒田庄町
	宮崎正則		黒田庄町
	東野一彦		黒田庄町
	藤井良己		共通委員
	西山孝彦		共通委員
	櫛笥享夫	小畑則幸（～H16.3.31）	共通委員（県）

②新市まちづくり計画検討小委員会

区　分		氏　名	市町名等
学識経験者	委員長	長谷川俊雄	黒田庄町
	副委員長	小林茂夫	西脇市
	委　員	浅田康子	西脇市
		岩崎貞典	西脇市
		宮崎正則	黒田庄町
		東野一彦	黒田庄町
		西山孝彦	共通委員

3　小委員会からの提言

平成16年９月６日の第11回合併協議会において、新市まちづくり計画検討小委員会から計画素案の最終報告とともに、新しいまちづくりに向けた小委員会からの提言が行われました。

新しい西脇市のまちづくりに向けて
新市まちづくり計画検討小委員会からの提言

私たちの住む西脇市、黒田庄町では、平成15年11月に合併協議会が設置され、合併による新しいまちづくりに向けた具体的な協議が行われています。その一環として、私たちは合併協議会から新市のまちづくり計画の策定に関する付託を受け、小委員会を９回にわたり開催し、このたび計画の素案について一定の結論を得たところであります。

私たち小委員会のメンバー７名は、住民・生活者の視点から、合併により誕生する新しい西脇市がよりよいまちとなるよう、また、明るい夢や希望が持てるまちづくりへの期待を込め、自由な発想に基づき協議を重ねてきました。

この小委員会は、計画素案の報告をもってその役割を閉じることとなりますが、これまでの議論を踏まえ、法に基づき策定する新市まちづくり計画とあわせて、私たち小委員会委員の想いを取りまとめました。

今回の合併を新しいまちづくりへの絶好の機会ととらえ、新市まちづくり計画を“単なる理想”で終わらせることなく、計画に記された施策が新市において着実に実行されるよう次のことを提言いたします。

平成16年９月

西脇市・黒田庄町合併協議会
新市まちづくり計画検討小委員会

委員長	長谷川　俊雄
副委員長	小林　茂夫
委員	浅田　康子
	岩崎　貞則
	宮崎　正則
	東野　一彦
	西山　孝彦

【提言１：今後の計画の推進に向けて・・・】

新しい西脇市の将来像『いのちいきいき　自然きらきら　共生のまち　にしわき』の実現に向け、新市まちづくり計画に掲げる施策を着実に実施していくことが必要です。

そのため、

○ 新市のまちづくりに向けて、市民を含めた協議の場を設置するなど、合併までに、速やかな計画推進の取り組みへの着手

○ 新市まちづくり計画の理念や施策を十分に踏まえ、大局的な見地に立って、財政的に裏付けられた新市の行政運営のマニフェストとなるような総合計画の策定

を提言します。

【提言２：市民自治・地域自治の実現に向けて・・・】

新しい西脇市のまちづくりの主人公となり、まちを守っていくのは私たち市民です。この合併を契機に、市民と行政がともに力を合わせた新しい自治体制 ―協働による地域自治（ローカル・ガバナンス）― の確立が必要です。

そのため、

○ 市民主体のまちづくりの前提条件となる透明性の高い行政運営に向け、積極的な行政情報の公開

○ 市民と行政が対等な立場でのパートナーシップの構築に向け、事業の計画段階からの意見聴取を行うなど、市民参画の推進

○ 合併により市域が拡大する一方、小学校区など、より小さな地域でのまちづくりに向けた地域活動拠点の整備

○ 地域活動を支援するための行政体制の確立

○ 地域力を高める施策の重点的な実施

を提言します。

あわせて、市民自らも行政依存意識を変えていくことも必要です。

【提言３：行財政改革の実現に向けて・・・】

合併は、行財政の効率化と改革の最大のチャンスです。行財政運営の抜本的な改革に取り組み、健全な財政運営と効率的・効果的な行政運営を着実に進めることが必要です。

そのため、

○ 中・長期的な視野に立った財政計画の策定

○ 市民が参画できる行政評価システムの構築

○ 分野ごとの縦割り行政ではなく、部局間連携・施策間連携の強化と柔軟な組織・機構の構築、あわせて職員の意識改革の推進

を提言します。

4　知事協議

西黒協第 219号
16．　11．　5

兵庫県知事　　井　戸　敏　三　　様

西脇市・黒田庄町合併協議会
会　長　　内　橋　直　昭

西脇市・黒田庄町の合併に係る市町村建設計画（新市まちづくり計画）について

みだしのことについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条第３項の規定により協議いたします。

市 振 第 ２ ２ ５ ９ 号
平成１６年１１月１５日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会　長　　内　橋　直　昭　様

兵庫県知事　　井　戸　敏　三

西脇市・黒田庄町の合併に係る新市まちづくり計画について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第５条第３項の規定に基づき、平成１６年１１月５日付け西黒協第２１９号で協議のありました標記の件について、異議ありません。

5　小委員会規程

西脇市･黒田庄町合併協議会小委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第11条第２項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会（以下「小委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所掌事務）

第２条　小委員会の名称及び所掌事務は、次のとおりとする。

名　　称	所　掌　事　務
新市まちづくり計画検討小委員会	新市まちづくり計画の策定に関し、調査及び審議する事務

（組織）

第３条　小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

２　小委員会の委員の選出は、８人以内とする。

３　委員の選出区分は、別表のとおりとする。

（委員長等）

第４条　小委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選とする。

３　委員長は、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長の命により又は委員長が必要に応じて招集する。

２　会議は、委員の３分の２以上の出席がなければ開くことができない。

３　委員長は、会議の議長となる。

（関係者の出席）

第６条　小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（報告）

第７条　委員長は、小委員会における調査及び審議の結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第８条　小委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成15年12月19日から施行する。

別表（第３条関係）

委員の選出区分

委　　員	新市まちづくり計画検討小　　委　　員　　会
１号委員	－
２号委員	－
３号委員	７名
計	７名

西　脇　市
新市まちづくり計画

平成17年2月発行
編集・発行 ／ 西脇市・黒田庄町合併協議会
兵庫県西脇市西脇771-7